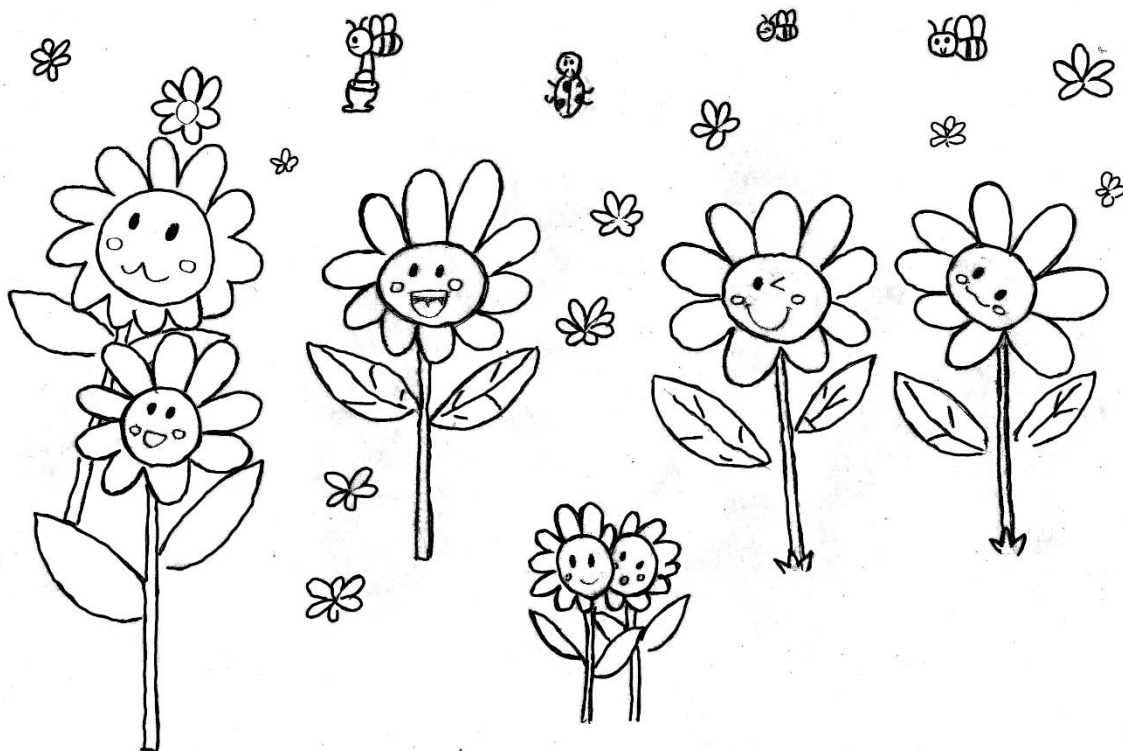


第5期

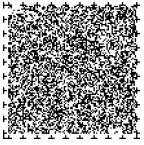
茅ヶ崎市障害者保健福祉計画

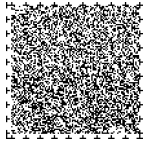
《平成30～32年度》



平成30年3月

茅ヶ崎市





はじめに

本市では、目指す将来像として「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」を掲げ、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 4 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進のため、様々な施策に取り組んできました。

この 3 年間で、障害者福祉を取り巻く状況は、大きな変化がありました。

平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行、同年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、障害者への合理的配慮、障害者、高齢者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していくことが重要となってきました。こうした中、平成 28 年 7 月に、「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。

「第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」は、こうした状況を踏まえ、障害者が地域生活の中で感じている困りごと等をお聞きし、本計画で取り組むべき課題として整理した上で、「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会」において議論し策定いたしました。

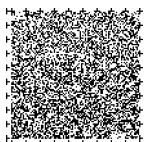
平成 30 年度からは改正「障害者総合支援法」及び改正「児童福祉法」が施行されます。障害者のニーズに応えるため新たな障害福祉サービスが創設されるとともに、障害特性の理解をさらに促進していかなければなりません。

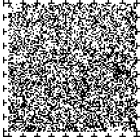
本計画を着実に実行していくため、行政だけではなく、障害者、医療、教育、労働、地域、福祉、保健等の多様な主体が協働し、相互に連携して各種の施策に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただきました皆さま、熱心にご議論いただきました「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会」の委員の方々に心より厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

茅ヶ崎市長 服部 信明





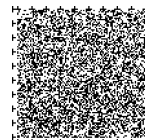
○元号の表記に関する注意点

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）が、平成 31 年 4 月 30 日に施行され、天皇陛下が御退位なされます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、本計画書の作成時点（平成 30 年 3 月時点）においては、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定による政令の改正が行われていないため、本計画書における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。

本計画書の表紙絵、および本文中の挿絵は、障害者就労支援施設を利用している障害者が描いたものです。

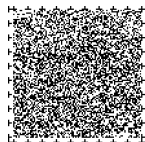
本計画書の本文やタイトルに＊を付けている用語につきましては、資料編の「用語解説」に解説を掲載しています（なお、同じ用語が複数箇所に出てくる場合には、最初に出てくる箇所に＊を付けています）。

図表に記載されている統計やアンケート結果の構成比は小数点第 2 位を四捨五入した上で表記していることから、表示上の構成比を合計しても 100.0%にならない場合があります。

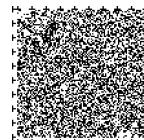


目 次

第1章 本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 本計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・	3
第2節 本計画の位置づけ・・・・・・・・	5
第3節 本計画の対象者・・・・・・・・	6
第4節 本計画の実施期間・・・・・・・・	7
第5節 本計画の策定体制・・・・・・・・	8
第2章 本市の障害者の現状・・・・・・・・	9
第1節 身体障害者及び自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数・・	11
第2節 知的障害者・・・・・・・・	15
第3節 精神障害者及び自立支援医療（精神通院）受給者数・・・・・・・・	18
第4節 その他の障害・・・・・・・・	21
第5節 障害支援区分・・・・・・・・	22
第6節 各障害の障害者手帳所持者数の将来推計・・・・・・・・	23
第3章 前計画の振り返り・・・・・・・・	25
第1節 前計画の振り返り・・・・・・・・	27
第2節 基本方針1「身近な地域の支援体制の強化」・・・・・・・・	28
第3節 基本方針2「障害者の健康を支える体制の強化」・・・・・・・・	31
第4節 基本方針3「障害者の生活基盤の強化」・・・・・・・・	32
第5節 基本方針4「社会参加と自己実現への支援」・・・・・・・・	35
第6節 基本方針5「障害のある子どもの成長支援」・・・・・・・・	37
第7節 基本方針6「安全・安心のまちづくりの推進」・・・・・・・・	38
第4章 本計画において取り組むべき課題・・・・・・・・	39
第1節 課題抽出のプロセス・・・・・・・・	41
第2節 本計画において取り組むべき課題・・・・・・・・	42
第5章 本計画の全体像・・・・・・・・	55
第1節 基本理念と目指す将来像・・・・・・・・	57
第2節 基本方針・・・・・・・・	59
第3節 施策体系・・・・・・・・	60

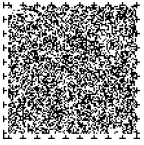


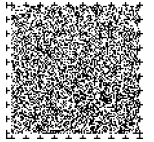
第6章 施策の具体的な展開	61
第1節 基本方針1 身近な地域の支援体制の強化	63
第2節 基本方針2 障害者の健康を支える体制の強化	70
第3節 基本方針3 障害者の生活基盤の強化	72
第4節 基本方針4 社会参加と自己実現への支援	78
第5節 基本方針5 障害のある子どもの成長支援	82
第6節 基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進	84
第7章 障害福祉計画にかかる成果目標及び見込み量の設定	87
第1節 障害福祉計画における成果目標	89
第2節 障害福祉サービスの見込み量	93
第3節 地域生活支援事業の見込み量	99
第8章 障害児福祉計画にかかる成果目標及び見込み量の設定	107
第1節 障害児福祉計画における成果目標	109
第2節 障害児福祉サービスの見込み量	111
第9章 本計画の推進	113
第1節 本計画の推進体制について	115
第2節 本計画の進捗管理について	117
資料編	119
第1節 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会	121
第2節 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議	126
第3節 茅ヶ崎市自立支援協議会	128
第4節 障害者アンケート調査の実施概要	132
第5節 市民向けアンケート調査の実施概要	133
第6節 障害者ヒアリング調査の実施概要	134
第7節 パブリックコメント実施概要	135
第8節 用語解説	137



第 1 章

本計画の概要





第1章 本計画の概要

第1節 本計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動き

茅ヶ崎市（以下、本市）における「第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」（以下、前計画）の策定以降、国の障害者制度においては、いくつかの大きな動きが見られました。

まず、国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約*」）の批准に向けた国内法の整備の一環として平成 25 年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法*」）が、平成 28 年4月に施行されました。また、同年中に改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」・同年4月一部施行）や「成年後見制度*の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」・同年5月施行）、改正「発達障害*者支援法」（同年8月施行）といった法律が施行される等、障害者を取り巻く課題や社会環境、当事者のニーズ等を踏まえた法改正が行われ、それに伴い新たな施策が展開されています。

さらに、平成 30 年4月には、障害者の地域生活を支える多様な福祉サービスの基盤となる改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、改正「障害者総合支援法*」）や、多様化する障害児支援のニーズにきめ細やかに対応することを目的とした改正「児童福祉法*」が施行されます。

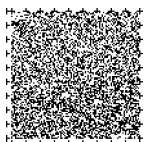
加えて、障害者制度を含む福祉制度に対するニーズも変化してきており、従来の障害者や子ども、高齢者といった縦割りで整備された支援制度のもとでは、対応が困難なケースも多くなっています。また、社会的孤立の問題等も顕在化しており、地域でお互いに支え合うことが求められています。

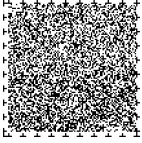
そこで、平成 28 年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、障害者や子ども、高齢者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。また、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、具体策の検討が行われており、こうした検討結果の1つとして、地域共生社会の実現に向けて地域住民等や市町村が取り組むべき事項等を規定した改正「社会福祉法」が平成 30 年4月に施行されます。

(2) 神奈川県動き

神奈川県においては、障害者の自立及び社会参加の支援策を推進するための基本計画である「かながわ障害者計画」（計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度）に基づき、様々な施策が展開されてきました。これと並行して、県は、国における障害者差別解消法の施行に合わせ、平成 28 年4月に「神奈川県障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進しています。また、平成 27 年4月には手話の普及等に関する施策を推進するため、「神奈川県手話言語条例」が施行されました。

こうした施策の進展がみられる一方、平成 28 年7月には、県立の障害者支援施設「津久井



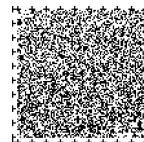


やまゆり園」において、痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、県では、4力条からなる「ともに生きる社会かながわ憲章」を平成 28 年 10 月に制定する等、共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

（３）本市の動きと計画策定の趣旨

本市では、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする前計画を策定し、「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」という将来像の実現に向け、様々な施策・事業を展開してきました。計画策定から 3 年が経過し、前計画に盛り込まれた多くの事業について、一定の成果が得られたものの、課題も明確となりました。

そこで、前計画に定める目指す将来像や基本理念を継承しつつ、障害者を取り巻く環境の変化への対応に向けて、求められる障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間を計画期間とした「第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」（以下、本計画）を策定します。



第2節 本計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

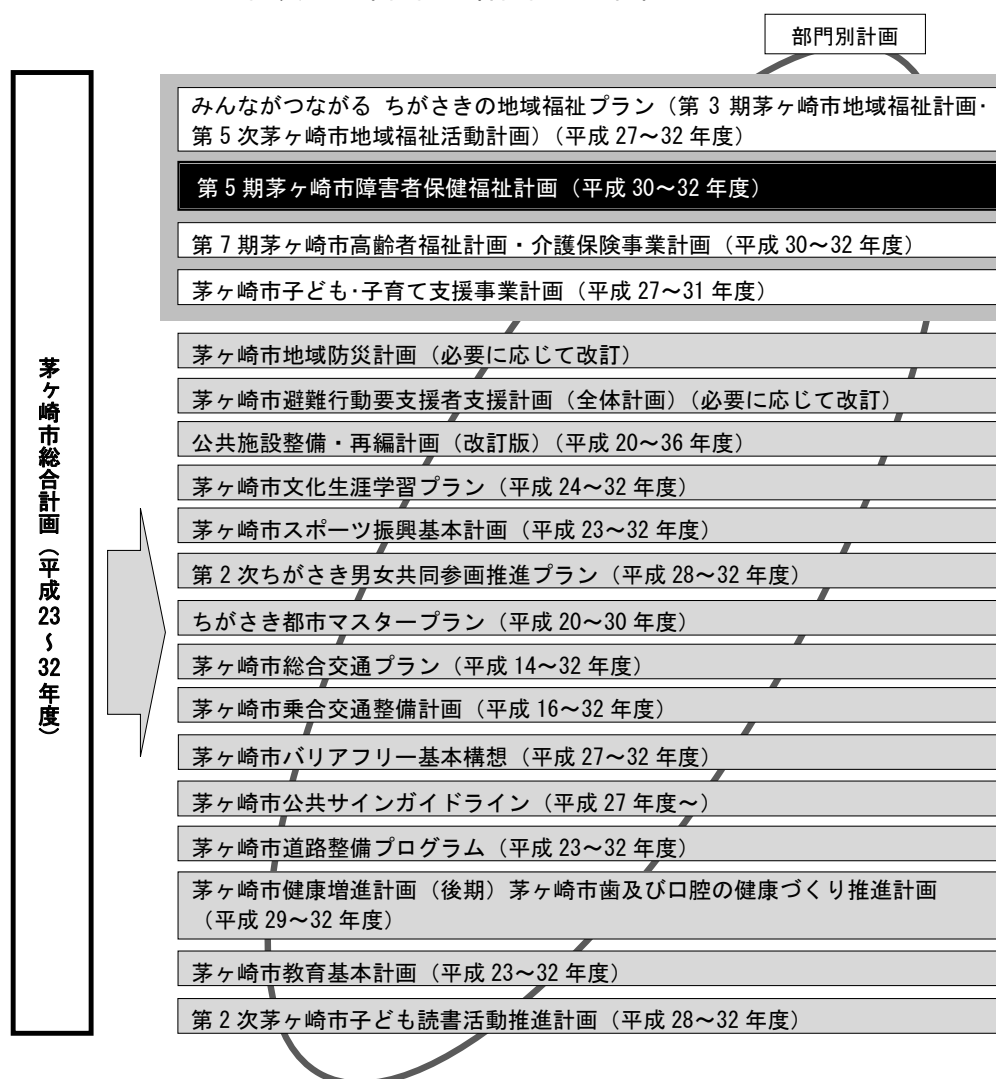
本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、改正「障害者総合支援法」の第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正「児童福祉法」の第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

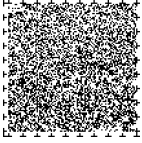
(2) 市政における位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「茅ヶ崎市総合計画」における障害者分野の部門別計画として位置づけられます。

また、保健福祉分野の総合計画である「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン（第 3 期茅ヶ崎市地域福祉計画・第 5 次茅ヶ崎市地域福祉活動計画）」や、他の福祉分野の計画である「第 7 期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」、並びに、教育、スポーツ、交通、生活安全等の障害者施策と関連がある各計画との整合を図ります。

図表 1 本計画と各計画との位置づけ





第3節 本計画の対象者

本計画の主たる対象者は、障害者基本法や改正「障害者総合支援法」、改正「児童福祉法」に規定される「障害者」及び「障害児」の定義に該当する方とします。なお、これらの法律で規定されている障害者及び障害児の定義は以下の通りです。

【障害者】

○障害者基本法第2条第1項

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者】

○障害者総合支援法第4条第1項

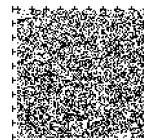
- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

【障害児】

○児童福祉法第4条第2項

- 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

※児童福祉法における「児童」の定義は満18歳に満たない者を指す。



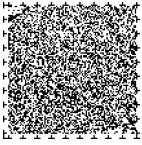
第4節 本計画の実施期間

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と改正「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画、改正「児童福祉法」に基づく市町村障害児福祉計画という3つの計画を一体的に策定するものです。

本計画の期間は、平成30年度～平成32年度の3年間とします。

図表 2 本計画の期間

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
茅ヶ崎市障害者保健福祉計画							
		第4期			第5期		
	市町村障害者計画			見直し			見直し
	市町村障害福祉計画			見直し			見直し
	市町村障害児福祉計画			新規策定			見直し



第5節 本計画の策定体制

本計画は、附属機関である委員会を設置し、前計画の進捗状況の評価や、各種調査による課題の分析、施策の検討を行いながら策定しました。

（１）茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会の設置

本計画の策定に当たり、公募の市民、福祉団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員で構成される「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会」（以下「推進委員会」）を設置し、前計画の評価を行うとともに、本計画の内容について審議・答申を行いました。

（２）茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議の設置

本計画の策定に当たり、庁内各課が展開する障害者施策の抽出・整理、施策の体系化を図るために、「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議」（以下「推進調整会議」）を設置し、庁内の横断的かつ総合的な調整を行いました。

（３）茅ヶ崎市自立支援協議会からの意見を反映

本計画の策定に当たり、「茅ヶ崎市自立支援協議会」（以下「自立支援協議会」）から現行の障害者施策にかかる課題や改善策等に関する意見を収集し、推進委員会での審議を経て、同意見を本計画に反映しました。

（４）アンケート調査による障害者の意向把握

本計画の策定に当たり、本市在住の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、発達障害・高次脳機能障害*、難病*）を対象に「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定のためのアンケート調査」（以下「障害者アンケート調査」）を実施し、生活する上での課題や、本市の障害者施策に関する課題、施策ニーズ等を把握しました。

（５）アンケート調査による市民の意識把握

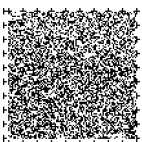
本計画の策定に当たり、市民を対象に「障害のある方への理解に関するアンケート調査」（以下「市民向けアンケート調査」）を実施し、障害に対する市民の理解の状況や意識等について把握しました。

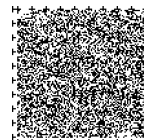
（６）ヒアリング調査による障害者や家族等の意向把握

本計画の策定に当たり、障害者やその家族等を対象にヒアリング調査（以下「障害者ヒアリング調査」）を実施し、現状における生活する上での課題や本市の障害者施策に対する要望等を把握しました。

（７）パブリックコメントによる市民の意向把握

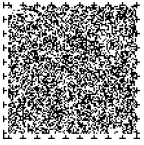
本計画の策定に当たり、本計画（素案）に対するパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは市内20か所に意見箱を設置するとともに、本計画（素案）を本市ホームページ等で公表し、広く市民の意見・提案を本計画に反映するよう努めました。

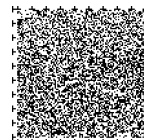




第 2 章

本市の障害者の現状





第2章 本市の障害者の現状

第1節 身体障害者及び自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数

（1）身体障害者手帳*所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数をみると、平成 29 年度は 5,921 人と、平成 24 年度に比べて 0.9% 増加しています。一方、対総人口比（総人口に占める身体障害者手帳所持者数の割合）は 2.5% 前後で推移しており、直近の平成 29 年度は 2.47% となっています。

手帳所持者数は、増加傾向にありますが、この要因としては高齢に伴う心身の変化により手帳取得される方が増えていることが挙げられます。

図表 3 身体障害者手帳所持者数（各年 4 月 1 日現在）

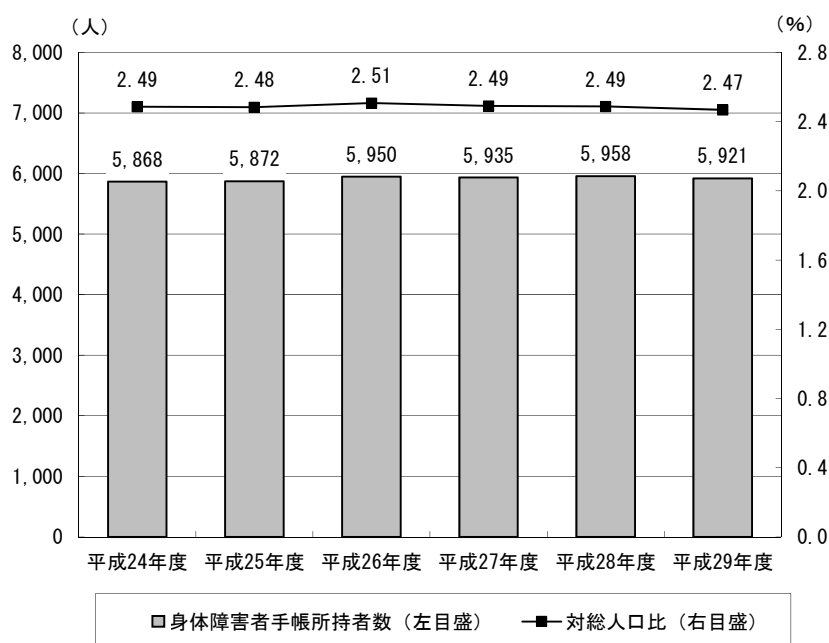
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手帳所持者数	5,868 人 (100.0)	5,872 人 (100.1)	5,950 人 (101.4)	5,935 人 (101.1)	5,958 人 (101.5)	5,921 人 (100.9)
総人口	235,903 人 (100.0)	236,420 人 (100.2)	237,269 人 (100.6)	238,213 人 (101.0)	239,476 人 (101.5)	239,891 人 (101.7)
対総人口比	2.49%	2.48%	2.51%	2.49%	2.49%	2.47%

注 1）（ ）内の数値は、平成 24 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

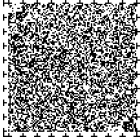
注 2）総人口は平成 24 年度から平成 27 年度は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年度、平成 29 年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

出所：障害福祉課

図表 4 身体障害者手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



出所：障害福祉課



(2) 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳

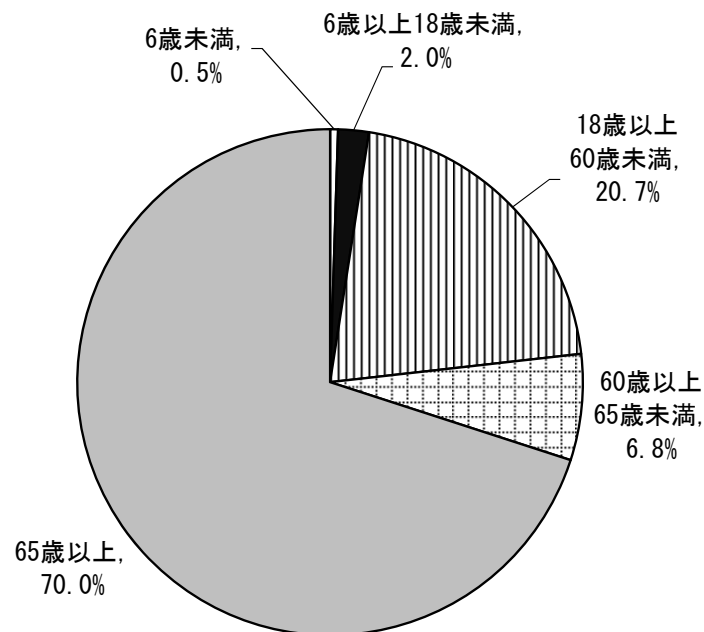
身体障害者手帳所持者を年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が全体の 7 割を占めています。

図表 5 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳（平成 29 年 4 月 1 日現在）

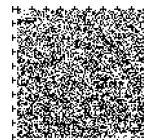
	人数	構成比
6 歳未満	30人	0.5%
6 歳以上 18 歳未満	116人	2.0%
18 歳以上 60 歳未満	1,228人	20.7%
60 歳以上 65 歳未満	401人	6.8%
65 歳以上	4,146人	70.0%
手帳所持者数	5,921人	100.0%

出所：障害福祉課

図表 6 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比（平成 29 年 4 月 1 日現在）



出所：障害福祉課



(3) 身体障害者手帳所持者の障害種別内訳

身体障害者手帳所持者を障害種別にみると、肢体不自由者が最も多く、平成 29 年度の肢体不自由者数は 4,285 人と、平成 24 年度に比べると 4.6%増加しています。また、平成 29 年度の内部障害*者数は 2,062 人と、平成 24 年度から 6.9%増加しています。

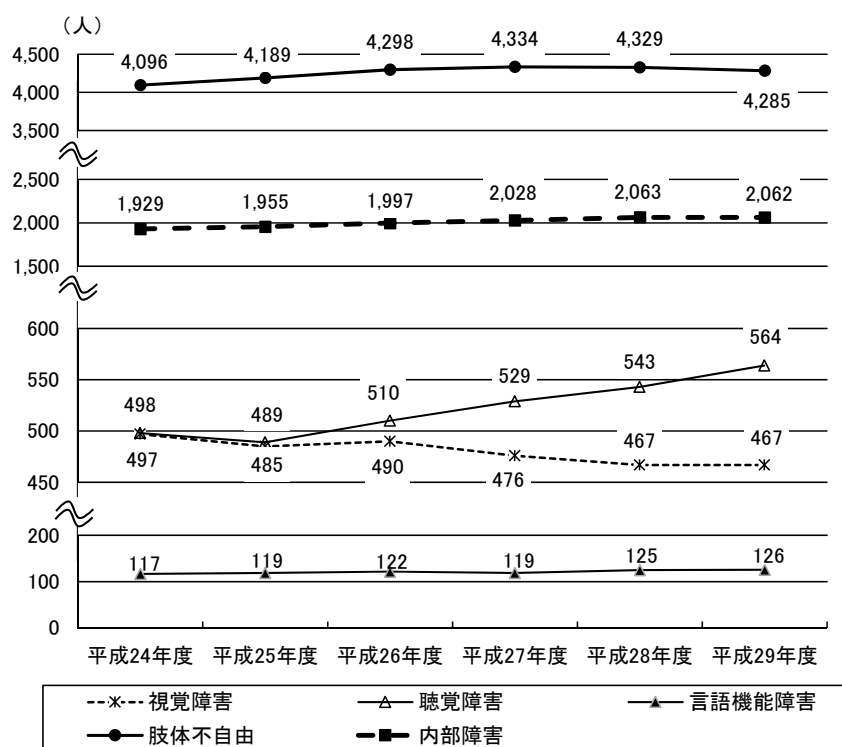
図表 7 身体障害者手帳所持者の障害種別内訳（各年 4 月 1 日現在）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視覚障害	497 人 (100.0)	485 人 (97.6)	490 人 (98.6)	476 人 (95.8)	467 人 (94.0)	467 人 (94.0)
聴覚障害	498 人 (100.0)	489 人 (98.2)	510 人 (102.4)	529 人 (106.2)	543 人 (109.0)	564 人 (113.3)
言語機能障害	117 人 (100.0)	119 人 (101.7)	122 人 (104.3)	119 人 (101.7)	125 人 (106.8)	126 人 (107.7)
肢体不自由	4,096 人 (100.0)	4,189 人 (102.3)	4,298 人 (104.9)	4,334 人 (105.8)	4,329 人 (105.7)	4,285 人 (104.6)
内部障害	1,929 人 (100.0)	1,955 人 (101.3)	1,997 人 (103.5)	2,028 人 (105.1)	2,063 人 (106.9)	2,062 人 (106.9)

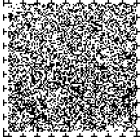
注) () 内の数値は、平成 24 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

出所：障害福祉課

図表 8 身体障害者手帳所持者の障害種別の推移（各年 4 月 1 日現在）



出所：障害福祉課



（４）身体障害者手帳所持者（各障害種類）の障害程度別の内訳

身体障害者手帳所持者に関して、各障害種類（視覚障害、肢体不自由等）の障害程度別の内訳をみると、内部障害（心臓・じん臓・その他）では１級が 1,504 人と最も多くなっています。一方、肢体不自由では４級が 1,271 人と最も多くなっています。

図表 9 身体障害者手帳所持者（各障害種類）の障害程度別の内訳（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級
視覚障害	101 人	164 人	41 人	29 人	97 人	35 人
聴覚障害	0 人	162 人	75 人	130 人	0 人	197 人
言語機能障害	0 人	0 人	78 人	48 人	0 人	0 人
肢体不自由	556 人	911 人	990 人	1,271 人	330 人	227 人
内部障害	1,504 人	11 人	146 人	401 人	0 人	0 人
心臓	960 人	0 人	86 人	60 人	0 人	0 人
じん臓	504 人	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人
その他	40 人	11 人	59 人	340 人	0 人	0 人

出所：障害福祉課

（５）自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者数の推移

自立支援医療受給者のうち、更生医療受給者をみると、直近の平成 29 年は 103 人と、平成 24 年に比べると 83.9%増加しています。

一方、育成医療受給者数については、平成 29 年時点で 28 人となっています。

図表 10 自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数（各年 3 月 31 日現在）

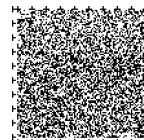
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自立支援医療受給者数	82 人 (100.0)	93 人 (113.4)	112 人 (136.6)	91 人 (111.0)	113 人 (137.8)	131 人 (159.8)
更生医療受給者数	56 人 (100.0)	69 人 (123.2)	82 人 (146.4)	69 人 (123.2)	98 人 (175.0)	103 人 (183.9)
育成医療受給者数	26 人 (100.0)	24 人 (92.3)	30 人 (115.4)	22 人 (84.6)	15 人 (57.7)	28 人 (107.7)
総人口	235,903 人 (100.0)	236,420 人 (100.2)	237,269 人 (100.6)	238,213 人 (101.0)	239,476 人 (101.5)	239,891 人 (101.7)
対総人口比	0.03%	0.04%	0.05%	0.04%	0.05%	0.05%

注 1) () 内の数値は、平成 24 年の数値を 100 とした場合の各年の指数を表している。

注 2) 総人口は平成 24 年から平成 27 年は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年、平成 29 年は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

注 3) 総人口は各年 4 月 1 日現在の数値。

出所：障害福祉課



第2節 知的障害者

(1) 療育手帳*所持者数の推移

療育手帳所持者数をみると、直近の平成 29 年度は 1,386 人となっており、平成 24 年度に比べて 28.7%増加しています。また、平成 29 年度の対総人口比（総人口に占める療育手帳所持者数の割合）は 0.58%となっています。

手帳所持者数は、増加傾向にあります。この要因としては障害の早期発見・支援体制の充実等により、手帳取得される方が増えていることが挙げられます。

図表 11 療育手帳所持者数（各年 4 月 1 日現在）

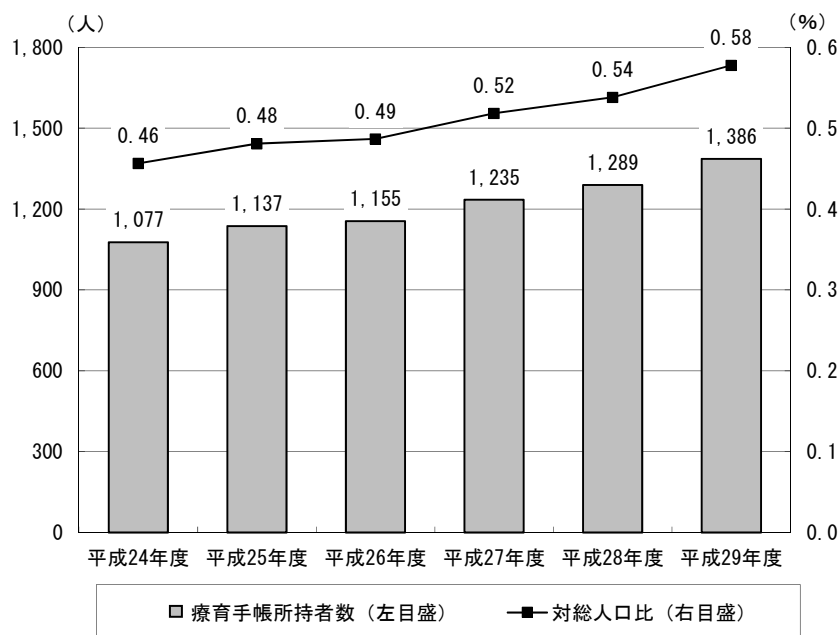
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手帳所持者数	1,077 人 (100.0)	1,137 人 (105.6)	1,155 人 (107.2)	1,235 人 (114.7)	1,289 人 (119.7)	1,386 人 (128.7)
総人口	235,903 人 (100.0)	236,420 人 (100.2)	237,269 人 (100.6)	238,213 人 (101.0)	239,476 人 (101.5)	239,891 人 (101.7)
対総人口比	0.46%	0.48%	0.49%	0.52%	0.54%	0.58%

注 1) () 内の数値は、平成 24 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

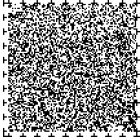
注 2) 総人口は平成 24 年度から平成 27 年度は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年度、平成 29 年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

出所：障害福祉課

図表 12 療育手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



出所：障害福祉課



(2) 療育手帳所持者の年齢別内訳

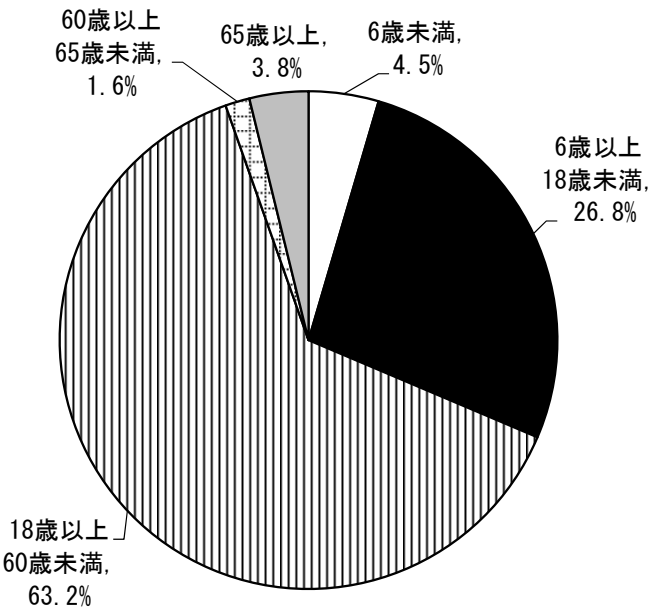
療育手帳所持者を年齢別にみると、18 歳未満（「6 歳未満：4.5%」と「6 歳以上 18 歳未満：26.8%」の合計）が全体の 31.3%を占めています。また、18 歳～64 歳（「18 歳以上 60 歳未満：63.2%」と「60 歳以上 65 歳未満：1.6%」の合計）は 64.8%、65 歳以上の高齢者については 3.8%となっています。

図表 13 療育手帳所持者の年齢別内訳（平成 29 年 4 月 1 日現在）

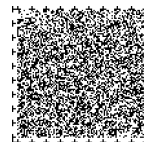
	人数	構成比
6 歳未満	63 人	4.5%
6 歳以上 18 歳未満	372 人	26.8%
18 歳以上 60 歳未満	876 人	63.2%
60 歳以上 65 歳未満	22 人	1.6%
65 歳以上	53 人	3.8%
手帳所持者数	1,386 人	100.0%

出所：障害福祉課

図表 14 療育手帳所持者の年齢別構成比（平成 29 年 4 月 1 日現在）



出所：障害福祉課



(3) 療育手帳所持者の障害程度別内訳

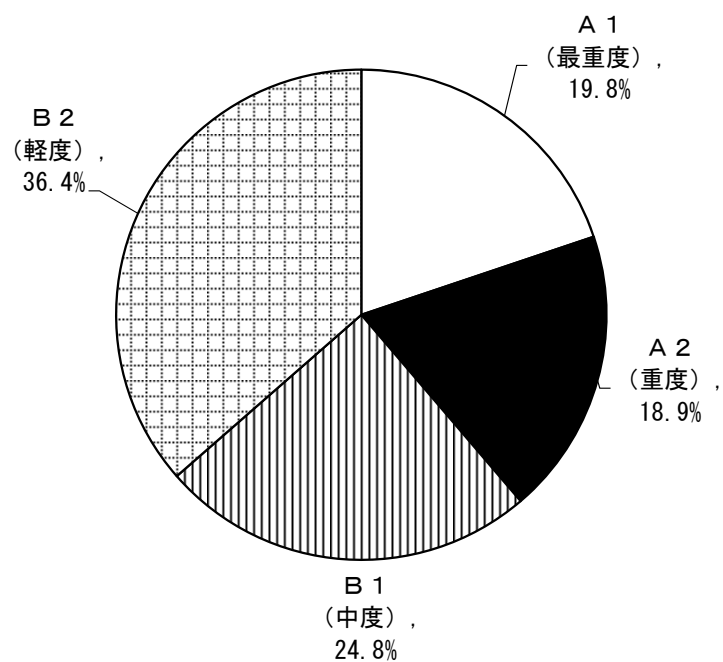
療育手帳所持者を障害程度別にみると、「B2（軽度）」が 36.4%と最も多くなっています。

図表 15 療育手帳所持者の障害程度別内訳（平成 29 年 4 月 1 日現在）

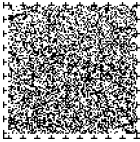
	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合計
手帳所持者数	275 人	262 人	344 人	505 人	1,386 人
構成比	19.8%	18.9%	24.8%	36.4%	100.0%

出所：障害福祉課

図表 16 療育手帳所持者の障害程度別構成比（平成 29 年 4 月 1 日現在）



出所：障害福祉課



第3節 精神障害者及び自立支援医療（精神通院）受給者数

（１）精神障害者保健福祉手帳*所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成 29 年度は 1,538 人と、平成 24 年度から 36.8%増加しています。また、障害程度別にみると、特に３級（軽度）の増加が目立ちます。なお、対総人口比（総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合）は、平成 24 年度の 0.48%から平成 29 年度は 0.64%へと 0.16 ポイント上昇しています。

手帳所持者数は、増加傾向にあります。この要因としては社会情勢等により精神的な疾病を患う方が増加していることにより、手帳取得される方が増えていることが挙げられます。

図表 17 精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年 4 月 1 日現在）

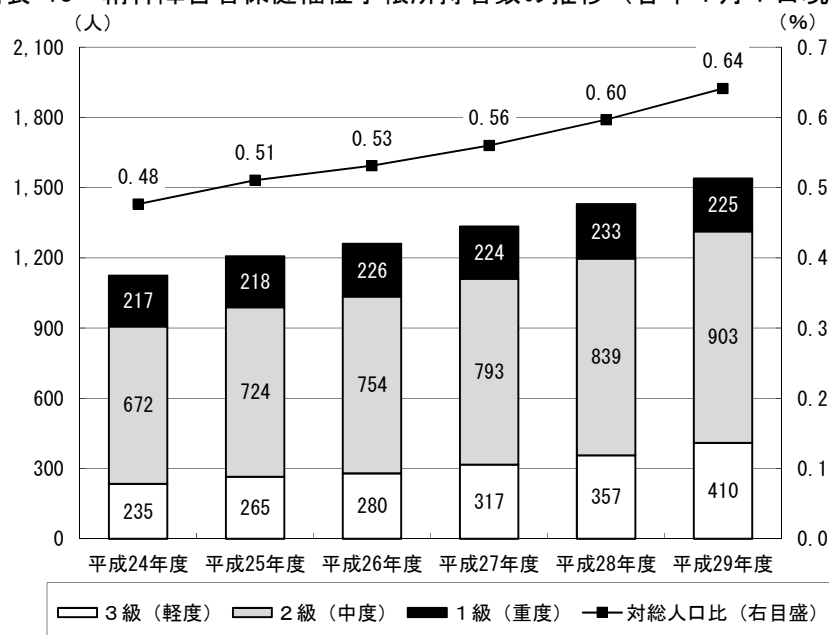
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手帳所持者数	1,124 人 (100.0)	1,207 人 (107.4)	1,260 人 (112.1)	1,334 人 (118.7)	1,429 人 (127.1)	1,538 人 (136.8)
1 級（重度）	217 人 (100.0)	218 人 (100.5)	226 人 (104.1)	224 人 (103.2)	233 人 (107.4)	225 人 (103.7)
2 級（中度）	672 人 (100.0)	724 人 (107.7)	754 人 (112.2)	793 人 (118.0)	839 人 (124.9)	903 人 (134.4)
3 級（軽度）	235 人 (100.0)	265 人 (112.8)	280 人 (119.1)	317 人 (134.9)	357 人 (151.9)	410 人 (174.5)
総人口	235,903 人 (100.0)	236,420 人 (100.2)	237,269 人 (100.6)	238,213 人 (101.0)	239,476 人 (101.5)	239,891 人 (101.7)
対総人口比	0.48%	0.51%	0.53%	0.56%	0.60%	0.64%

注 1) () 内の数値は、平成 24 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

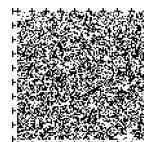
注 2) 総人口は平成 24 年度から平成 27 年度は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年度、平成 29 年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

出所：障害福祉課

図表 18 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

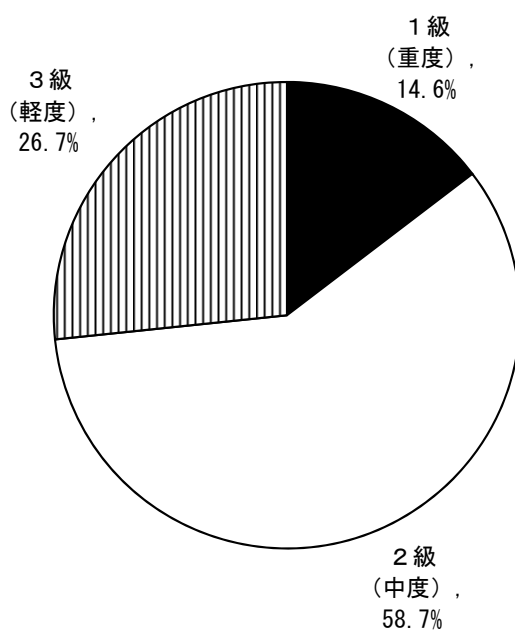


出所：障害福祉課

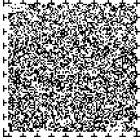


精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳を障害程度別にみると、平成 29 年度は、「2 級（中度）」が 58.7%と最も多く、以下、「3 級（軽度）」が 26.7%、「1 級（重度）」が 14.6%となっています。

図表 19 精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度別構成比（平成 29 年 4 月 1 日現在）



出所：障害福祉課



(2) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神疾患で通院する方に支給している自立支援医療（精神通院）の受給者数をみると、平成 29 年度は 3,115 人と、平成 24 年度に比べると 19.9%増加しています。

また、対総人口比（総人口に占める自立支援医療（精神通院）受給者数の割合）も平成 24 年度の 1.10%から平成 29 年度は 1.30%へと 0.20 ポイント上昇しています。

図表 20 自立支援医療（精神通院）受給者数（各年 4 月 1 日現在）

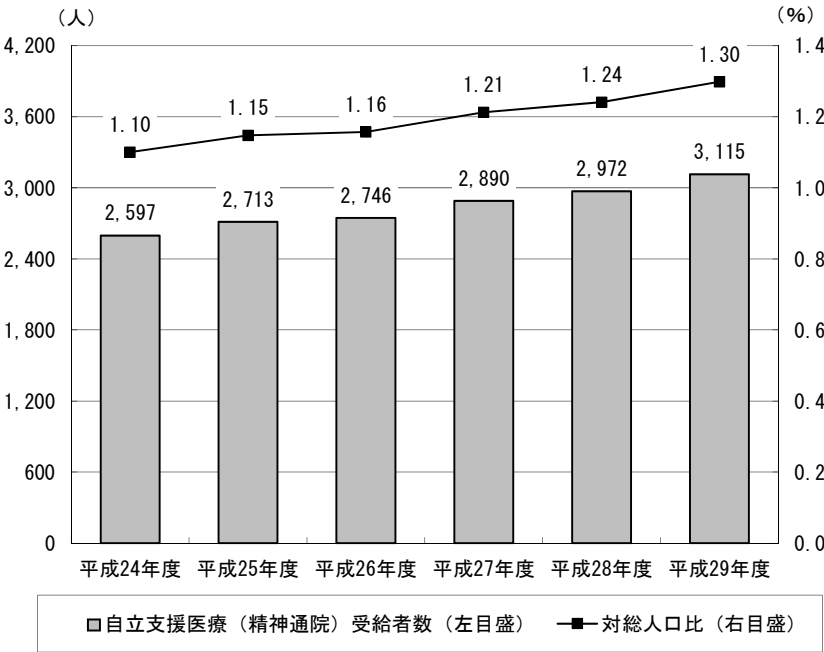
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者数	2,597 人 (100.0)	2,713 人 (104.5)	2,746 人 (105.7)	2,890 人 (111.3)	2,972 人 (114.4)	3,115 人 (119.9)
総人口	235,903 人 (100.0)	236,420 人 (100.2)	237,269 人 (100.6)	238,213 人 (101.0)	239,476 人 (101.5)	239,891 人 (101.7)
対総人口比	1.10%	1.15%	1.16%	1.21%	1.24%	1.30%

注 1) () 内の数値は、平成 24 年度の数値を 100 とした場合の各年度の指数を表している。

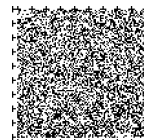
注 2) 総人口は平成 24 年度から平成 27 年度は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年度、平成 29 年度は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

出所：障害福祉課

図表 21 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



出所：障害福祉課



第4節 その他の障害

(1) 難病患者数

特定疾患医療給付*受給者数をみると、医療給付対象となる指定難病の種類が平成 27 年 7 月に 196 疾病追加されたこと等から、平成 29 年は 1,673 人と、平成 24 年に比べると、18.0% 増加しています。

一方、小児慢性特定疾患医療給付受給者数は、年ごとの変動はあるものの、平成 29 年は 167 人と平成 27 年や平成 28 年とほぼ同数となっています。

なお、平成 29 年 4 月 1 日以降、指定難病に 24 疾病が追加され、対象となる指定難病が 330 種類に拡大されました。また、平成 30 年 1 月からは認定基準が変更されたため、今後、特定疾患医療給付受給者数については、従来とは異なる変化が見込まれます。

図表 22 難病患者数（各年 3 月 31 日現在）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
難病患者数計	1,606 人 (100.0)	1,659 人 (103.3)	1,735 人 (108.0)	1,751 人 (109.0)	1,821 人 (113.4)	1,840 人 (114.6)
特定疾患医療給付	1,418 人 (100.0)	1,482 人 (104.5)	1,546 人 (109.0)	1,581 人 (111.5)	1,652 人 (116.5)	1,673 人 (118.0)
小児慢性特定疾患 医療給付	188 人 (100.0)	177 人 (94.1)	189 人 (100.5)	170 人 (90.4)	169 人 (89.9)	167 人 (88.8)
総人口	235,903 人 (100.0)	236,420 人 (100.2)	237,269 人 (100.6)	238,213 人 (101.0)	239,476 人 (101.5)	239,891 人 (101.7)
対総人口比	0.68%	0.70%	0.73%	0.74%	0.76%	0.77%

注 1) () 内の数値は、平成 24 年の数値を 100 とした場合の各年の指数を表している。

注 2) 総人口は各年 4 月 1 日現在の数値。

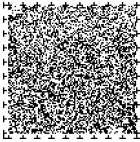
注 3) 総人口は平成 24 年から平成 27 年は平成 22 年国勢調査確定値からの推計。平成 28 年、平成 29 年は平成 27 年国勢調査確定値からの推計。

出所：神奈川県、障害福祉課

(2) 発達障害児・者数

発達障害に含まれる障害は、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD) 等多岐にわたっていますが、現在、発達障害児・者に関する公式な統計がないため、国内や本市の発達障害児・者数を把握することができません。また、発達障害児・者の中には療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得しており、知的障害者や精神障害者に含まれている方もいます。

なお、厚生労働省社会保障審議会障害者部会（第 80 回）における報告（参考資料 5「発達障害者支援法の改正について」）によると、診断やカウンセリング等を受けるために医療機関を受診した全国の発達障害者数は平成 20 年度が 8.8 万人、平成 23 年度が 11.2 万人、平成 26 年度が 19.5 万人と増加しています。



第5節 障害支援区分

平成 28 年度中（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）に本市が障害支援区分の認定をした人数は 376 人でした。

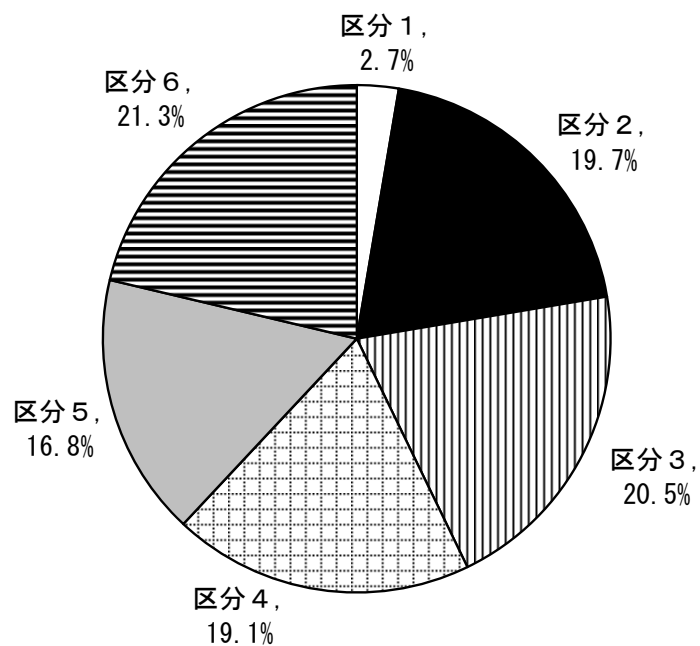
区分別にみると、必要とされる支援の度合いが最も高い区分 6 が 21.3% と最も多く、以下、区分 3（20.5%）、区分 2（19.7%）と続いています。

図表 23 障害支援区分（平成 28 年度中に認定をした人数の内訳）

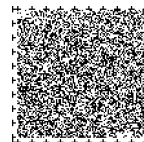
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
人数	10 人	74 人	77 人	72 人	63 人	80 人	376 人
構成比	2.7%	19.7%	20.5%	19.1%	16.8%	21.3%	100.0%

出所：障害福祉課

図表 24 障害支援区分（平成 28 年度中に認定をした人数）の構成比



出所：障害福祉課



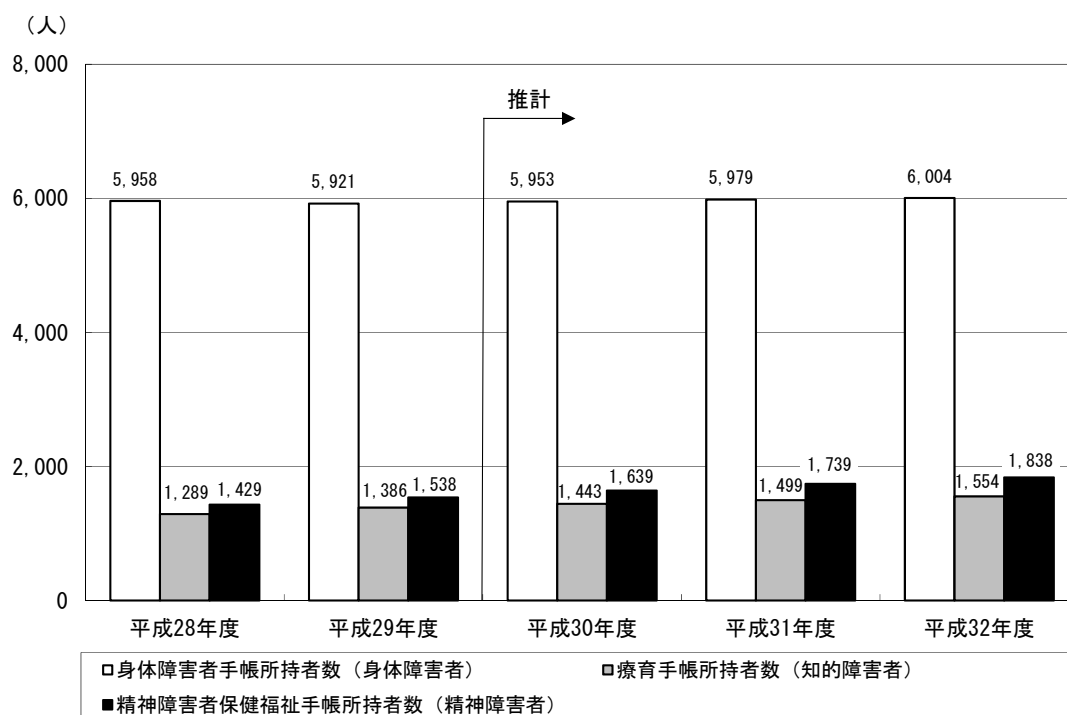
第6節

各障害の障害者手帳所持者数の将来推計

各障害者手帳所持者数の将来推計に当たっては、まず、各障害の障害者手帳所持者数の動向や、各障害の対総人口比の数値等を踏まえた上で、平成 32 年度までの各障害の対総人口比を推計しました。その上で、それらを各年度の将来人口に乗じて、平成 30 年度から平成 32 年度までの各障害の障害者手帳所持者数を推計しました。

推計の結果、平成 32 年度の身体障害者手帳所持者数は 6,004 人、療育手帳所持者数は 1,554 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1,838 人となり、平成 29 年度に比べると各障害の障害者手帳所持者数はいずれも増加することが予想されます。とりわけ、精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 29 年度から 300 人増加することが見込まれます。

図表 25 平成 32 年度までの各障害の障害者手帳所持者数（推計値）

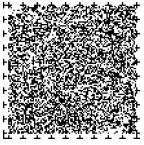


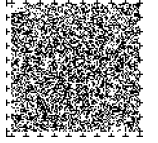
注 1）各障害の障害者手帳所持者数については、過去の数値等を考慮した上で、各障害の総人口比（総人口数に占める障害者手帳所持者数の比率）を推計し、既に予測されている総人口数に乗ずることにより、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度の障害者手帳所持者数を算出した。なお、障害者手帳を取得していない障害者数も存在することから、実際の各障害の障害者数は推計値よりも多いと考えられる。

注 2）難病や発達障害、高次脳機能障害については、データを把握することが困難であること等から推計を実施していない。

注 3）各年度 4 月 1 日現在の数値。

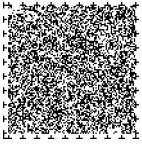
出所：障害福祉課

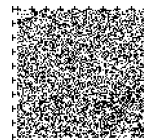




第3章

前計画の振り返り





第3章 前計画の振り返り

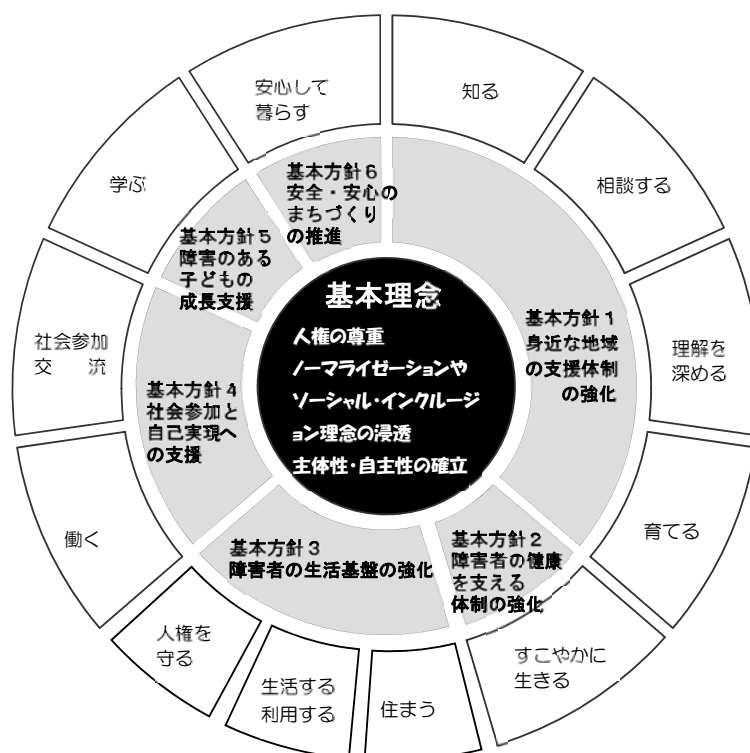
第1節 前計画の振り返り

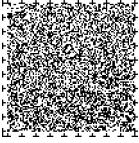
前計画の計画期間である平成 27 年度から平成 29 年度までの障害者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は 5,935 人から 5,921 人とほぼ横ばいであるものの、療育手帳所持者数は 1,235 人から約 1.12 倍の 1,386 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1,334 人から約 1.15 倍の 1,538 人、自立支援医療（精神通院）受給者数は 2,890 人から約 1.08 倍の 3,115 人とそれぞれ増加しています。

こうした障害者数の増加がみられる中、本市では、目指す将来像である「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち」の実現に向けて、3つの基本理念（「人権の尊重」「ノーマライゼーション*やソーシャル・インクルージョン*理念の浸透」「主体性・自主性の確立」）と6つの基本方針（「1 身近な地域の支援体制の強化」「2 障害者の健康を支える体制の強化」「3 障害者の生活基盤の強化」「4 社会参加と自己実現への支援」「5 障害のある子どもの成長支援」「6 安全・安心のまちづくりの推進」）を計画の中心に位置づけ、様々な施策に取り組んできました。

本章では、前計画において実施した様々な施策について、基本方針ごとに振り返りを行います。

図表 26 前計画の基本方針





第2節 基本方針1「身近な地域の支援体制の強化」

前計画では、「基本方針1. 身近な地域の支援体制の強化」のもと、「知る」「相談する」「理解を深める」「育てる」という4つの施策の方向性を示し、具体的な施策を展開してきました。

(1) 施策の方向性：『知る』

施策の方向性「知る」については、障害特性を踏まえた多様な方法による情報提供・情報発信を行い、障害者の円滑な情報入手を促進することを目的として、「多様な方法による情報の提供」「障害特性を考慮した情報入手への支援」という2つの主要施策を設け、関連する事業を展開してきました。

【主な事業の展開】

広報ちがさきにおいて点字広報及び声の広報を、ケーブルテレビにおいて手話通訳付きの市広報番組の放送を実施する等、障害者を対象とした情報提供方法の充実を図りました。

また、市ホームページについては、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）*によるアクセシビリティ向上のための研修等を実施しました。

さらに、障害福祉課の窓口到手話通訳者を毎日配置したほか、市内の行事等へ手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、図書館においては、来館が難しい障害者等を対象とした家庭配本サービスを民間事業者と連携し平成27年10月から開始しました。

加えて、災害等の緊急時において防災行政用無線*や防災ラジオ*、メール配信サービス*等様々な手段により情報の発信を行いました。

【残された課題】

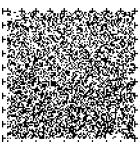
これらの事業は、特に視覚障害、聴覚障害等の障害がある方々における情報の入手や利用のしやすさの向上という面で成果を上げたものと考えられます。

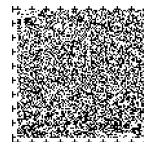
他方で、平成27年4月には、県において手話言語条例が制定され、最近では手話言語法の制定を求める声もあります。また、障害者権利条約において「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語と定義されており、手話に限らず、知的障害や精神障害、発達障害といった障害の特性に応じた情報提供方法の検討や情報入手の支援も強く求められています。

こうした点を踏まえれば、障害者との意思疎通の充実は、本計画においても引き続き取り組むべき課題であると言えます。

(2) 施策の方向性：『相談する』

施策の方向性「相談する」については、障害者の日常的な不安の解消と自立支援に向けて、身近な場所で専門的な内容からピアカウンセリング*まで幅広い相談ニーズに対応できる体制を強化することを目的として、「身近な相談窓口の充実」「相談支援体制の強化」という2つの主要施策を展開してきました。





【主な事業の展開】

平成 29 年 4 月から、本市が保健所政令市へ移行したことに伴い、これまで県が運営していた茅ヶ崎保健福祉事務所の事業は、本市が運営する茅ヶ崎市保健所へ移管されました。移管された代表的な事業としては、精神保健福祉普及啓発・相談事業、エイズ相談・検査事業、難病地域支援ネットワーク事業等があり、幅広い相談ニーズに対応できる体制を構築・強化することができました。

また、相談支援体制については、委託相談支援事業所を 4 か所、計画相談を担う指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援*事業所を 12 か所、児童発達支援センター*を 2 か所設置したほか、市内 12 か所に設置されている地域包括支援センター*内に保健・医療・福祉に関する分野にとらわれない初期相談に応じる「福祉相談室」を設置し、障害者や障害児、障害児の保護者が身近な地域で支援が受けられる体制を構築しました。また、平成 28 年 4 月から、臨床心理士が発達障害専門相談員として委託相談支援事業所を巡回支援することで、発達障害に関する相談支援のスキルアップを図りました。

さらに、相談支援体制について協議をしている自立支援協議会において、相談支援を利用する障害者の意見を政策に反映させるため、平成 29 年度に当事者が参画する当事者部会準備部会を設置しました。その上で、同部会が既存の 4 部会と連携することにより、積極的に当事者の声を反映する体制を整備し、相談支援体制をより一層強化することに努めました。

【残された課題】

前計画期間を通じ、上記のような取り組みを進めたことから、相談支援体制の構築については、一定の進捗が見られたと考えられます。しかしながら、相談支援専門員*の人材育成や、支援困難事例に対応する事業所への支援、相談支援における地域課題の整理等、継続課題も残されています。また、現状、本市には設置していませんが、基幹相談支援センターの役割等について調査、研究等を行っていく必要があります。

(3) 施策の方向性：『理解を深める』

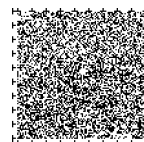
施策の方向性「理解を深める」については、障害があっても暮らしやすいまちづくりに向けて、市民や行政職員の障害に関する理解と意識の向上を目的として、「障害の理解を促す市民啓発の充実」「福祉教育の推進」という 2 つの主要施策を展開してきました。

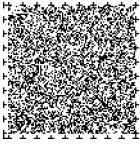
【主な事業の展開】

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障害者への合理的配慮*を図ることを目的として、障害特性に関する市民の理解を促進するための様々な取り組みを行いました。

具体的には、平成 28 年 10 月に市政情報紙「障害を知り、理解すること」を 9 万部作成し、市内各戸へ配布したほか、講演会・研修会を開催しました。また、市役所本庁舎内の市民ふれあいプラザにおいて、障害者週間*等に合わせて、ふれあい作品展をはじめとする各種イベントを開催し、従来よりも多くの市民に来場いただきました。

並行して、行政職員に対する障害特性に関する研修等を開催し、障害者の生の声を聞く機会





を設ける等の取り組みを行いました。

【残された課題】

前計画においては、市民の障害に対する理解を高めるべく、情報発信やイベント開催等の方法により市民と障害者がふれ合う機会の拡充、障害特性に関する啓発情報の発信等の取り組みを進めてきました。

そうした中、平成 28 年 7 月に、津久井やまゆり園において痛ましい事件が発生しました。この事件を踏まえれば、障害者への理解促進に向けては、不断の取り組みが必要であると言え、本計画においてもこれらの取り組みを継続して行うことが求められます。

また、目に見えない障害、外見からは分かりにくい障害についても、広く市民に対する理解の促進を図る必要があります。

（４）施策の方向性：『育てる』

施策の方向性「育てる」については、本市の障害者福祉の現場を支える NPO*やボランティア、医療、福祉人材の確保・育成を目的として、「障害者福祉に関わる市民活動の充実」「福祉人材の育成」という２つの主要施策を展開してきました。

【主な事業の展開】

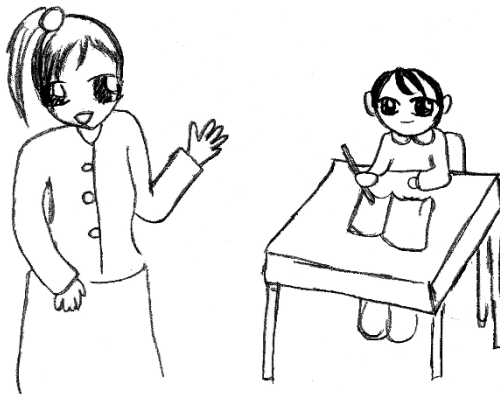
障害者福祉に関わる市民活動の充実については、「まちぢから協議会」において、自治会や地区社会福祉協議会*をはじめとする地域の各種団体が集い、地域課題の一つである障害者福祉に関して地域において自発的に課題解決に取り組む機会を設けることができました。

また、障害者福祉に関わる人材の育成については、市内の福祉事業者の連絡会と定期的な会議を開催し、情報の交換や共有を行ったほか、勉強会や質の向上に向けた研修を実施することにより、福祉人材の確保や育成に努めてきました。

【残された課題】

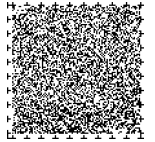
近年、障害者数が増加傾向にあり、相談件数等が増える中、福祉人材の量と質を確保する取り組みがより一層必要となります。

また、多様な障害特性を理解した人材に対するニーズの高まりがみられることから、障害特性を理解した、専門性の高い福祉人材、医療人材の確保を図る施策が必要になると考えられます。



第3節

基本方針2「障害者の健康を支える体制の強化」



前計画では、「基本方針2. 障害者の健康を支える体制の強化」のもと、「すこやかに生きる」という施策の方向性を示し、具体的な施策を展開してきました。

（1）施策の方向性：『すこやかに生きる』

施策の方向性「すこやかに生きる」については、障害を早期に発見し、適切な支援につなげる体制の整備、障害者の医療へのアクセスの向上を目的として、「障害の早期発見・支援体制の充実」「地域医療体制の充実」「医療にかかる経済的負担の軽減」という3つの主要施策を設け、関連する事業を展開してきました。

【主な事業の展開】

本市が保健所政令市へ移行したことに伴い、従来は県が運営していた茅ヶ崎保健福祉事務所により実施されていた本施策の方向性に関する事業が、本市が運営する茅ヶ崎市保健所へ移管されました。代表的な事業としては、療育支援事業、療育歯科事業、在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業、特定疾患対策事業があり、これらを通じ、地域に密着した支援を行うことができました。

また、障害の早期発見・支援体制の充実に向け、健診等を通じた障害の早期発見に努めるとともに、支援が必要なケースについては親子教室やこどもセンターでフォローしながら、市内2か所の児童発達支援センター、幼稚園・保育園・学校等と連携して切れ目のない支援を行う体制の強化を図りました。

加えて、障害者の健康増進、医療機関等の受診にかかる経済的負担の軽減等を目的に、重度障害者医療費助成制度において健康保険の自己負担額に対する助成を実施しました。助成対象者数は、平成27年4月は3,734人であったのに対し、平成29年4月は3,752人と18人増加し、助成額も年々増加傾向にあります。

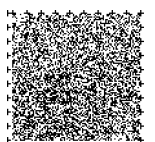
【残された課題】

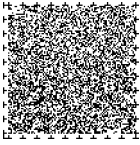
上記の施策については、市内の障害者が早期に適切な支援や医療につながる事が可能な体制の整備において、一定の成果を上げたものと考えられます。

その一方で、障害特性のために市内での医療機関では受診が難しい、あるいは、予約時から実際に受診できるまで数か月かかるという状況があり、こうした点は改善が必要と考えられます。また、障害の早期発見・必要な療育機関との連携については、本計画においても継続的に強化を図ることが重要です。

他方、重度障害者医療費助成については、助成額が年々増加傾向にあり、将来にわたって制度を維持していくため、制度設計のあり方を検討していくことも必要です。

この状況は、茅ヶ崎市重度障害者福祉手当においても同様と考えられます。





第4節 基本方針3「障害者の生活基盤の強化」

前計画では、「基本方針3. 障害者の生活基盤の強化」のもと、「住まう」「生活する・利用する」「人権を守る」という3つの施策の方向性を示し、事業を展開してきました。

（1）施策の方向性：『住まう』

施策の方向性「住まう」については、障害者の地域生活の基盤である住まいを確保し、その住まいで生活を継続していくために必要な支援を行うことを目的として、「多様な住まいの確保」「地域で住み続けるための支援の充実」という2つの主要施策を設け、事業を行いました。

【主な事業の展開】

障害者の地域での生活の場の確保に向けて、障害者本人や家族等からのニーズが高い共同生活援助（グループホーム）*の整備に努めました。その結果、市内の共同生活援助（グループホーム）は、平成29年9月時点で32か所となり、平成27年4月以降、6か所増加しました。

このほか、地域で住み続けるための支援の充実に向けて、自宅のバリアフリー*化促進に向けた住宅改修費助成等を実施しました。

【残された課題】

障害者の地域での生活の場所、「住まい」の確保に向けた取り組みを実施してきましたが、本計画においても、自宅で生活している障害者を対象に、引き続きバリアフリー化促進のための住宅改修の助成を実施していくことが重要です。

（2）施策の方向性：『生活する・利用する』

施策の方向性「生活する・利用する」については、障害者が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、「日常生活を支援する福祉サービスの充実」「障害者の外出支援の充実」という2つの主要施策を設け、具体的な事業を実施しました。

【主な事業の展開】

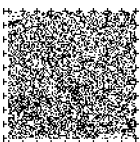
「日常生活を支援する福祉サービスの充実」に向けた取り組みとして、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業、高齢障害者を対象とする介護保険サービス等の提供体制の充実を図りました。また、日中一時支援事業においては、平成28年度から送迎加算、重心加算を新設し、事業所がよりきめ細やかなサービスを提供できる体制を構築しました。

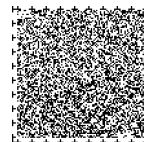
また、地域生活支援拠点の整備に向けた課題を整理するため、自立支援協議会の中に地域生活支援拠点整備部会を立ち上げ、同支援拠点の整備のあり方について検討を行いました。

さらに、平成29年7月からは障害児者が住み慣れた地域で安心して生活できる支援環境の整備を目的として、緊急一時的な宿泊や体験的宿泊を行う安心生活支援事業を開始しました。

【残された課題】

施設に入所している方や病院に入院している方が地域生活へ移行していくためには、暮らし





の場の確保だけでなく、地域移行後の生活を支える様々な支援（通院介助、服薬管理、日中活動の場の確保、金銭管理等）が必要となります。

特に障害者の地域移行を進める上で重要な施策として、地域生活支援拠点の整備が挙げられます。現在、自立支援協議会の中に地域生活支援拠点整備部会を立ち上げ、検討を行っていますが、緊急時の受入・対応や専門的人材の養成・確保等において課題が残されています。これらは、本市に限らず、全国的な課題であることから、本計画においても引き続き検討を重ねていく必要があります。

安心生活支援事業については、開始時点では登録事業者が1事業所であることから、今後、事業者の参入拡大に向けた取り組みを行い、より使いやすい制度にしていく必要があります。

これらの事業と並行し、障害福祉計画に基づいた、福祉サービスの質と量の確保に取り組むことで、地域移行後の生活を支える各種福祉サービスの充実を図ることが重要です。また、障害者の家族の介護負担軽減に向け、短期入所*や日中一時支援、放課後等デイサービス*等の預かり系サービスの充実も求められます。

また、介護保険法が改正となり、地域共生社会の実現に向けた取り組み推進の一環として、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害者制度に新たに共生型サービスが位置づけられることになりました。障害者の高齢化が進む中、介護保険との緊密な連携が必要となっています。

（３）施策の方向性：『人権を守る』

施策の方向性「人権を守る」については、障害者が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して暮らせるよう、「権利擁護*制度の利用促進」「障害者への差別及び虐待防止の普及啓発」に関する取り組みを行いました。

【主な事業の展開】

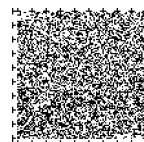
「権利擁護制度の利用促進」については、障害者の権利擁護の充実を図るため、「茅ヶ崎市成年後見支援センター事業」の委託を行うとともに、関係機関等によるネットワークを活用し、成年後見制度の普及・啓発を継続的に実施しました。

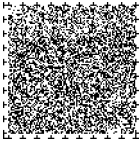
また、成年後見利用支援事業として、市長申し立てについて、平成27年度1件、平成28年度1件の実績がありました。

加えて、「障害者への差別及び虐待防止の普及啓発」については、障害者虐待防止センターを設置し、障害者の虐待防止に向けた取り組みを実施するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮を促進するため、施策の方向性「理解を深める」における事業と一体となった取り組みを行いました。

【残された課題】

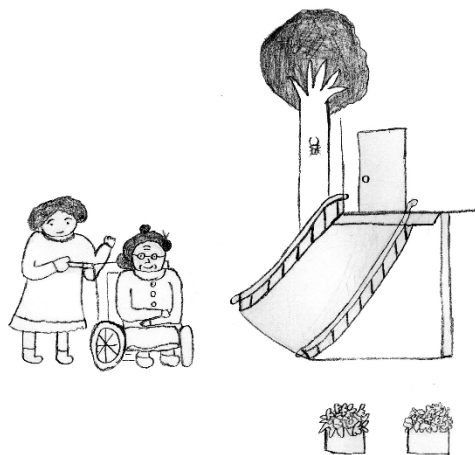
障害者虐待防止法*や障害者差別解消法に基づく取り組み等、障害者の権利擁護・人権擁護、さらには社会的障壁を取り除き、合理的配慮を進めるための施策を実施してきましたが、こうした取り組みについては、本計画期間でもさらなる充実・強化を図ることが必要になると考えられます。



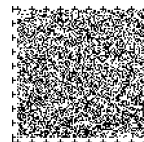


権利擁護の観点からは、現行制度の利用を促進するため、市民後見人*の養成を強化する必要があります。

併せて、このような従来の取り組みに加え、障害者への支援の原則が自己決定の尊重であることを前提として、本計画では意思決定支援*についての取り組みを進めることが重要です。



第5節 基本方針4「社会参加と自己実現への支援」



前計画では、「基本方針 4. 社会参加と自己実現への支援」のもと、「働く」「社会参加・交流」という2つの施策の方向性を示し、事業を展開してきました。

（1）施策の方向性：『働く』

施策の方向性「働く」については、障害者の働く意欲の向上やスキルアップの支援、就労しやすい環境づくり、就労機会の拡大、工賃収入の増大等を目的として、「就労意欲の高い障害者への支援」「障害者雇用の普及促進」という2つの主要施策を設け、事業を行いました。

【主な事業の展開】

障害者の就労機会の拡大に向けて、企業の障害者雇用に対する意識啓発のため、ハローワークと本市が連携し、平成 27 年度は 7 社、平成 28 年度は 6 社、平成 29 年度は 6 社の市内企業への訪問を実施しました。併せて、他市と連携して障害者合同面接会を開催する等障害者雇用の促進に努めました。

また、庁内職場体験事業を年 5 回実施するとともに、行政職員を対象に障害者就労等に対する理解を進めるため、障害特性に関する研修会を実施する等、行政職員の障害者への理解と障害者就労の職域拡大に努めました。

さらに、就労支援の取り組みの一つとして、平成 28 年 1 月に市役所新庁舎が供用開始されたことに伴い、同庁舎 1 階に店舗活用型就労支援事業として「Cafe. COM（カフェ・ドットコム）」をオープンし、就労訓練の機会を提供しました。これにより同事業は、「サザンポ」「カフェさぶれ」と合わせ計 3 店舗で展開されることになりました。

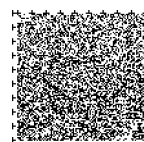
なお、障害者優先調達推進法に基づき、就労支援事業所からの調達も進めており、平成 27 年度には目標額 5,000 千円に対し実績額 6,276 千円、平成 28 年度には目標額 5,500 千円に対し実績額 6,647 千円と、目標額を大きく上回る実績を上げました。

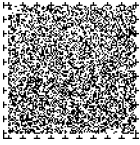
【残された課題】

障害者雇用促進法の改正に伴い、平成 30 年度から障害者の法定雇用率が民間企業で 2.2%、国・地方公共団体等で 2.5%と、それぞれ今までよりも 0.2 ポイント引き上げられます。また、平成 33 年 4 月までに民間企業が 2.3%、国・地方公共団体等が 2.6%と、さらに 0.1 ポイント引き上げられます。

今後、障害者に対する求人や障害者の企業等での雇用について増加が見込まれることから、企業等で障害者が安心して働き続けられるよう、企業における障害特性の理解をより一層進める必要があります。

併せて、就労支援だけに止まらず、障害者の就労した先での職場定着を支援する就労定着支援についても、充実を図ることが求められています。





(2) 施策の方向性：『社会参加・交流』

施策の方向性「社会参加・交流」については、障害者の社会参加意欲を高め、また、社会参加機会の確保を図ることを目的として、「多様な活動への支援」「障害者自身の活動意欲の向上」という2つの主要施策を設け、事業を行いました。

【主な事業の展開】

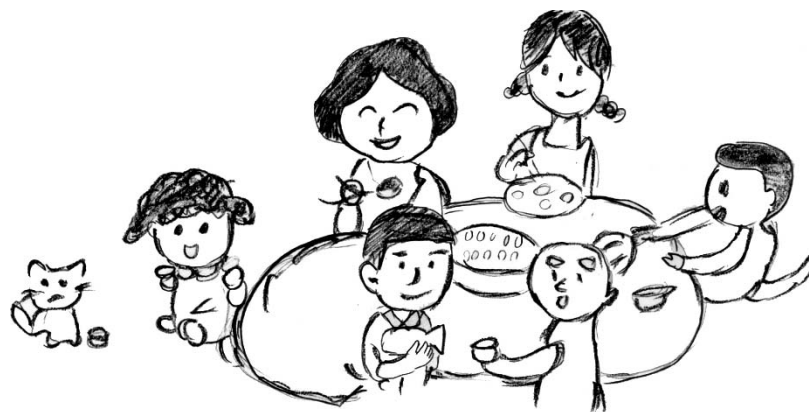
障害者の社会参加を拡大するため、地域活動、生涯学習、スポーツ、文化活動への参加支援をはじめ、様々な参加機会の拡充に向けた取り組みを実施してきました。

また、障害者の自立と活動意欲の向上を図るための施策として、当事者団体の活動に対する支援等の取り組み、障害者団体が行う催し物や地域交流事業等への支援を行いました。

【残された課題】

これらの取り組みを継続して実施しているものの、地域の行事等への障害者の参加が少ない現状があり、さらなる障害者が参加しやすい企画の検討、行事等の会場におけるバリアフリー化の推進等が必要になると考えられます。

また、施策の方向性「理解を深める」における事業と一体的に、共生社会の実現に向けて、市民の障害特性についての理解を進めることが、障害者の社会参加・交流を促進することにつながると考えられます。



第6節 基本方針5「障害のある子どもの成長支援」

前計画では、「基本方針 5. 障害のある子どもの成長支援」のもと、「学ぶ」という施策の方向性を示し、事業を展開してきました。

（1）施策の方向性：『学ぶ』

前計画では、障害児のすこやかな成長に向けて、就学前から就学期、学校卒業後の進路等について障害者福祉、保育、教育等の関係者が連携し、切れ目のない支援体制を構築することを目的として、「療育体制の整備」「保育、教育における支援の充実」にかかる事業を行いました。

【主な事業の展開】

切れ目のない相談支援体制の構築に向けて、自立支援協議会そだちの支援部会において、障害児の保護者に参画いただき、医療的ケアと発達障害に関するワーキンググループを設置し、相談支援体制のあり方について協議を行いました。

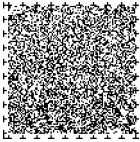
また、平成 26 年度から平成 27 年度に神奈川県により「小児等在宅医療連携拠点事業」が実施され、茅ヶ崎保健福祉事務所所管区域（茅ヶ崎市・寒川町）をモデル地域とした取り組みが進められました。この事業では茅ヶ崎地域で小児等の在宅医療を支える体制の構築を図るため、「茅ヶ崎地域小児等在宅医療連絡会議」が設置され、医療・保健・福祉・教育等の関係者が参画し、それぞれの役割について研修会や協議が行われました。平成 27 年9月には、自立支援協議会そだちの支援部会が茅ヶ崎地域の小児医療ケア実態調査を実施し、課題抽出を行いました。このネットワークについては平成 29 年4月より茅ヶ崎市保健所に引き継がれ、関係機関と情報共有を図りながら活動を継続しています。

このほか、発達障害者への支援については、平成 28 年4月より「発達障害者専門相談員」として臨床心理士を配置し、相談支援事業所への巡回相談や研修会を実施することにより相談支援員の発達障害者への対応や専門的な知識と技術の向上を図りました。

【残された課題】

切れ目のない相談支援体制は、まだ十分ではなく、引き続きライフステージに沿った支援として保健、福祉、医療、保育、教育等の連携を図っていく必要があります。具体的な取り組みとして、発達障害ワーキンググループにおいて、市内の関係機関が共通して使用できるフェースシートの作成を進める予定ですが、こうした連携ツール等を活用し、支援者間の協働*を促進することが求められます。

また、発達障害者への支援については、平成 28 年4月より湘南東部圏域に発達障害者地域支援マネジャーが配置されたほか、上記のように発達障害者専門相談員を配置し、重層的な支援体制の構築を進めてきました。個別の事例を通して発達障害の理解促進や相談手法の技術の向上が少しずつ進んでいますが、さらなる体制強化のため、平成 29 年度より臨床心理士2名体制で事業を引き続き実施しています。



第7節 基本方針6「安全・安心のまちづくりの推進」

前計画では、「基本方針 6. 安全・安心のまちづくりの推進」のもと、「安心して暮らす」という施策の方向性を示し、事業を展開してきました。

(1) 施策の方向性：『安心して暮らす』

障害者が安全・安心に地域で暮らすことができるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進するとともに、自然災害等の緊急時における障害者の生活を支援する体制を強化することを目的として、「ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進」「利用しやすい公共交通機関の整備」「災害から障害者を守る体制の強化」にかかる事業を実施しました。

【主な事業の展開】

「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」については、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく相談、指導・助言を行うことで、障害者にも配慮したまちづくりを推進してきました。また、学校施設におけるスロープの設置や市内道路における十分な幅員の確保等バリアフリー化の整備を進めるとともに、自転車の放置禁止に関する啓発活動に取り組みました。

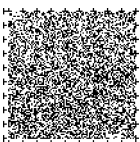
「利用しやすい公共交通機関の整備」については、平成 27 年 11 月に茅ヶ崎駅北口ペデストリアンデッキに設置されているエレベーター 1 台を、また、茅ヶ崎駅自由通路南口に設置されているエレベーター 1 台を、障害者や高齢者等へも配慮した 24 時間連続運転としました。加えて、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等において JR 東日本（東日本旅客鉄道株式会社）へ茅ヶ崎駅ホーム拡幅等に関する要望を行ったほか、市内各所へのコミュニティバスの運行を実施しました。

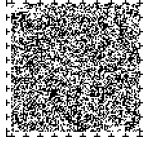
また、「災害から障害者を守る体制の強化」については、平成 25 年に災害対策基本法が改正されたことを受け、災害時に自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方を事前に登録する、避難行動要支援者名簿*の作成を開始しました。平成 28 年度は、障害者をはじめとする対象者への制度の案内を行うとともに、平常時から地域へ名簿を提供することへの同意を求める通知を送付し回答をいただきました。平成 29 年度は自治会や民生委員等へ避難行動要支援者名簿の取り扱いについて説明を行い、地域へ避難行動要支援者名簿の情報提供を行いました。

【残された課題】

前計画では、これらの事業を通して、障害者が安全・安心に外出するための支援を進めてきましたが、本計画でも、引き続き、ハード・ソフト両面のバリアフリー化や利用しやすい公共交通機関の整備に取り組みを進めていく必要があると考えられます。

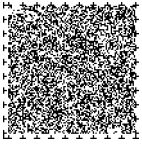
また、地域へ提供された避難行動要支援者名簿を、災害時にどのように活用していくか、平常時から地域と行政が一体となって模索していくことが重要と考えられます。

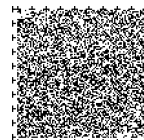




第4章

本計画において 取り組むべき課題





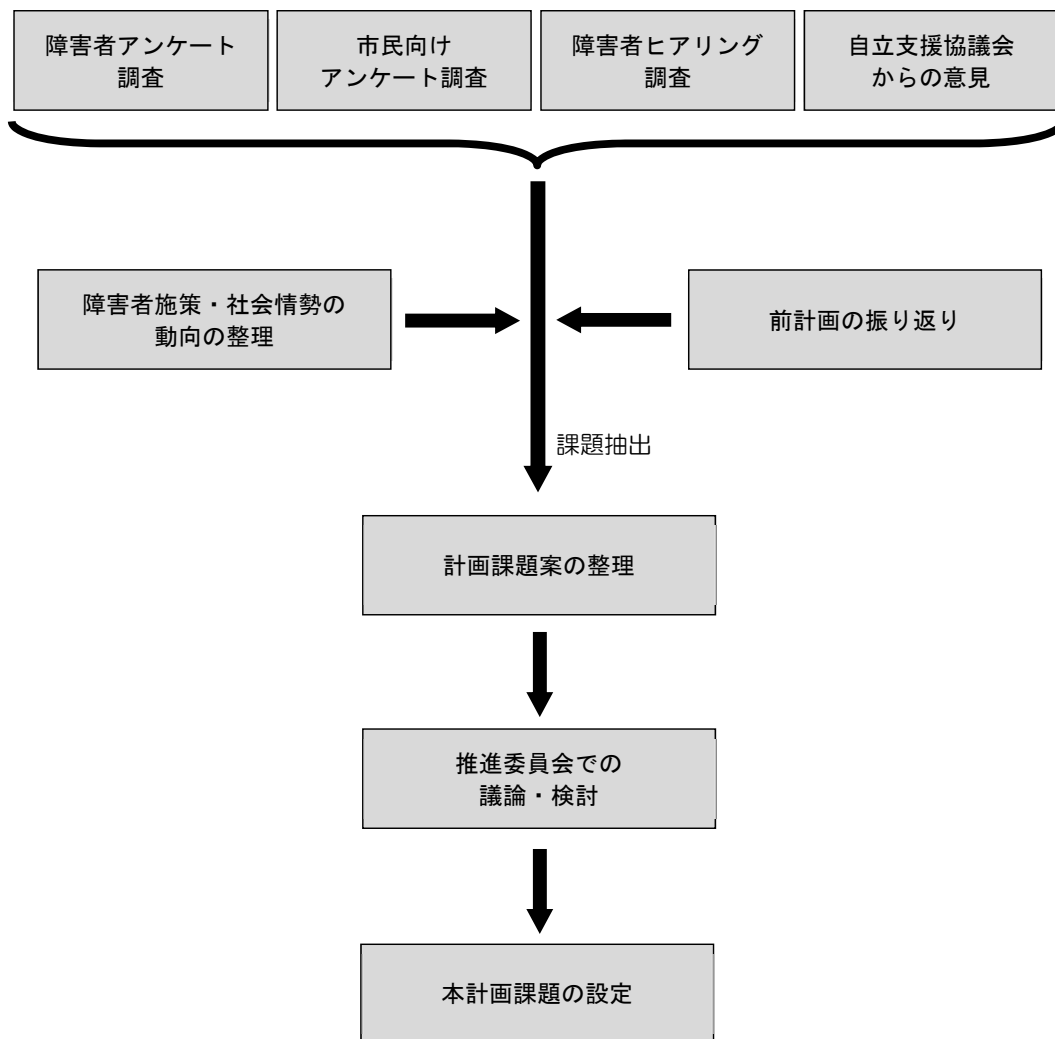
第4章 本計画において取り組むべき課題

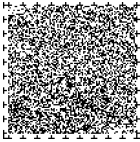
第1節 課題抽出のプロセス

本計画の策定においては、障害者アンケート調査や市民向けアンケート調査、障害者ヒアリング調査、自立支援協議会からの意見等により、障害者施策に対するニーズや施策における問題点を把握しました。また、国の障害者施策や社会情勢の動向の整理、前計画の振り返りを実施しました。

これらの調査結果等を踏まえて計画課題案を整理し、同案に関する推進委員会での議論を通じ、最終的に本計画において取り組むべき課題を設定しました。

図表 27 課題抽出のプロセスのフロー図





第2節 本計画において取り組むべき課題

基本方針1 身近な地域の支援体制の強化

1-1 『知る』

- 施策やサービス内容に関する情報が必要な方に十分に届いていないことを踏まえ、新規及び既存施策のさらなる周知・啓発が求められます。
- 障害種別や年齢によって情報入手方法が異なることから、障害特性等に応じた適切な情報提供・発信方法を検討することが求められます。

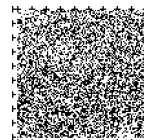
ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

- ・障害の有無や年齢層に関わらず、分かりやすい情報提供方法の検討＜聴覚障害＞
- ・市報への各課の問い合わせ用FAX番号の掲載＜聴覚障害（中途）＞
- ・中高齢者のインターネットでの情報入手を円滑にするための方策の検討＜精神障害＞
- ・音声情報による情報提供の実施＜視覚障害＞
- ・防災行政無線等の聞こえづらさの改善＜難病＞
- ・イベントの主催者等が、障害特性に配慮した情報提供をしやすいような仕組みづくり＜社会参加支援部会＞

図表 28 福祉サービス等の情報の入手先（複数回答：上位3項目まで記載）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=268)	市の広報紙・資料 (61.2%)	家族・親戚・友人・知人等 (26.1%)	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等 (23.9%)
知的障害 (n=97)	障害者施設や団体 (29.9%)	家族・親戚・友人・知人等 (27.8%)	相談支援事業所 (16.5%)
精神障害 (n=95)	市の広報紙・資料 (36.8%)	医療機関 (25.3%)	家族・親戚・友人・知人等 (20.0%)
障害児 (n=86)	家族・親戚・友人・知人等 (51.2%)	市の広報紙・資料 (45.3%)	障害者施設や団体、保育所 (園)・幼稚園・学校の先生 (29.1%)
発達・高次脳 (n=18)	家族・親戚・友人・知人等 (61.1%)	障害者施設や団体 (44.4%)	市の広報紙・資料 (33.3%)
難病 (n=8)	市の広報紙・資料、 医療機関、相談支援事業 所、地域包括支援センター (25.0%)		
全体 (n=572)	市の広報紙・資料 (45.1%)	家族・親戚・友人・知人等 (30.1%)	障害者施設や団体 (18.0%)

出所：茅ヶ崎市「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」



1－2 『相談する』

■相談支援そのものに対するニーズが多いほか、身近ですぐに相談できることや、障害特性を十分に理解した相談相手等に対するニーズも多いことから、相談先の専門性・利便性・多様性の向上を図ることが求められます。

ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

- ・当事者団体やソーシャルワーカー等の相談先の周知＜高次脳機能障害＞
- ・（特に自閉症に関する）相談機関の専門性向上＜発達障害（成人）＞
- ・市の顔なじみの職員に継続的に相談できる体制づくり＜知的障害＞
- ・相談場所に関する行政による情報発信＜発達障害（児童）＞
- ・相談を受ける支援者の専門性の向上＜地域生活支援部会＞

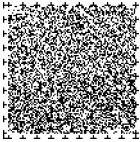
図表 29 相談機能を充実させるために最も必要なこと（単一回答）

		どこで 相談したら よいか、すぐ 分かること	身近なところ で相談できる こと	いつでも 相談できる こと	プライバシー に配慮がなさ れていること	専門的な 人材がいる こと
身体障害	(n=268)	30.6%	11.9%	7.1%	7.1%	7.5%
知的障害	(n=97)	12.4%	9.3%	16.5%	7.2%	4.1%
精神障害	(n=95)	26.3%	6.3%	15.8%	10.5%	8.4%
障害児	(n=86)	22.1%	4.7%	7.0%	1.2%	14.0%
発達・高次脳	(n=18)	16.7%	16.7%	0.0%	5.6%	22.2%
難病	(n=8)	12.5%	0.0%	12.5%	0.0%	37.5%
全体	(n=572)	24.8%	9.4%	10.0%	6.6%	8.9%

		総合的な 支援体制を充 実させること	就労相談に関 する相談機能 を充実させる こと	その他	無回答
身体障害	(n=268)	8.6%	1.1%	1.5%	24.6%
知的障害	(n=97)	8.2%	6.2%	7.2%	28.9%
精神障害	(n=95)	4.2%	7.4%	6.3%	14.7%
障害児	(n=86)	15.1%	5.8%	0.0%	30.2%
発達・高次脳	(n=18)	16.7%	11.1%	0.0%	11.1%
難病	(n=8)	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%
全体	(n=572)	9.1%	4.0%	3.0%	24.1%

注）各障害について、回答割合が高かった上位3項目に網掛けをしています（その他、無回答は除きます）。

出所：茅ヶ崎市「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」



1-3 『理解を深める』

- 障害の特性や外見から分かりにくい障害に対する理解に遅れがみられることから、市民における障害特性に関するさらなる理解の促進が求められます。
- 市民と直接接する機会が多い行政職員に対する、障害・障害者に関する意識啓発が求められます。

ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

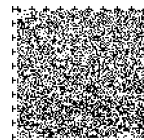
- ・障害者が製作した製品に関する、展示会での製作者情報の提供＜精神障害＞
- ・様々な障害について子どものうちから学ぶ機会の創出＜内部障害（ぼうこう・直腸）＞
- ・公的施設等の障害者優先駐車スペースにおけるピクトグラム*の再検討＜発達障害（成人）＞
- ・障害者用駐車スペースの少なさや使い勝手の悪さの改善＜肢体不自由児・重症心身障害児＞
- ・インクルーシブ教育を通じた障害理解の促進＜発達障害（児童）＞
- ・外見から分かりにくい障害への理解促進＜身体障害（肢体不自由）、内部障害（透析）、難病＞
- ・市民に向けた福祉教育の充実＜社会参加支援部会＞

図表 30 今後、福祉施策を充実するために力を入れるべき必要なこと
(複数回答：上位3項目まで記載)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=268)	相談しやすい体制の充実 (43.3%)	入手しやすい情報の提供 (41.4%)	日常生活を支援する福祉サービス等の充実 (37.3%)
知的障害 (n=97)	相談しやすい体制の充実 (49.5%)	障害に関する市民意識の向上(障害特性・福祉に関する理解を深める) (47.4%)	人権を守る仕組みの充実 (37.1%)
精神障害 (n=95)	相談しやすい体制の充実 (52.6%)	入手しやすい情報の提供 (45.3%)	障害に関する市民意識の向上(障害特性・福祉に関する理解を深める)
障害児 (n=86)	保健・療育・教育体制の充実 (65.1%)	入手しやすい情報の提供、相談しやすい体制の充実 (64.0%)	
発達・高次脳 (n=18)	入手しやすい情報の提供 (66.7%)	相談しやすい体制の充実、保健・療育・教育体制の充実、障害に関する市民意識の向上(障害特性・福祉に関する理解を深める) (55.6%)	
難病 (n=8)	保健・医療体制の充実 (62.5%)	入手しやすい情報の提供、相談しやすい体制の充実 (50.0%)	
全体 (n=572)	相談しやすい体制の充実 (49.5%)	入手しやすい情報の提供 (43.9%)	保健・医療体制の充実 (36.5%)

注)「障害に関する市民意識の向上(障害特性・福祉に関する理解を深める)」については、太字で表しています。

出所：茅ヶ崎市「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」



1-4 『育てる』

- 多様な障害特性を理解した人材及び医療的ケアに対応できる人材が不足しており、福祉・医療人材の質と量の充実が求められます。
- 当事者がライフステージの早い段階で適切な支援機関につながることを可能にするだけでなく、保護者の知識や支援スキルを高める機会や場の提供が求められます。
- 市民の自発的な障害理解への取り組みを促すことを目的に、障害の有無に関わらず、市民が交流し、また障害者の抱える問題等を話し合える交流機会の創出について検討することが求められます。

ヒアリング調査・自立支援協議会等における主なご意見

- ・福祉事業所の人材確保難への対応＜高次脳機能障害＞
- ・保護者自身が子どもに合ったフォロー技術を習得するための支援＜発達障害（児童）＞
- ・看護師以外の支援者の重症心身障害に関する知識や支援スキルの向上＜そだちの支援部会＞
- ・就労支援者のスキルアップの必要性＜就労支援部会＞
- ・地域住民と障害者が交流する場の必要性＜地域生活支援部会＞

【前計画の振り返りから】

- ・多様な障害特性を理解した人材へのニーズが拡大していることから、障害について専門性の高い福祉・医療人材の確保を図り、人材の量と質を充実させていく施策が必要





基本方針２ 障害者の健康を支える体制の強化

２－１『すこやかに生きる』

■障害のために医療サービスを受けることが困難となるような状況を改善し、身近な場所で円滑に医療サービスを利用できる体制の整備が求められます。

ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

- ・診断書作成に対する補助＜精神障害＞
- ・病院での重症心身障害児等への医療ケアの充実＜肢体不自由児・重症心身障害児＞
- ・発達障害が疑われる子どもに対する教育・医療・福祉等の支援の充実＜発達障害（児童）＞
- ・透析ができる医療機関の拡充＜内部障害（透析）＞
- ・病気（難病）があっても診察が受けられる医療機関の充実＜難病＞

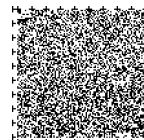
図表 31 健康の維持や医療に関することで困っていること（複数回答）

		医療機関が 近くにない	病気や治療の 説明がよく分 からない	かかりつけの 医師がいない	専門の医師が いない	医療機関の設 備や対応が障 害者に配慮さ れていない
身体障害	(n=268)	8.2%	4.1%	2.2%	2.6%	6.3%
知的障害	(n=97)	6.2%	14.4%	1.0%	14.4%	6.2%
精神障害	(n=95)	13.7%	11.6%	2.1%	5.3%	10.5%
障害児	(n=86)	12.8%	2.3%	4.7%	16.3%	20.9%
発達・高次脳	(n=18)	16.7%	11.1%	11.1%	16.7%	11.1%
難病	(n=8)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
全体	(n=572)	9.6%	7.0%	2.6%	7.5%	9.4%

		障害があるこ とで、他の病 気の治療が受 けにくい	健康や医療に ついて相談で きる人や場所 を知らない	その他	特にな	無回答
身体障害	(n=268)	6.7%	5.6%	2.6%	57.1%	16.0%
知的障害	(n=97)	12.4%	10.3%	3.1%	40.2%	19.6%
精神障害	(n=95)	13.7%	9.5%	8.4%	43.2%	11.6%
障害児	(n=86)	23.3%	3.5%	4.7%	37.2%	4.7%
発達・高次脳	(n=18)	11.1%	5.6%	11.1%	33.3%	11.1%
難病	(n=8)	12.5%	0.0%	12.5%	62.5%	0.0%
全体	(n=572)	11.5%	6.6%	4.4%	48.3%	13.8%

注）各障害について、回答割合が高かった上位３項目に網掛けをしています（その他、特にな、無回答は除きます）。

出所：茅ヶ崎市「第５期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」



基本方針3 障害者の生活基盤の強化

3-1 『住もう』

- 地域移行の推進や障害種別の違いによるサービスの格差解消のため、障害特性に応じた多様な住まいの確保が求められます。
- 生活を送る上での様々な不安や困り事を解消するため、地域での生活を支える見守り支援や相談対応の充実が求められます。

ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

- ・重度者向けの居住系サービスの検討＜発達障害（成人）＞
- ・既存のバリアフリー物件を賃貸できるシステムの整備＜肢体不自由児・重症心身障害児＞
- ・肢体不自由児向けグループホームの設置に対する補助の実施＜肢体不自由児・重症心身障害児＞
- ・民生委員の障害者への対応力強化＜内部障害（透析）＞
- ・親亡き後も自宅に住みつづけられる支援＜そだちの支援部会＞

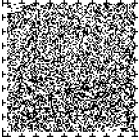
図表 32 将来希望する暮らし方（単一回答）

		自宅で家族と暮らしたい	一人で自立して暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	施設で暮らしたい（または現在の施設に暮らし続けたい）
身体障害	(n=268)	69.4%	13.4%	2.2%	6.7%
知的障害	(n=97)	38.1%	12.4%	20.6%	14.4%
精神障害	(n=95)	45.3%	28.4%	5.3%	7.4%
障害児	(n=86)	53.5%	18.6%	11.6%	4.7%
発達・高次脳	(n=18)	44.4%	44.4%	5.6%	0.0%
難病	(n=8)	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%
全体	(n=572)	57.2%	17.5%	7.3%	7.5%

		その他	無回答
身体障害	(n=268)	0.4%	7.8%
知的障害	(n=97)	2.1%	12.4%
精神障害	(n=95)	7.4%	6.3%
障害児	(n=86)	4.7%	7.0%
発達・高次脳	(n=18)	0.0%	5.6%
難病	(n=8)	0.0%	0.0%
全体	(n=572)	2.4%	8.0%

注）各障害について、最も回答割合が高かった項目に網掛けをしています（その他、無回答は除きます）。

出所：茅ヶ崎市「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」

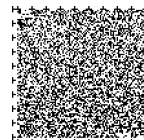


3－2 『生活する・利用する』

- 障害者の自立を支援するため、当事者のニーズを踏まえた福祉サービスの質と量の拡充、および利用の柔軟化が求められます。
- ライフステージの移行に伴うニーズの変化に対し、関係機関が連携した切れ目のない支援を行うことが求められます。
- 公的サービスと家族、介護者が複合的に障害者を支えている現状を踏まえ、介護をする家族の負担軽減のための取り組みが求められます。

ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

- ・タクシー券配布枚数の拡充＜身体障害（肢体不自由）＞
- ・補装具への補助の実施、自己負担の軽減＜内部障害（ぼうこう・直腸）＞
- ・日中活動系事業所終了後に対応するサービス（日中一時支援）の拡充＜発達障害（成人）＞
- ・ライフスキルや社会ルールが身につく質の高い放課後等デイサービスの拡充＜発達障害（児童）＞
- ・福祉用具使用の経済的負担の軽減策検討＜難病＞
- ・医療的ケアが必要な障害児者の外出支援の充実＜そだちの支援部会＞
- ・送迎にかかる家族の負担の軽減＜社会参加支援部会＞



3-3 『人権を守る』

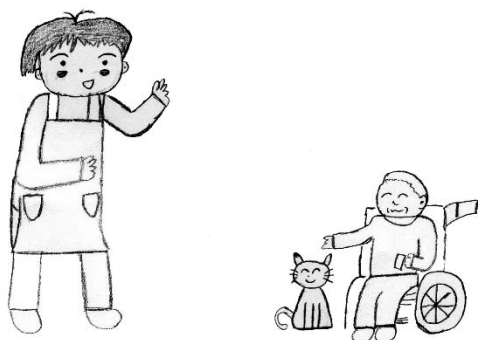
- 「差別解消法」の施行を踏まえ、障害理解と「合理的配慮」に関する意識の醸成に向けた取り組みが求められます。
- 障害者本人の権利が守られるよう、障害者の人権を守るための施策や意思決定支援のための施策に関する周知・啓発が求められます。

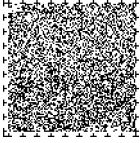
ヒアリング調査・自立支援協議会等における主なご意見

- ・「精神障害」＝「危険な人」というイメージの是正＜精神障害＞
- ・障害者を特別視しない意識の醸成＜高次脳機能障害＞
- ・市職員採用試験の点字受験の実施＜視覚障害＞
- ・透析患者に対する偏見の是正＜内部障害（透析）＞
- ・当事者、市民、企業等それぞれの立場を考慮した権利擁護制度の普及啓発のあり方の検討＜社会参加支援部会＞

【前計画の振り返りから】

- ・障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提に、意思決定支援についての取り組みを進めることが重要





基本方針 4 社会参加と自己実現への支援

4-1 『働く』

- 障害者の就労機会の拡大に向けて、企業側の理解促進を図る必要があります。
- 職場や就労における様々な問題の解決のため、就労後のフォローも含めた相談支援体制の強化を図る必要があります。

ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

- ・市内で就労ができる場の確保・拡充＜精神障害＞
- ・高次脳機能障害者の雇用機会の拡大＜高次脳機能障害＞
- ・中小企業への多目的トイレの設置＜内部障害（ぼうこう・直腸）＞
- ・障害児者個々の特性や能力を理解する企業の拡充＜肢体不自由児・重症心身障害児＞
- ・一般就労等に移行した後も事業所等の仲間と交流できる場や機会の確保＜発達障害（児童）＞
- ・職場における障害者理解の促進＜聴覚障害（中途）＞
- ・職場の問題に関する相談窓口の設置＜知的障害＞
- ・就労先の開拓＜そだちの支援部会＞

図表 33 障害者当事者が最も希望している過ごし方（単一回答、年代別）

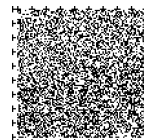
	企業等に 一般就労	アルバイト・パート などで働く	福祉サービス 等を利用	自宅で仕事	学校に通う
20代以下 (n=58)	36.2%	8.6%	13.8%	3.4%	12.1%
30代 (n=57)	24.6%	7.0%	15.8%	12.3%	0.0%
40代 (n=62)	19.4%	6.5%	21.0%	6.5%	0.0%
50代 (n=38)	23.7%	7.9%	2.6%	18.4%	0.0%
60代 (n=96)	5.2%	7.3%	1.0%	4.2%	1.0%
70代以上 (n=163)	0.0%	1.8%	0.0%	5.5%	0.6%
全体 (n=486)	13.2%	5.3%	6.6%	6.8%	1.9%

	福祉施設に 通う	家で過ごす	入所施設、 病院で 過ごす	その他	無回答
20代以下 (n=58)	5.2%	6.9%	0.0%	1.7%	12.1%
30代 (n=57)	10.5%	15.8%	1.8%	0.0%	12.3%
40代 (n=62)	8.1%	16.1%	0.0%	1.6%	21.0%
50代 (n=38)	5.3%	23.7%	10.5%	0.0%	7.9%
60代 (n=96)	3.1%	38.5%	9.4%	4.2%	26.0%
70代以上 (n=163)	4.3%	41.7%	7.4%	4.9%	33.7%
全体 (n=486)	5.6%	28.4%	5.6%	2.9%	23.9%

注1）障害児向け調査票では本設問を設けていません。なお、全体には年齢が無回答の方も含まれています。

注2）各年代について、最も回答割合が高かった項目に網掛けをしています（その他、無回答は除きます）。

出所：茅ヶ崎市「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」



4-2 『社会参加・交流』

- 地域との関係づくりのため、障害者の社会参加時の阻害要因を整理し、当事者の参加意欲を高め、身体的な負担を軽減する対策を講じることが求められます。
- 障害者の社会参加の促進に向けて、地域で安心して参加できる居場所づくりについて検討を行う必要があります。

ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

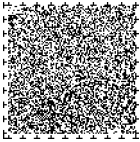
- ・交通利便性が高い場所への作業所等の設置＜精神障害＞
- ・社会問題を話し合う場の創出＜肢体不自由・重度心身障害児＞
- ・学校外で社会生活や就労訓練をする場の創出＜発達障害（児童）＞
- ・バリアフリー等の環境の整備＜そだちの支援部会＞
- ・日常的に安心して過ごせる居場所の拡大＜社会参加支援部会＞

図表 34 地域活動に参加しない理由（複数回答：上位3項目まで記載）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=195)	参加するための体力がない、 体調管理が難しい (36.9%)	興味のある活動がない (26.7%)	一緒に参加する仲間がいない (20.5%)
知的障害 (n=72)	興味のある活動がない (34.7%)	一緒に参加する仲間がいない (31.9%)	どんな行事や活動があるか 分からない(情報が伝わってこ ない) (27.8%)
精神障害 (n=79)	興味のある活動がない (49.4%)	一緒に参加する仲間がいない (38.0%)、どんな行事や活動 があるか分からない(情報が伝 わってこない) (38.0%)	
障害児 (n=50)	どんな行事や活動があるか分 からない(情報が伝わってこ ない) (42.0%)、興味のある 活動がない (42.0%)	行事や活動の内容が障害 者の参加に配慮していな い、地域の人の障害に対す る理解が乏しい (38.0%)	
発達・高次脳 (n=13)	興味のある活動がない (61.5%)	一緒に参加する仲間がいない (46.2%)	身近なところで参加できる行 事や活動が少ない、どんな行 事や活動があるか分からない (情報が伝わってこない)、地 域の人の障害に対する理解が 乏しい (23.1%)
難病 (n=7)	参加するための体力がない、 体調管理が難しい (28.6%)	どんな行事や活動があるか 分からない(情報が伝わって こない)、一緒に参加する仲 間がいない、興味のある活動 がない、利用する建物設備 (トイレ、エレベーターなど が十分ではない) (14.3%)	
全体 (n=416)	興味のある活動がない (35.1%)	参加するための体力がない、 体調管理が難しい (28.8%)	一緒に参加する仲間がいない (28.1%)

注) 地域での活動への参加状況に関する設問で「ほとんど参加しない」と回答した方のみが対象です。

出所：茅ヶ崎市「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」



基本方針5 障害のある子どもの成長支援

5-1 『学ぶ』

- 障害の早期発見や適切な療育機会の提供等、就学前から就学後までの切れ目のない支援のあり方について検討を行う必要があります。
- 教員の障害児教育に関する専門性の向上と障害理解の促進に向けた取り組みが求められます。
- 障害児の地域社会との関係づくりや保護者の送迎負担の軽減を図るために、身近な場所で専門的な教育が受けられる環境の整備が求められます。

ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

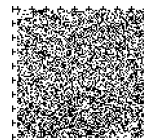
- ・様々な障害について子どものうちから学ぶ機会の創出＜内部障害（ぼうこう・直腸）＞
- ・学校における発達障害に関する理解の促進＜発達障害（成人）＞
- ・身近な学区で特別支援学級*に通学できる環境の整備＜肢体不自由児・重症心身障害児＞
- ・教員の発達障害に対する理解向上＜発達障害（児童）＞
- ・障害児が安心して地域で暮らせる基礎力を育むための専門性の高い療育的支援の充実＜そだちの支援部会＞

図表 35 今後の障害児の学校教育で大切なこと

（3つまでの複数回答：上位3項目まで記載）

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=268)	障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること (28.4%)	障害に対する教員の専門性を向上させること (26.1%)	障害の有無にかかわらず、地域の同じ場で学ぶこと (25.4%)
知的障害 (n=97)	障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること (41.2%)	障害に対する教員の専門性を向上させること (34.0%)	いろいろな教育の場を選択できること (23.7%)
精神障害 (n=95)	障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること (37.9%)	障害に対する教員の専門性を向上させること (29.5%)	いろいろな教育の場を選択できること (21.1%)
障害児 (n=86)	障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること (47.7%)	障害に対する教員の専門性を向上させること (46.5%)	幼児期から成人期までの一貫した教育の支援体制をつくること (30.2%)
発達・高次脳 (n=18)	障害に対する教員の専門性を向上させること (77.8%)	いろいろな教育の場を選択できること (72.2%)	障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること (50.0%)
難病 (n=8)	障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること、障害に対する教員の専門性を向上させること (62.5%)	いろいろな教育の場を選択できること、幼児期から成人期までの一貫した教育の支援体制をつくること (37.5%)	
全体 (n=572)	障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること (36.2%)	障害に対する教員の専門性を向上させること (33.2%)	いろいろな教育の場を選択できること (24.8%)

出所：茅ヶ崎市「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」



基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進

6-1 『安心して暮らす』

- 障害者が地域で生活し、様々な場面で社会参加するために、当事者の意見を踏まえたバリアフリーを進め、障害者が安心して生活できる地域づくり、まちづくりを進めていくことが求められます。
- 障害者が地域で安心して生活できるよう、災害時における避難誘導・支援継続のための仕組みづくりが必要です。

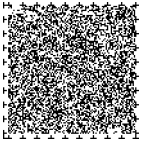
ヒアリング調査・自立支援協議会における主なご意見

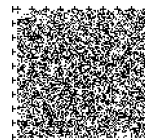
- ・交通量が多い場所における歩道の整備・拡幅＜精神障害＞
- ・公共施設設置時の障害者からの意見聴取＜身体障害（肢体不自由）、そだちの支援部会＞
- ・歩道の段差解消＜高次脳機能障害＞
- ・災害時等に備えた補装具の預託・備蓄の推進＜内部障害（ぼうこう・直腸）＞
- ・避難所での自閉症専用のスペースの設置に向けた検討＜発達障害（成人）＞
- ・障害者も参加する避難訓練・防災訓練の実施＜内部障害（透析）＞
- ・公共交通機関における障害者割引に対する理解の促進＜知的障害＞
- ・難病があっても利用可能な避難所の整備＜難病＞
- ・身近な協力体制の強化＜地域生活支援部会＞

図表 36 バリアフリー化を進めてほしいと考える施設や設備等
(複数回答：上位3項目まで記載)

	第1位	第2位	第3位
身体障害 (n=268)	建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）（38.8%）	鉄道駅（32.1%）	道路（31.7%）
知的障害 (n=97)	障害特性に配慮した施設の運営（37.1%）	鉄道駅、建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）（17.5%）	
精神障害 (n=95)	鉄道駅（26.3%）	建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）（24.2%）	鉄道車両、道路（18.9%）
障害児 (n=86)	障害特性に配慮した施設の運営（47.7%）	建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）（44.2%）	鉄道駅、道路（37.2%）
発達・高次脳 (n=18)	障害特性に配慮した案内表示、障害特性に配慮した施設の運営（22.2%）	鉄道駅、道路、建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）（16.7%）	
難病 (n=8)	建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）（37.5%）	鉄道駅、鉄道車両、道路（12.5%）	
全体 (n=572)	建築物（公共施設、商業施設、医療施設等）（32.9%）	鉄道駅（28.7%）	道路（26.6%）

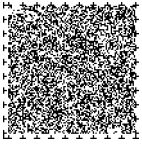
出所：茅ヶ崎市「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画策定アンケート調査結果報告書」

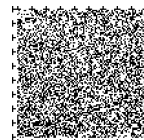




第 5 章

本計画の全体像





第5章 本計画の全体像

第1節 基本理念と目指す将来像

本市で初めて策定された「茅ヶ崎市障害者保健福祉計画」（平成10年3月策定）では、計画の目的を「障害者の『完全参加と平等』の推進」としました。そして、この目的を達成するために、3つの基本理念と本市の目指す将来像を定めました。

この基本理念と将来像は、障害者を含むすべての茅ヶ崎市民にとって普遍的なものであることから、本計画においてもこの基本理念と将来像を継承し、より一層発展させていくこととします。

基本理念1 人権の尊重

障害のある人も障害のない人と同じ感性と権利を持つ人間であり、同じ茅ヶ崎というまちで「ともに生きていく」仲間であるという、当然の考えを前提にした福祉活動を推進します。

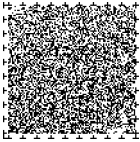
いろいろな人たちが、いろいろな生き方をしていて、いろいろな形で触れあっていくまちこそが、当たり前前のまちであるという意識の浸透に努めます。

基本理念2 ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン理念の浸透

障害のある人もない人もお互いに尊重しあいながら、社会の一員として地域でともに生活する社会こそ当たり前前の社会であるという、ノーマライゼーションの考え方や、障害の有無や種別に関係なく、その地域社会を構成するすべての人々を受入れ、包み込んでいくというソーシャル・インクルージョンの考え方について、茅ヶ崎市民の共通理念になるよう、周知徹底を図ります。

基本理念3 主体性・自主性の確立

障害者が、自分の住んでいる地域でその人らしく生きていくために、障害者自身がそれぞれに持つ能力や特性に応じて、地域の大切な一個人として、主体性や自主性を確立できるよう支援します。

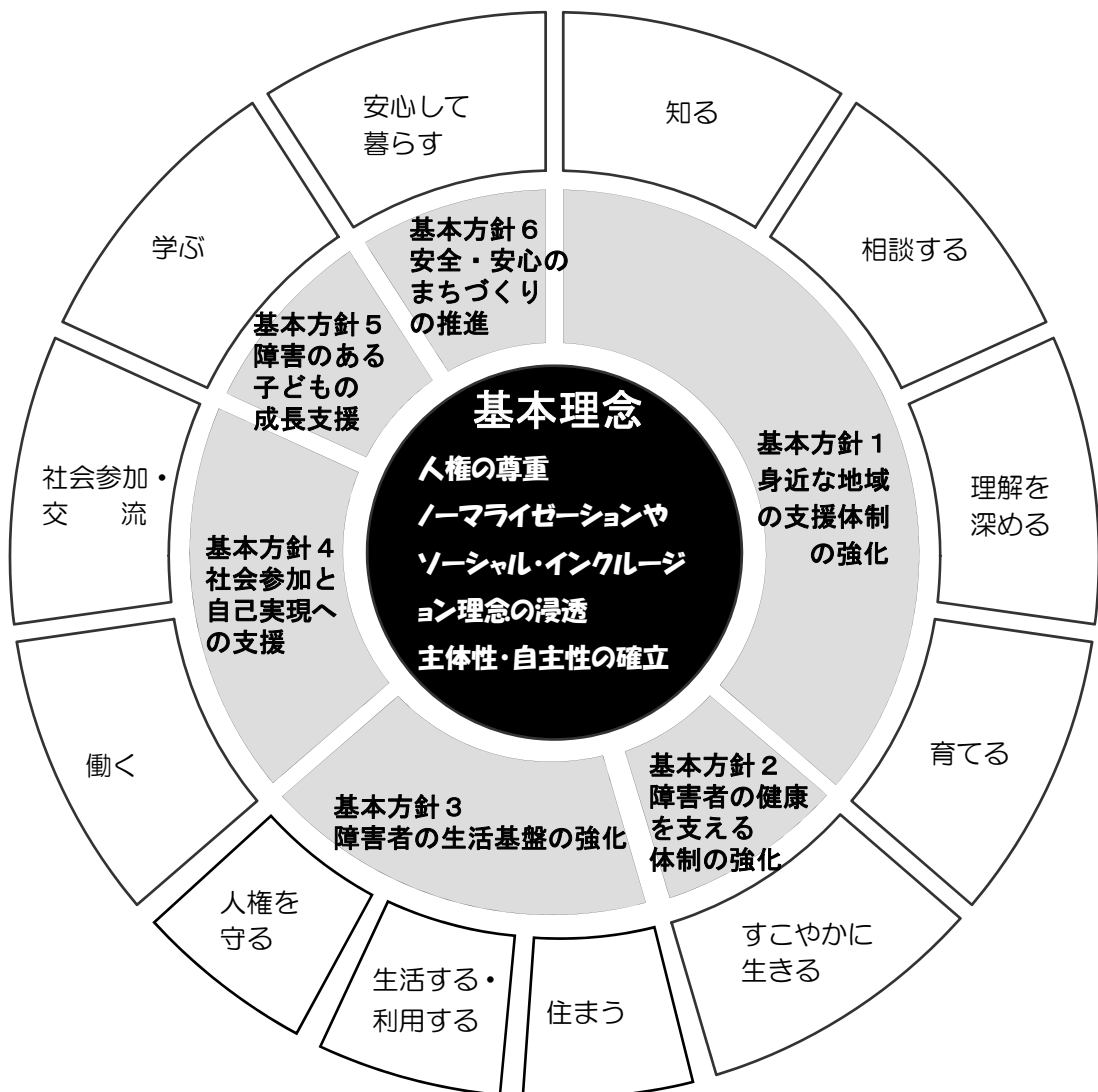


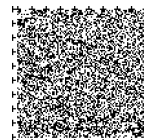
本市の目指す将来像

お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく
生きがいのある暮らしを実現できるまち

本市の目指す将来像を達成するため、本計画の柱となる6つの基本方針に沿って、障害者の日常的な暮らしの要素に基づいた「施策の方向性」を設定します。この施策の方向性に沿って、これまでの施策・事業体系を継承しつつ、事業の重点化を図ります。

図表 37 基本方針と「施策の方向性」





第2節 基本方針

本市の目指す将来像を達成するため、本計画においても、前計画を継承し、以下の6つの基本方針に基づき、より障害者等のニーズを踏まえた施策を展開していきます。

基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化

- 障害者とその家族が安心して生活できるよう、適切な情報の入手と継続的な相談支援体制の強化を図ります。
- また、外見からでは分かりにくい障害に対する市民の一層の理解を推進します。
- さらに、市民による障害者施策への協力を促すとともに、ボランティア、NPO、関係団体等との連携強化に取り組めます。

基本方針 2 障害者の健康を支える体制の強化

- 障害者とその家族のすこやかな生活を支援するため、身近な場所で適切な保健・医療サービスを受けられる体制の充実を図ります。

基本方針 3 障害者の生活基盤の強化

- 障害者とその家族が将来に渡って現在の居住地域で安定した生活を営めるよう、住まいの確保に向けた支援を行うとともに、日常生活を支える福祉サービスの充実を図ります。
- また、日常生活の様々な場面において、障害者が自身の意思に基づく選択・決定ができるよう、障害者の権利擁護や意思決定支援の充実を図ります。

基本方針 4 社会参加と自己実現への支援

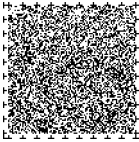
- 障害者が社会の一員として地域で生活できるよう、企業等への就労や職場定着、社会参加を支える環境づくり、地域の中での交流機会の拡充を図ります。

基本方針 5 障害のある子どもの成長支援

- 障害児の健全な成長を支援するため、保育・療育、教育に関する体制の拡充、障害児やその保護者が活用可能な各種サービスの周知、相談対応の充実を図ります。

基本方針 6 安全・安心のまちづくりの推進

- 誰もが安心して地域での生活を送れるよう、障害にも配慮した都市施設の整備と防災のまちづくりを推進します。



第3節 施策体系

＜計画の基本理念＞

1. 人権の尊重

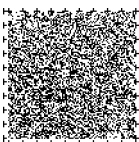
2. ノーマライゼーション
やソーシャル・インクル
ージョン理念の浸透

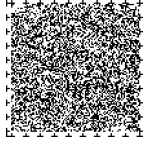
3. 主体性・自主
性の確立

＜本市の目指す将来像＞

お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく生きがいのある暮らしを実現できるまち

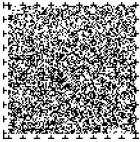
■基本方針■	■施策の方向性■	■主要施策■	■掲載ページ■
基本方針1 身近な地域の 支援体制の強化	1-1 知る	1-1-1 多様な方法による情報の提供	63 ページ
		1-1-2 障害特性を考慮した情報入手への支援	64 ページ
	1-2 相談する	1-2-1 身近な相談窓口の充実	64 ページ
		1-2-2 相談支援体制の強化	66 ページ
	1-3 理解を深める	1-3-1 障害の理解を促す市民啓発の充実	67 ページ
基本方針2 障害者の健康を 支える体制の強化		1-3-2 福祉教育の推進	67 ページ
	1-4 育てる	1-4-1 障害者福祉に関わる市民活動の充実	68 ページ
		1-4-2 福祉人材の育成	69 ページ
	2-1 すこやかに 生きる	2-1-1 障害の早期発見・支援体制の充実	70 ページ
		2-1-2 地域医療体制の充実	71 ページ
基本方針3 障害者の生活基盤 の強化		2-1-3 医療にかかる経済的負担の軽減	71 ページ
	3-1 住まう	3-1-1 多様な住まいの確保	72 ページ
		3-1-2 地域で住み続けるための支援の充実	73 ページ
	3-2 生活する・ 利用する	3-2-1 日常生活を支援する福祉サービスの充実	74 ページ
		3-2-2 障害者の外出支援の充実	75 ページ
基本方針4 社会参加と 自己実現への支援	3-3 人権を守る	3-3-1 権利擁護制度の利用促進	76 ページ
		3-3-2 障害者への差別及び虐待防止の普及啓発	77 ページ
	4-1 働く	4-1-1 就労意欲の高い障害者への支援	78 ページ
		4-1-2 障害者雇用の普及促進	79 ページ
	4-2 社会参加・ 交流	4-2-1 多様な活動への支援	80 ページ
基本方針5 障害のある子ども の成長支援		4-2-2 障害者自身の活動意欲の向上	81 ページ
	5-1 学ぶ	5-1-1 療育体制の整備	82 ページ
		5-1-2 保育、教育における支援の充実	83 ページ
基本方針6 安全・安心の まちづくりの推進	6-1 安心して 暮らす	6-1-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	84 ページ
		6-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備	85 ページ
		6-1-3 災害から障害者を守る体制の強化	85 ページ





第 6 章

施策の具体的な展開



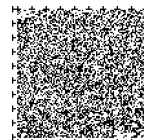
【本章をご覧ください際の留意点】

- 次ページから、本計画期間中に実施する具体的な事業の内容を記載しています。
- 事業内容については、以下の取り組み区分を設定しています。

「新規」：本計画から新たに取り入れた事業

「継続」：前計画から継続する事業

※ なお、第4章で整理した課題に対応する事業として、重点的に取り組む必要があるものについて、各区分の冒頭部に「◎」を記載しています。



第6章 施策の具体的な展開

第1節 基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化

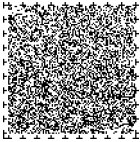
施策の方向性 1-1 【知る】障害者が入手しやすい情報の提供について

誰もが必要な情報を円滑に入手できるよう、障害特性を踏まえた多様な方法による情報提供・情報発信を行います。

主要施策 1-1-1 多様な方法による情報の提供

障害者が暮らしや緊急時への対応に関わる情報を円滑に入手できることに加え、行政関連の情報のみならず様々な情報や知識を得られるよう、多様な方法により情報の提供を行います。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
1	◎継続	【No.1・5 再掲】 最新情報の提供体制・ 提供手法の検討	広報紙、ケーブルテレビ、市広報番組、市ホームページ等を活用し、障害特性に配慮した情報を提供します。	秘書広報課
2	継続	家庭配本サービス 事業	外出が困難な障害者が読書を楽しむよう、自宅まで図書館資料を届けます。	図書館
3	継続	図書館資料の充実	点字図書、大活字本、CDブック等の収集、閲覧、貸出し、ボランティア団体等による録音図書、点字図書の作成を進めます。また、「サピエ*」を活用し、所蔵のない資料の借り受け、市図書館が所蔵する資料の「サピエ」での公開を進めます。	図書館
4	継続	【No.4・100 再掲】 緊急時の情報提供 体制の充実	防災行政用無線、防災ラジオ、テレドーム*、メール配信サービス、緊急速報メール、tvk データ放送*、有料電話案内サービス等を通じ、災害情報を提供します。また、新たな情報伝達手段について検討を進めます。	防災対策課



主要施策 1-1-2 障害特性を考慮した情報入手への支援

意思疎通とは、考えていることを伝え合い、相互に理解を得ることです。障害者権利条約では「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語と定義されています。視覚障害や聴覚障害、知的障害や精神障害、発達障害等の障害があることにより、情報の入手が制限されることがないように、障害特性に応じた様々な意思疎通支援の充実を図ります。また、障害者にとって必要な情報である、障害福祉サービスや地域でのイベント、選挙等の情報が入手できるような支援の充実を図ります。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
5	◎継続	【No.1・5 再掲】 最新情報の提供体制・ 提供手法の検討	広報紙、ケーブルテレビ、市広報番組、市ホームページ等を活用し、障害特性に配慮した情報を提供します。	秘書広報課
6	◎継続	意思疎通支援の充実	障害福祉課窓口への手話通訳者の配置、障害福祉課における視覚障害者への郵送物の点字表示、意思疎通を支援する日常生活用具の給付を行います。このほか、障害特性に応じた意思疎通を工夫していきます。	障害福祉課

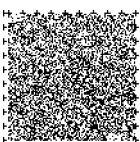
施策の方向性 1-2 【相談する】障害者が相談しやすい体制の強化について

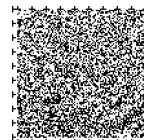
障害者の日常的な不安の解消と自立支援に向けて、身近な場所で専門的な内容からピアカウンセリングまで幅広い相談ニーズに対応できる体制の強化を図ります。

主要施策 1-2-1 身近な相談窓口の充実

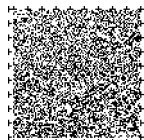
本市の相談支援の中核となる相談支援事業所の機能を拡充するとともに、相談職員の専門性を高めます。また、身近な相談機会の充実、障害種別に応じた相談対応の強化を進めます。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
7	◎新規	発達障害支援に関する 専門性の強化	市内相談支援事業所等へ、発達障害専門相談員が巡回支援を行い、発達障害についての専門性を強化します。	障害福祉課





事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
8	◎継続	【No.8・45 再掲】 相談支援事業所の 活動の充実	相談支援事業を行う相談支援事業所 (4 か所) の周知を図ります。また、 相談員の支援内容を明確化し、相談員 の増員の支援、障害特性に応じた相談 支援技術の向上と、サービス等利用計 画*・障害児支援利用計画の拡充を図り ます。	障害福祉課
9	◎継続	コーディネーター 配置事業の推進	地区ボランティアセンターを起点 に、センタースタッフ、茅ヶ崎市社会 福祉協議会(以下、「市社会福祉協議 会」) 地区担当者、福祉相談室福祉相談 支援員が地区支援チームを結成し、地 域で相談支援を行うコーディネーター を配置する事業を推進します。実施済 みの4地区について継続して実施する とともに、他地区への拡大にも取り組 みます。	福祉政策課
10	継続	精神保健福祉 普及啓発・相談事業	精神保健定例相談・訪問により、精神 科嘱託医や精神保健福祉担当が本人か らの相談に応じ、必要な助言、支援を 行います。 また、家族や本人を対象に、病気等 に対する理解を促す教室を開催し、精神 保健福祉に関する啓発活動を実施しま す。 さらに、組織育成活動として当事者 活動、ボランティアグループ等の活動 に協力します。	保健予防課
11	継続	【No.11・27 再掲】 難病地域支援 ネットワーク事業	保健師等による要支援難病患者への 訪問、医療相談では患者、家族を対象 に保健・医療・福祉に関する相談等を 行います。 また、在宅難病患者従事者研修を実 施します。	保健予防課

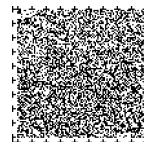


事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
12	継続	就学相談事業	特別な配慮を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援のために、必要に応じて学校見学や体験入学を実施しながら、就学相談の充実を図ります。	学校教育指導課
13	継続	地域福祉総合相談室運営事業	地域包括支援センター内に設置している福祉相談室を運営し、専門の相談支援員が、障害者、高齢者、子ども及びその家族等すべての地域住民からの保健・福祉に関する初期相談等に対応します。	福祉政策課

主要施策 1-2-2 相談支援体制の強化

就学前や就学期、青年期等、段階によって、障害児・者の相談支援ニーズは変化します。その変化に対応するため、本市、市社会福祉協議会、相談支援事業所等が連携し、ライフステージに沿った切れ目のない相談支援体制の構築を図ります。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
14	◎継続	【No.14・29・78 再掲】 切れ目のない 支援体制の構築	ライフステージに沿った切れ目のない支援体制を構築していきます。 保健・福祉・医療・保育・教育等の連携を図ります。	障害福祉課 こども育成 相談課 健康増進課 学校教育指導課
15	継続	自立支援協議会の活動推進	自立支援協議会の代表者会議、運営会議、4つの部会を定期的に開催し、市、市社会福祉協議会、相談支援事業所、サービス事業所等とのネットワークの充実、相談支援体制の強化、関係者の支援技術の向上を図ります。	障害福祉課



施策の方向性 1-3 【理解を深める】障害に関する市民意識の向上について

障害があっても暮らしやすいまちづくりの一環として、市民や行政職員の障害に対する理解と意識向上を目的とした施策を実施します。

主要施策 1-3-1 障害の理解を促す市民啓発の充実

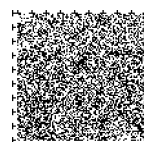
市民や行政の職員を対象に、庁内研修や催し物の開催、ヘルプマーク*の配布等といった、障害特性や障害全般に対する理解の促進に向けた啓発事業を展開します。

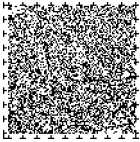
事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
16	◎継続	障害特性に対する 市民の理解促進	外見からは分かりにくい障害等、障害特性に対する市民の理解促進と、障害者に対する差別撤廃を図るために、市民啓発を推進します。	障害福祉課
17	◎継続	行政職員への 障害特性の理解促進	職員研修を通して、行政職員の障害特性に関する理解を推進します。	職員課 障害福祉課
18	◎新規	【No.18・56 再掲】 ヘルプマークの 普及啓発	外見からは分かりにくい障害者が、周囲に配慮を求めるヘルプマークについて、同マークを配布するとともに市民への普及啓発を行います。	障害福祉課
19	継続	福祉や障害を知る 機会の提供	障害者週間における、市民に対する障害特性の理解啓発の充実や障害者ふれあい作品展等の開催を通して、福祉や障害を知る機会を提供します。	障害福祉課 市社会福祉 協議会

主要施策 1-3-2 福祉教育の推進

生涯学習の場や公民館での活動等を通じ、市民が障害や福祉について広く学習する機会を提供します。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
20	◎継続	福祉教育プログラムの 活用・開発	福祉教育パンフレット等を活用し、様々な障害を理解するための福祉教育を推進します。	市社会福祉 協議会
21	継続	福祉や障害を学ぶ 機会の提供	市民まなび講座*や公民館での活動等を通じて、福祉や障害を学ぶ機会を提供します。	文化生涯学 習課 障害福祉課 各公民館





施策の方向性 1-4 【育てる】障害者福祉に関わる市民活動の活性化について

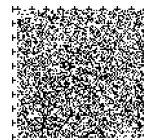
本市の障害者福祉の現場を支える NPO やボランティア、医療・福祉人材の確保・育成に向けた施策を展開します。

主要施策 1-4-1 障害者福祉に関わる市民活動の充実

障害者福祉の現場を支えている NPO やボランティア団体における人材の育成支援や当該団体の活動紹介等を通じ、障害者福祉に関わる市民活動の充実を図ります。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
22	◎継続	ボランティア・NPO 団体の活動支援	福祉分野の団体やボランティア活動等について、市民活動団体ガイドブックや情報紙等により紹介をします。 また、「ユースボランティア茅ヶ崎」等学生向けの講座のほか、ボランティアに携わる人材を育成する講座を開催するとともに、市内のグループ活動を支援します。	市民自治推進課 市社会福祉協議会
23	継続	まちぢから協議会の活動支援	自治会をはじめ地域の各種団体が集い、地域課題の一つである障害者福祉に関して様々な視点から課題解決に取り組む、まちぢから協議会の活動を支援します。	市民自治推進課

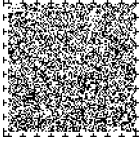




主要施策 1-4-2 福祉人材の育成

研修の開催や多職種連携支援を通じ、障害者に関する福祉・医療関連の専門職の量と質の充実に努めます。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
24	◎継続	福祉人材の育成支援	ケアマネジメント*従事者、介助者等を育成するために、講座や研修等を開催し、障害者福祉に関わる人材確保に取り組めます。	障害福祉課 市社会福祉協議会
25	◎継続	保健・医療人材の育成支援	学生実習等の受入れの実施や、湘南看護専門学校への支援により、保健・医療に携わる専門職を目指す人材の育成を支援します。	保健企画課 地域保健課
26	◎継続	【No.26・36 再掲】 在宅医療介護連携推進事業の推進	医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ、看護師やケアマネジャー*、介護職員等の多職種と連携協力し、在宅医療等を推進していくための仕組みづくりや人材育成に取り組めます。	高齢福祉介護課 地域保健課
27	継続	【No.11・27 再掲】 難病地域支援ネットワーク事業	保健師等による要支援難病患者への訪問、医療相談では患者、家族を対象に保健・医療・福祉に関する相談等を行います。 また、在宅難病患者従事者研修を実施します。	保健予防課
28	継続	障害福祉相談員活動の支援	障害者の安定した地域生活を支えるため、各種の相談活動を担う障害福祉相談員に対し、障害者福祉の法制度の理解や相談支援にかかるスキルの向上を図るための各種研修を実施します。	障害福祉課



第2節

基本方針 2 障害者の健康を支える体制の強化

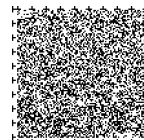
施策の方向性 2-1 「すこやかに生きる」保健・医療体制の強化について

障害の有無にかかわらず、必要な医療を必要な時に利用できるよう、各種施策を展開します。

主要施策 2-1-1 障害の早期発見・支援体制の充実

健診・相談・療育等の事業を展開し、障害を早期に発見し、必要かつ適切な支援や療育、医療サービスを切れ目なく提供できる体制の整備・充実を図ります。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
29	◎継続	【No.14・29・78 再掲】 切れ目のない 支援体制の構築	ライフステージに沿った切れ目のない支援体制を構築していきます。 保健・福祉・医療・保育・教育等の連携を図ります。	障害福祉課 こども育成 相談課 健康増進課 学校教育指導課
30	継続	養育支援事業	心身発達に課題を抱える長期に療育が必要な慢性疾患児を持つ保護者を対象に交流会等を開催し、日ごろの療養生活や子育ての悩みを共有し、孤立せずに療養生活が送れる機会とします。	地域保健課
31	継続	療育歯科相談	病気や障害のある児に対し、口腔内診査、歯科相談・指導、歯科予防処置、口腔機能発達支援等を実施します。	地域保健課
32	継続	在宅療養者等訪問 口腔ケア推進事業	在宅で療養している本人、介護者、介護支援者に対し、訪問により口腔ケア支援を実施します。	地域保健課
33	継続	健診体制・ 発達の相談体制の充実	4 か月児健診、10～11 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳 6 か月児健診を実施します。これらの健診を通して、発達相談を実施し、切れ目のない支援を行います。	健康増進課



主要施策 2-1-2 地域医療体制の充実

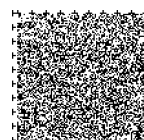
障害があっても身近な地域で安心して暮らせるよう、医療サービスを充実させるとともに、医療機関等を受診しやすい環境づくりのための施策を展開します。

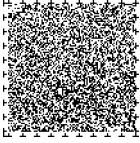
事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
34	◎新規	【No.34・48 再掲】 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が、地域の一員として安心して暮らせるよう、医療・障害者福祉・介護・住まい・社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築します。	障害福祉課 保健予防課
35	◎継続	身近な「かかりつけ医」の普及促進	広報紙やホームページ等の媒体を活用し、日常的な医療のほか、健康管理等の相談を受けてくれる大切な存在として、かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことを推進します。	地域保健課
36	◎継続	【No.26・36 再掲】 在宅医療介護連携推進事業の推進	医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ、看護師やケアマネジャー、介護職員等の多職種と連携協力し、在宅医療等を推進していくための仕組みづくりや人材育成に取り組みます。	高齢福祉介護課 地域保健課
37	◎継続	市立病院における 病診連携の充実	地域医療支援病院として、地域の診療所との連携を密にし、病診連携を進めます。	地域医療連携室
38	継続	通院時における手話通訳者・要約筆記者の派遣	通院時に手話通訳者、要約筆記者を派遣し、診療における意思疎通を支援します。	障害福祉課

主要施策 2-1-3 医療にかかる経済的負担の軽減

各種制度に基づき、障害者に対する医療費を助成します。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
39	継続	重度障害者の医療費の助成	重度の身体・知的・精神障害者に対する保険内診療の自己負担分の助成を行います。	障害福祉課





第3節 基本方針3 障害者の生活基盤の強化

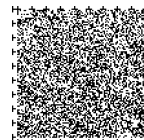
施策の方向性 3-1 【住まう】障害者の住まいを支えるサービスの充実について

障害者の地域生活の基盤である住まいを確保し、また、その住まいで生活を継続していくために必要な支援を展開します。

主要施策 3-1-1 多様な住まいの確保

障害者の住まいに対する多様なニーズに対応するため、共同生活援助（グループホーム）や公営住宅等の整備を進めます。また、入所施設の整備に向けて近隣自治体と連携を図りながら、神奈川県等への働きかけを進めます。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
40	◎継続	共同生活援助（グループホーム）の整備促進	障害特性に応じた共同生活援助（グループホーム）の整備を促進し、障害者の生活の場の確保に努めます。	障害福祉課
41	継続	障害者や高齢者に配慮した住宅の確保・供給	借上型市営住宅や（仮称）市営小和田住宅外複合施設の整備により、障害者や高齢者が住みやすい良質な市営住宅の確保を図ります。 また、これ以外の公営住宅についても、情報提供を進めます。	障害福祉課 建築課
42	継続	入所施設の新設に向けた働きかけ	市単独では実施困難であり、圏域以上のレベルでの協議が必要なことから、引き続き神奈川県等へ課題を提案していきます。	障害福祉課

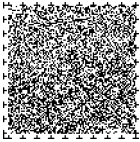


主要施策 3-1-2 地域で住み続けるための支援の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、緊急時における一時的な宿泊の実施や住宅改修に対する専門的な助言、費用助成等の支援を展開します。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
43	◎新規	【No.43・47 再掲】 安心生活支援事業の 充実	障害児者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急時の一時的な宿泊や、体験的宿泊を行います。	障害福祉課
44	◎新規	自立支援協議会当事者 部会の立ち上げ	自立支援協議会に当事者部会を立ち上げ、障害者の声を聞くことで、障害者が住みやすいまちづくりを目指します。	障害福祉課
45	◎継続	【No.8・45 再掲】 相談支援事業所の 活動の充実	相談支援事業を行う相談支援事業所（4か所）の周知を図ります。また、相談員の支援内容を明確化し、相談員の増員の支援、障害特性に応じた相談支援技術の向上と、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の拡充を図ります。	障害福祉課
46	継続	住宅改修の推進	住宅改修費助成（国庫補助）、重度障害者住宅改修費補助金（県補助）等の制度の普及と利用促進を図ります。 また、障害者生活支援センターにおいて、一級建築士、理学療法士、障害者生活支援センター相談員による住宅改修相談を随時実施します。	障害福祉課 市社会福祉 協議会





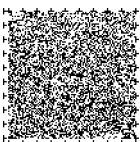
施策の方向性 3-2 「生活する・利用する」障害者の日常生活を支援するサービスの充実について

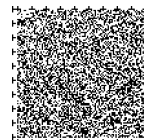
障害者が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、地域生活を支える障害福祉サービスや見守り支援、外出支援等の日常生活を支援する様々な福祉サービスの充実を図ります。

主要施策 3-2-1 日常生活を支援する福祉サービスの充実

障害者が日常生活を送る上で必要となる障害福祉サービスの質と量の確保を図るとともに、地域における見守り体制や介護予防といった障害と関わりのあるサービスの充実を図ります。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
47	◎新規	【No.43・47 再掲】 安心生活支援事業の 充実	障害児者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急時の一時的な宿泊や、体験的宿泊を行います。	障害福祉課
48	◎新規	【No.34・48 再掲】 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの 構築	精神障害者が、地域の一員として安心して暮らせるよう、医療・障害者福祉・介護・住まい・社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築します。	障害福祉課 保健予防課
49	◎継続	地域生活支援拠点の 整備	圏域レベルでの整備も含め、利用者のニーズ、相談支援や社会資源の整備状況等、地域の実情に応じて、自立支援協議会等の場で関係機関等と地域生活支援拠点のあり方について検討していきます。	障害福祉課
50	◎継続	身近な場所での短期入 所等の受入体制の整備	既存の社会資源の活用や広域連携等により、地域における障害児者の短期入所や日中一時支援、医療的ケアが必要な障害児者の受入れが可能なサービスの提供体制の整備を目指します。	障害福祉課
51	◎継続	福祉サービスの質と量 の確保	障害福祉計画における目標や見込み量に基づき、福祉サービスの質と量を確保します。	障害福祉課
52	◎継続	地域の見守り体制の 充実	安心まごころ収集*、地域の見守り事業を通して、地域における見守り体制の充実を図ります。	福祉政策課 環境事業セ ンター





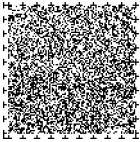
事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
53	継続	介護予防サービスの 充実	介護保険の対象とならない 65 歳以上の高齢者等の心身機能の低下を防ぐため、各種教室・栄養指導等を実施します。	高齢福祉介護課
54	継続	SOS ネットワーク 事業の充実	関係機関と協力し、行方不明等の障害者や認知症高齢者をより迅速に早期発見し、一時保護ができるよう、事前登録制度を実施します。	障害福祉課 高齢福祉介護課
55	継続	ミニデイサービスの 充実	地区社協等が主催するサロンの開催を支援するとともに、障害児やその保護者を対象とした各種教室等を開催し、余暇支援、仲間づくりの場をつくれます	市社会福祉協議会

主要施策 3-2-2 障害者の外出支援の充実

移動・移送にかかる家族の負担を軽減するとともに、障害者が気軽に外出できるよう、多様な移動・移送手段に対する支援を進めていきます。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
56	◎新規	【No.18・56 再掲】 ヘルプマークの 普及啓発	外見からは分かりにくい障害者が、周囲に配慮を求めるヘルプマークについて、同マークを配布するとともに市民への普及啓発を行います。	障害福祉課
57	◎継続	移動の支援への対応	通学等の移動の支援にかかる個別の課題に対して、関係機関と連携し、対応していきます。	障害福祉課 市社会福祉協議会
58	継続	当事者による自立的な 移動に対する支援	特定の障害者へのタクシー運賃や自動車燃料費の助成について、制度を検証しながら継続します。	障害福祉課





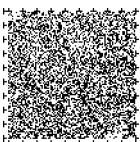
施策の方向性 3-3 【人権を守る】障害者の人権を守る仕組みの強化について

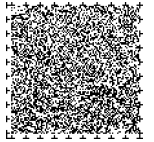
障害者が差別や虐待を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活が送れるよう、「障害者差別解消法」の趣旨や「ともに生きる社会かながわ憲章」の方針等を踏まえ、障害者権利擁護（差別や虐待の防止を含む）のための施策を展開していきます。

主要施策 3-3-1 権利擁護制度の利用促進

障害者の意思決定支援への取り組みを行うほか、障害者の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。また、後見人人材の育成や関係機関の連携といった権利擁護制度を支える基盤を整備します。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
59	◎新規	意思決定支援の充実	障害者への支援の原則は自己決定であることを尊重し、意思決定支援への取り組みを行います。	障害福祉課
60	◎継続	成年後見制度の人材基盤の拡充	成年後見制度のニーズの増加に適切に対応するとともに、障害者の生活を市民が支えていくことができるよう、「市民後見人」を確保できる体制を整備・強化します。	福祉政策課
61	◎継続	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用を支援するため、制度の普及啓発を行い、同制度の利用者の拡充を図ります。 また、成年後見支援センターを開設し、申立て手続きの支援や相談業務の充実を図ります。 併せて、制度の利用が必要でありながら、経済的事情等で利用できない方に対し、市長申立てや費用の助成を行います。	福祉政策課 障害福祉課 高齢福祉介護課
62	継続	障害者の権利擁護に向けた関係機関の連携	人権擁護委員会*、相談支援事業者、自立支援協議会、民間オンブズマン組織等、関係機関による連絡調整会議を開催し、支援が必要な方について情報の共有を図ります。	障害福祉課



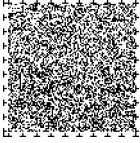


主要施策 3-3-2 障害者への差別及び虐待防止の普及啓発

市民を対象に「障害者差別解消法」「障害者虐待防止法」や「ともに生きる社会かながわ憲章」等の内容について普及啓発を図るとともに、障害者に対する虐待や差別を防ぐ具体的な体制の整備を図ります。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
63	◎新規	「ともに生きる社会かながわ憲章」との連携	「ともに生きる社会かながわ憲章」と連携し、共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。	障害福祉課
64	◎継続	「障害者差別解消法」と合理的配慮に関する普及啓発	「障害者差別解消法」における合理的配慮について、市民啓発を図るとともに、障害者への差別を無くすための取り組みを行います。	障害福祉課
65	◎継続	「障害者虐待防止法」の周知と相談体制の確立	周知用グッズの作成や配布、まなび講座や事業所を対象とした勉強会、市のホームページ等での障害者虐待防止法の周知を図ります。 また、障害者虐待防止センターを中心に、関係機関との相談体制の強化、ネットワークの構築等に取り組みます。	障害福祉課
66	継続	高齢者虐待防止対策等に関する事務	「高齢者虐待防止法」の規定等に基づき、高齢者の権利擁護や虐待防止の意識を高めていくため、講演会の開催やリーフレットの作成・配布により、市民への周知・啓発を図ります。	高齢福祉介護課





第4節

基本方針 4 社会参加と自己実現への支援

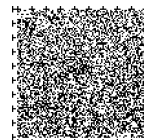
施策の方向性 4-1 「働く」障害者が就労しやすい環境づくりについて

障害者就労に関する理解促進に向けた施策を行うとともに、障害者の働くことへの意欲向上やスキルアップの支援、就労しやすい環境づくり、就労機会の拡大、工賃収入の増大等を図ります。

主要施策 4-1-1 就労意欲の高い障害者への支援

障害者の就労や定着を支援するため、就労訓練や就労相談の機会の充実、就労に関する情報の収集・発信、実習や雇用等の受入れ先の開拓、関係機関との連携等の取り組みを進めます。

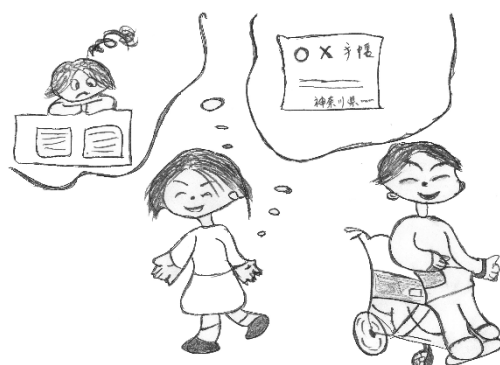
事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
67	◎新規	就労定着支援の充実	一般就労へ移行した障害者に対し、生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた必要な支援を行います。	障害福祉課
68	◎継続	湘南地域就労援助センター*の活動の充実	湘南地域就労援助センターへ助成し、就労支援事業所との連携による利用者向け勉強会、藤沢公共職業安定所（ハローワーク）との連携による事業所開拓・訪問、就労者に関する情報交換、生活の相談等、就労に向けた支援や定着のための支援を実施します。	障害福祉課
69	継続	店舗活用型就労支援事業の充実	障害者の就労を支援する店舗「サザンポ」を拠点とし、地域との交流を深めながら、障害者の就労に関する情報提供、情報発信、就労支援事業所の製品や役務の受注発注の促進、就労訓練、就労相談の場の確保をしていきます。	障害福祉課

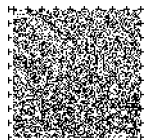


主要施策 4-1-2 障害者雇用の普及促進

市内企業における障害者への理解を深めるとともに、関係機関と連携を図りながら、障害者の雇用の場を確保していきます。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
70	◎継続	企業への意識啓発と雇用の促進	企業に対し、障害者に対する理解促進に向けた意識啓発を行います。 国や県等の関係機関と連携しながら、市内企業を対象に障害者雇用を促進するための実践的な情報提供を実施します。	雇用労働課 障害福祉課
71	継続	就労を支える事業所と人材の育成	就労支援事業所が密接に連携し、就労支援の充実を図ります。また、事業所の人材育成に努めます。	障害福祉課
72	継続	公共機関における障害者雇用の促進	働くことへの意欲向上とスキルアップを図るため、市役所内で「障害者職場体験事業」を引き続き実施します。 また、市役所においても、「障害者雇用促進法」に基づき、障害者の職域拡大と法定雇用率の達成を目指します。	職員課 障害福祉課
73	継続	障害者就労支援事業所への事業委託の推進	障害者優先調達推進法に基づき、市の調達方針を推進し、市の委託業務のうち、就労支援事業所が受注可能な業務については、委託するよう努めます。	障害福祉課





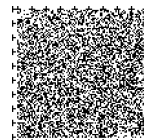
施策の方向性 4-2 【社会参加・交流】交流機会の増加について

障害者自身の社会参加意欲を高め、社会参加機会の確保を図るための取り組みを進めていきます。

主要施策 4-2-1 多様な活動への支援

様々な地域行事への参加やスポーツ活動を支援する施策を通じ、障害者と市民との交流機会を増やし、障害者が積極的に社会に参加する地域づくりを進めます。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
74	◎継続	地域行事への障害者の参加促進	地域活動支援センター*の地域交流事業や障害者地域生活サポート事業等を通して、障害者の地域行事への参加を促進します。	障害福祉課
75	◎継続	スポーツ活動の充実と参加促進	近隣自治体や関係団体と連携し、障害者卓球大会を開催します。 また、茅ヶ崎市障害者ふれあいスポーツ交流会の開催や国・県の障害者スポーツ大会への参加を支援します。 加えて、大会・教室等を通じて、サポート体制を充実し、障害者が参加しやすい機会を創出します。	雇用労働課 スポーツ推進課 障害福祉課
76	◎継続	障害者スポーツの場の確保	茅ヶ崎市障害者ふれあいスポーツ交流会や社会福祉法人等の事業のための優先予約を実施します。また、障害者の心身の健康増進や社会参加を促進するため、一定の条件を満たす施設利用について利用料金を減免します。 障害者の日や時間帯の設置については、引き続き検討します。	スポーツ推進課

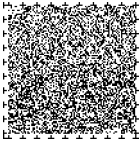


主要施策 4-2-2 障害者自身の活動意欲の向上

障害者の自立性と活動意欲の向上を図ることを目的とし、障害者団体によるイベント等の開催や団体活動の支援等を行います。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
77	◎継続	社会交流活動の支援	障害者団体によるイベントの開催を支援するとともに、団体の活動の場の確保に努めます。	障害福祉課





第5節

基本方針 5 障害のある子どもの成長支援

施策の方向性
 5-1
 【学ぶ】
 保育・療育・教育の体制強化について

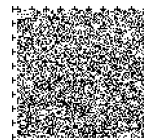
障害のある子どものすこやかな成長に向けて、就学前から就学期、学校卒業後の進路等について障害福祉・保育・教育等の関係者が連携して、切れ目のない支援体制の構築を図り、各種施策を展開していきます。

主要施策
 5-1-1
 療育体制の整備

障害の早期発見・支援体制を整備するとともに、就園・就学・就労といったライフイベントを通じ、各関係機関が連携して切れ目のない支援、生涯にわたる支援体制の整備を推進します。また、近年の相談件数の増加や相談内容の複雑化・多様化に対応するため、療育相談の機能強化、専門性の向上を図ります。

事業No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
78	◎継続	【No.14・29・78 再掲】 切れ目のない支援体制の構築	ライフステージに沿った切れ目のない支援体制を構築していきます。 保健・福祉・医療・保育・教育等の連携を図ります。	障害福祉課 こども育成相談課 健康増進課 学校教育指導課
79	継続	療育相談の充実	乳幼児健康診査等の母子保健事業、こどもセンター、児童発達支援センターが連携し、障害の早期発見、早期療育のために、専門性の向上を図ります。	障害福祉課 こども育成相談課 健康増進課

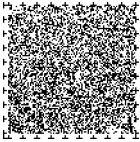




主要施策 5-1-2 保育、教育における支援の充実

特別な配慮を必要とする児童・生徒や障害のある子どもの個々の状況を踏まえ、きめ細かな保育・教育面での支援を行うための体制の整備を図ります。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
80	◎新規	重度の障害児に対する 発達支援の充実	外出することが著しく困難な障害児 に対し、居宅訪問により実施する児童 発達支援を提供し、社会生活への移行 を推進します。	障害福祉課
81	◎継続	インクルーシブ教育* の推進	通常級や特別支援学級及び通級指導 教室における特別な配慮が必要な児 童・生徒に対するきめ細かな支援を図 るために、授業支援等を含めたインク ルーシブ教育を推進します。	学校教育指 導課
82	継続	障害に関する理解の 推進	親の会やボランティア団体が行う市 民理解の促進に向けた講座等の開催を 支援します。 各関係機関向けの療育研修や市民向 けの療育研修会の実施をはじめとし、 障害特性の理解を深めます。	障害福祉課 こども育成 相談課
83	継続	ふれあい補助員*等の 派遣事業の充実	特別な配慮を必要とする児童・生徒 が安心して学校生活を送ることができ るよう、小・中学校にふれあい補助員 の派遣や宿泊行事にかかる介助員等の 派遣を行います。	学校教育指 導課



第6節 基本方針 6 安全・安心のまちづくりの推進

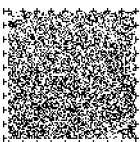
施策の方向性 6-1 「安心して暮らす」障害者が快適に暮らせるまちづくりについて

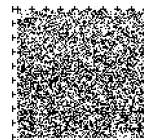
障害者が安全・安心、かつ快適に地域で暮らすことのできるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進するとともに、自然災害等の緊急時における障害者の生活を支援する体制の強化を図ります。

主要施策 6-1-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

市内の公共施設や道路等におけるバリアフリー化を推進するとともに、人々の心の中にある障壁を取り除く“心のバリアフリー”に関する啓発活動を推進し、ソフト面からもだれもが参加しやすいまちづくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
84	◎継続	施設等のバリアフリー化の推進	公共性の高い施設の整備において、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく協議・指導を行います。	障害福祉課 建築指導課
85	◎継続	学校施設のバリアフリー化の推進	学校施設のバリアフリー化を推進します。	教育施設課
86	◎継続	バリアフリー基本構想による取り組みの推進	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想に位置づけた特定事業及び“心のバリアフリー”に関する啓発活動等を推進します。	都市政策課 障害福祉課
87	継続	公共サインガイドラインによる取り組みの推進	公共サインガイドラインに基づき、公共施設等で障害者にも分かりやすい案内のためのサインを新設・更新します。	景観みどり課
88	継続	障害者の通行に配慮した道路整備の推進	「茅ヶ崎市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」に基づき、歩道における十分な幅員の確保や段差の解消等、バリアフリー化を推進します。 休憩場所の設置や点字ブロックの設置・改善等、障害者の通行に一層配慮した施設整備を推進します。	道路管理課 道路建設課





事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
89	継続	総合交通プランによる 取り組みの推進	茅ヶ崎市乗合交通整備計画に位置づけられたコミュニティバス運行事業について、引き続き推進し、適宜運行改善を実施します。	都市政策課
90	継続	違法駐車・駐輪の防止	違法駐車及び放置自転車の防止に向けた啓発を行います。また、違法駐車や放置自転車が障害者の通行の妨げとならないよう取り組みを進めていきます。	安全対策課
91	継続	公園等の整備	「茅ヶ崎市都市公園条例」に基づき、公園内の段差解消や手すりの設置を進め、障害者が安心して利用できるよう整備します。	公園緑地課

主要施策 6-1-2 利用しやすい公共交通機関の整備

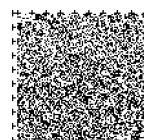
障害者の社会活動への参加や外出機会を確保するため、様々な機関へ障害特性に配慮した公共交通機関の整備を要請し、障害者の移動の円滑化を推進します。

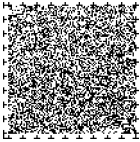
事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
92	継続	国や県、公共交通機関 への要請	国や県、公共交通機関等に、障害特性に配慮したまちづくりを要請します。	障害福祉課 都市政策課

主要施策 6-1-3 災害から障害者を守る体制の強化

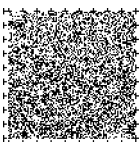
避難行動要支援者名簿の活用方法の検討や障害者の防災訓練等への参加を促進するとともに、緊急時の連絡手段や防災・避難情報の提供、避難所での健康管理、医療的ケアの継続等の防災・災害時支援体制の構築を進め、災害から障害者を守る体制の強化を図ります。

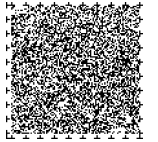
事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
93	◎新規	避難行動要支援者名簿 の提供と活用	「災害対策基本法」に基づき作成する避難行動要支援者名簿を、平常時から地域へ提供するとともに、名簿を活用した避難支援体制づくりを進めます。	防災対策課 障害福祉課 高齢福祉介護課





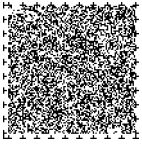
事業 No.	区分	事業名等	事業等概要	担当課 (関係機関)
94	◎新規	NET119 緊急通報システム	音声による会話が困難な方が、携帯電話やスマートフォンを利用して119番通報するシステムを提供します。	障害福祉課 指令情報課
95	◎新規	避難確保計画の作成支援	土砂災害防止法の改正により、要配慮者利用施設において避難確保計画の作成が義務づけられたことから、同計画の作成を支援します。	防災対策課
96	◎継続	福祉避難所の確保	福祉避難所の確保のため「災害時における要援護者等の緊急の受入れに関する協定」の締結を進めるとともに、必要な資機材の整備や、要配慮者の受入れについて事業者等と協議を進めます。	防災対策課 障害福祉課 高齢福祉介護課
97	◎継続	医療救護所の設置	災害時に医療救護所を設置し、応急的な医療救急活動を行います。	障害福祉課 地域保健課
98	継続	災害時専門職ボランティアの充実	専門的な資格を有している方に事前登録いただくことで、災害発生時に災害対策地区防災拠点において迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるように進めます。	障害福祉課 高齢福祉介護課 保健企画課
99	継続	防災訓練への障害者の参加促進	地域住民との交流の意味も含め、自治会と連携して地区自治会連合会による防災訓練等への障害者の参加を促進していきます。	防災対策課 障害福祉課
100	継続	【No.4・100 再掲】 緊急時の情報提供体制の充実	防災行政用無線、防災ラジオ、テレドーム、メール配信サービス、緊急速報メール、tvk データ放送、有料電話案内サービス等を通じ、災害情報を提供します。また、新たな情報伝達手段について検討を進めます。	防災対策課

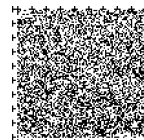




第 7 章

障害福祉計画にかかる 成果目標及び見込み量の設定





第7章

障害福祉計画にかかる 成果目標及び見込み量の設定

第1節

障害福祉計画における成果目標

障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援の一環として、入所施設から地域生活への移行や地域生活支援拠点の整備、一般就労といった主要な課題に対応するため、国の第5期障害福祉計画の基本指針（以下、基本指針）を踏まえるとともに、本市における過去の実績等を考慮した上で、成果目標を設定します。

なお、本章では、改正「障害者総合支援法」の第88条に基づく「障害福祉計画」の目標を記載します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

基本指針では、福祉施設入所者のうち、平成32年度末までに、共同生活援助（グループホーム）や一般の住宅等に移行する入所者の成果目標を、次のように設定することが求められています。

【平成32年度末における成果目標】（基本指針より）

○平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行する。

○平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。

【本市における成果目標】

本市では、基本指針における国の考え方を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、平成32年度末における成果目標を以下のように設定します。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活への移行者数（A）	6 人	平成28年度末時点の施設入所者数の <u>4.1%以上</u> が地域生活へ移行する。
施設入所者数（B）	1 4 2 人	平成28年度末時点の施設入所者数から <u>2.0%以上</u> 削減する。

※積算方法

（A）平成29～32年度末までの地域生活移行者数

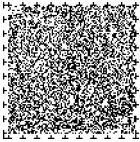
6人 $\div$ 145人（平成28年度末時点の施設入所者数） $\times$ 4.1%

（B）平成32年度末時点の施設入所者数

145人（平成28年度末時点の施設入所者数） $\times$ 2.0% $\div$ 3人

145人 $-$ 3人 $=$ 142人

142人 $=$ 145人 $-$ 6人（地域生活への移行者数） $+$ 3人（新規施設入所者数）



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしを送れるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことが求められています。

【平成 32 年度末における成果目標】（基本指針より）

○平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること。

本市では、基本指針を踏まえ、精神障害者の地域移行を進めるため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、平成 32 年度末までに市に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

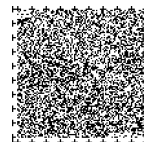
基本指針では、障害者や障害児に対する地域での生活支援を推進するために、多機能拠点（地域生活支援拠点）の整備を進めることが求められています。

【平成 32 年度末における成果目標】（基本指針より）

○障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について、平成 32 年度末に各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備する。

本市では、地域における障害者への支援体制に関するニーズ及び課題について情報を共有するため、関係機関の連携の緊密化を図ります。また、どの機関にこういった機能を置くかといった支援体制の整備のあり方について、本市の現状に応じて、基幹相談支援センターの役割等も含め自立支援協議会等の場で関係機関等の意見を伺いながら検討を行います。





(4) 福祉施設から一般就労への移行

基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援*事業所等を利用して、平成 32 年度までに一般就労に移行する利用者や就労後の定着支援による職場定着率の成果目標を、次のように設定することが求められています。

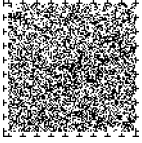
【平成 32 年度末における成果目標】（基本指針より）

- 福祉施設から一般就労への移行実績を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末時点から 2 割以上増加する。
- 就労移行支援事業の利用者のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
- 各年度における就労定着支援*による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とする。

【本市における成果目標】

本市では、基本指針を踏まえ、これまでの実績や現状の動向を考慮した上で、平成 32 年度末における一般就労移行者数等の成果目標と、就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着人数及び職場定着率の成果目標を以下のように設定します。

項 目	数 値	考 え 方
福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	44人 (1.5 倍増)	福祉施設から一般就労への移行実績を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。
就労移行支援事業の利用者数 (B)	101人 (2 割増)	就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末時点から 2 割以上増加する。
就労移行率 3 割以上の事業所数 (C)	2 か所 (5 割)	就労移行支援事業利用者のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
平成 31 年度末の職場定着人数 (D)	9人 (80%)	平成 30 年度に就労定着支援を利用開始した人のうち、1 年後も職場定着している人を全体の 80%以上とする。
平成 32 年度末の職場定着人数 (D)	11人 (80%)	平成 31 年度に就労定着支援を利用開始した人のうち、1 年後も職場定着している人を全体の 80%以上とする。



※積算方法

- (A) 平成 32 年度の福祉施設から一般就労への移行者数
44 人 ÷ 29 人 (平成 28 年度実績) × 1.5 倍
- (B) 平成 32 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
101 人 ÷ 84 人 (平成 28 年度末時点の就労移行支援事業利用者数) × 1.2 倍
- (C) 平成 32 年度末時点の就労移行率 3 割以上の事業所数
2 か所 ÷ 4 か所 (平成 28 年度末時点の就労移行支援事業所数) × 5 割
- (D) 平成 31 年度末時点及び平成 32 年度末時点の就労定着人数 (就労定着支援を利用して 1 年後も職場定着している人数)

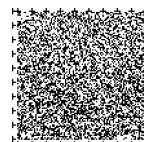
【平成 31 年度】

9 人 ÷ 11 人 (平成 30 年度に就労定着支援サービスの利用を開始する人数) × 80.0%
(1 年後の職場定着率)

【平成 32 年度】

11 人 ÷ 13 人 (平成 31 年度に就労定着支援サービスの利用を開始する人数) × 80.0%
(1 年後の職場定着率)





第2節 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

○居宅介護*、重度訪問介護*、同行援護*、行動援護*、重度障害者等包括支援*

【見込み量に関する考え方】

障害特性の多様化や障害の重度化に伴い、日常生活における相談支援のニーズが拡大しています。また、今後、障害福祉サービスにつながっていない方へのケアマネジメントを展開していくことから、利用希望者の掘り起こしが進むとみられ、訪問系サービスの利用については増加すると見込んでいます。

居宅介護については、過去の実績や加齢児の地域生活移行に加え、今後、高齢化に伴い、自宅で日常生活を送る際の支援ニーズが高まることを踏まえて、サービス量を見込みました。

重度訪問介護については、過去の実績や加齢児の地域生活移行、重度の肢体不自由の方の動向に加え、平成 30 年度の改正「障害者総合支援法」により、医療機関への入院時も同サービスの利用が可能になる点も踏まえ、サービス量を見込みました。

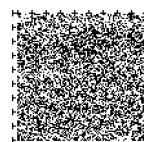
同行援護については、過去の実績や視覚障害の方のサービスの利用状況を踏まえてサービス量を見込みました。

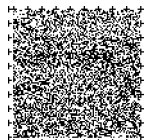
行動援護については、過去の利用実績はありませんが、知的障害や精神障害の方の同サービスに対するニーズを踏まえて、サービス量を見込みました。

重度障害者等包括支援については、サービス提供事業者がないこと等から実績がない状況を踏まえた見込みとなっています。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	3,671 時間分/月 (302 人分/月)	4,340 時間分/月 (310 人分/月)	4,410 時間分/月 (315 人分/月)	4,480 時間分/月 (320 人分/月)
重度訪問介護	128 時間分/月 (3 人分/月)	300 時間分/月 (3 人分/月)	300 時間分/月 (3 人分/月)	300 時間分/月 (3 人分/月)
同行援護	559 時間分/月 (39 人分/月)	675 時間分/月 (45 人分/月)	705 時間分/月 (47 人分/月)	735 時間分/月 (49 人分/月)
行動援護	0 時間分/月 (0 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)	30 時間分/月 (1 人分/月)
重度障害者等 包括支援	0 時間分/月 (0 人分/月)	0 時間分/月 (0 人分/月)	0 時間分/月 (0 人分/月)	0 時間分/月 (0 人分/月)
合 計	4,358 時間分/月 (344 人分/月)	5,345 時間分/月 (359 人分/月)	5,445 時間分/月 (366 人分/月)	5,545 時間分/月 (373 人分/月)

(※) 平成 28 年度は実績値です。平成 30 年度から平成 32 年度は障害福祉計画に基づく見込み値です。(以下同様)





(2) 日中活動系サービス

○生活介護*

【見込み量に関する考え方】

生活介護については、過去の実績に加え、特別支援学校*の卒業生及び新規利用者、加齢児の地域生活移行を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	7,580 人日分/月 (429 人分/月)	8,100 人日分/月 (450 人分/月)	8,190 人日分/月 (455 人分/月)	8,280 人日分/月 (460 人分/月)

○自立訓練（機能訓練）*、自立訓練（生活訓練）*

【見込み量に関する考え方】

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）については、過去の実績に加え、特別支援学校卒業生及び新規利用者を考慮して、サービス量を見込みました。

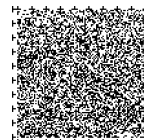
区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 (機能訓練)	10 人日分/月 (1 人分/月)	60 人日分/月 (3 人分/月)	60 人日分/月 (3 人分/月)	80 人日分/月 (4 人分/月)
自立訓練 (生活訓練)	40 人日分/月 (2 人分/月)	60 人日分/月 (3 人分/月)	60 人日分/月 (3 人分/月)	80 人日分/月 (4 人分/月)

○就労移行支援

【見込み量に関する考え方】

就労移行支援については、過去の実績に加え、特別支援学校卒業生及び新規利用者を考慮するとともに、市内企業の障害者雇用の状況や一般就労へ移行する人、当サービスが有期限サービスのため、サービス終了後に就労継続支援へ移行する人の動向も踏まえて、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	1,465 人日分/月 (84 人分/月)	2,180 人日分/月 (109 人分/月)	2,620 人日分/月 (131 人分/月)	3,140 人日分/月 (157 人分/月)



○就労継続支援（A 型）*、就労継続支援（B 型）*

【見込み量に関する考え方】

就労継続支援（A 型）については、過去の実績を踏まえた上で、新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

就労継続支援（B 型）については、過去の実績を踏まえた上で、新規利用者や就労移行支援事業等の有期限サービスから移行する人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援 (A 型)	599 人日分/月 (35 人分/月)	660 人日分/月 (33 人分/月)	700 人日分/月 (35 人分/月)	740 人日分/月 (37 人分/月)
就労継続支援 (B 型)	3,431 人日分/月 (221 人分/月)	4,900 人日分/月 (245 人分/月)	5,100 人日分/月 (255 人分/月)	5,300 人日分/月 (265 人分/月)

○就労定着支援

【見込み量に関する考え方】

就労定着支援は、福祉施設から一般就労した人が、就労に伴う生活面の課題に対応できるように支援を行うサービスであり、改正「障害者総合支援法」により、平成 30 年度から新たに創設されます。サービス量については、障害福祉計画における福祉施設から一般就労への移行者数の数値目標を踏まえた上で、見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	—	11 人分/月	13 人分/月	15 人分/月

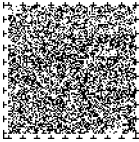
(※) 就労定着支援は平成 30 年度から創設されるサービスのため、平成 28 年度の実績値はありません。

○療養介護*

【見込み量に関する考え方】

療養介護については、過去の実績に加え、18 歳未満の重症心身障害者*施設に入所している人の動向を考慮し、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	18 人分/月	19 人分/月	20 人分/月	21 人分/月



○短期入所

【見込み量に関する考え方】

短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）については、希望する日時に利用することが出来ない等の意見が多くみられることから、当サービスへの利用ニーズは高いことが伺えます。こうしたニーズや過去の実績を考慮した上で、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所 (福祉型)	317 人日分/月 (60 人分/月)	434 人日分/月 (62 人分/月)	455 人日分/月 (65 人分/月)	483 人日分/月 (69 人分/月)
短期入所 (医療型)	25 人日分/月 (6 人分/月)	35 人日分/月 (5 人分/月)	35 人日分/月 (5 人分/月)	35 人日分/月 (5 人分/月)
短期入所計	342 人日分/月 (66 人分/月)	469 人日分/月 (67 人分/月)	490 人日分/月 (70 人分/月)	518 人日分/月 (74 人分/月)

(3) 居住系サービス

○自立生活援助*

【見込み量に関する考え方】

自立生活援助については、施設入所者又は共同生活援助等を利用していた障害者が、居宅における自立した日常生活を営む上での様々な問題について、定期的な巡回訪問や随時通報を受けることで相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うサービスです。このサービスは改正「障害者総合支援法」により、平成 30 年度から新たに創設されます。

ここでは、障害福祉計画における福祉施設の入所者の地域生活への移行者数等を踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	—	2 人分/月	2 人分/月	2 人分/月

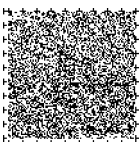
(※) 自立生活援助は平成 30 年度から創設されるサービスのため、平成 28 年度の実績値はありません。

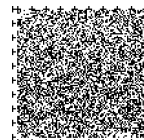
○共同生活援助

【見込み量に関する考え方】

共同生活援助については、障害者が自立を目指して地域で生活を行う際の住まいの場として重要な役割を担っており、こうしたサービスの重要性や利用ニーズを踏まえ、引き続き整備を進めていきます。ここでは、障害者アンケート調査や障害者ヒアリング調査によるニーズ動向や過去の実績、本市における実情を勘案し、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	154 人分/月	170 人分/月	173 人分/月	176 人分/月



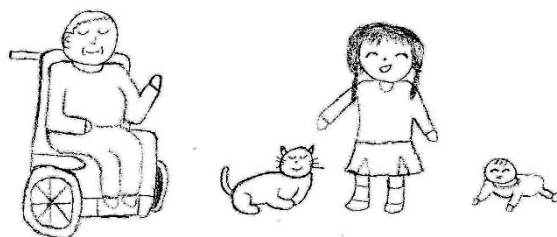


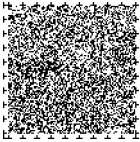
○施設入所支援*

【見込み量に関する考え方】

施設入所支援は過去の実績を踏まえた上で、加齢児や新規利用者の動向、施設入所支援から共同生活援助や一般住宅等へ移行する人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	145 人分/月	144 人分/月	143 人分/月	142 人分/月





(4) 相談支援サービス

○計画相談支援*、地域移行支援*、地域定着支援*

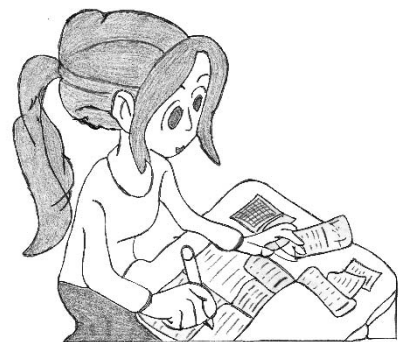
【見込み量に関する考え方】

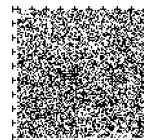
障害福祉サービスを利用する際には、サービス等利用計画を策定することが制度上義務づけられています。サービス等利用計画については、サービス利用者自身で作成すること（セルフプラン）も、相談支援専門員に作成を委託すること（計画相談支援）も可能です。計画相談支援については、サービスを利用している障害者数の動向や委託相談支援事業所の計画作成の状況、セルフプラン率等を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、サービス量を見込みました。

地域移行支援については、入所施設や病院から地域生活へ移行する人の動向や過去の実績を考慮し、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、地域生活へ移行する人の中で、地域での自立した生活を定着するための支援が必要と考えられる人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	607 人分/年	640 人分/年	663 人分/年	684 人分/年
地域移行支援	0 人分/年	6 人分/年	6 人分/年	6 人分/年
地域定着支援	0 人分/年	6 人分/年	6 人分/年	6 人分/年





第3節 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

○理解促進研修・啓発事業

【見込み量に関する考え方】

理解促進研修・啓発事業は、地域住民を対象とした障害者等に関する理解を深める研修・啓発を通じて、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、共生社会の実現を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、年間を通して事業が実施できるように見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業	6 回/年	6 回/年	6 回/年	6 回/年

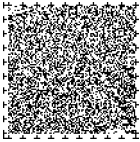
○自発的活動支援*事業

【見込み量に関する考え方】

自発的活動支援事業は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域の住民等が行う地域内でのボランティア活動や社会活動、障害者の孤立防止活動等の自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、多くの障害者やその家族、地域住民等が当該事業に関わることができるよう、当該事業を実施する事業所数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業 実施事業所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所



○相談支援事業

【見込み量に関する考え方】

相談支援事業は、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営めるように実施する事業であり、平成 24 年 9 月までは市内 3 か所、平成 24 年 10 月以降は市内 4 か所の相談支援事業所で実施しています。

本市では、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、地域生活を支えるための体制整備にかかるコーディネートを実施する等、相談支援機能を強化してきました。また、ネットワーク構築のために自立支援協議会の各部会の事務局を担い、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進してきました。

本計画においても、障害者やその家族等の多様かつ複雑化する相談ニーズに対応できるよう、当該事業を実施する事業所数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業 実施事業所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

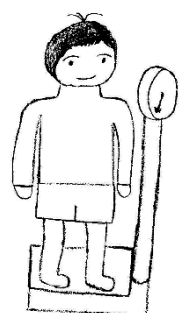
○成年後見制度利用支援事業

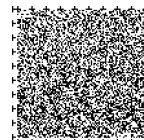
【見込み量に関する考え方】

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、障害者の権利擁護が図られるよう、過去の実績を踏まえた上で、成年後見制度に対するニーズ等を考慮し、市長申立件数および後見人等の報酬助成件数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市長申立件数	1 件/年	5 件/年	5 件/年	5 件/年
後見人等の報酬助成件数	1 件/年	2 件/年	2 件/年	2 件/年





○成年後見制度法人後見支援事業

【見込み量に関する考え方】

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に実施できる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利を擁護することを目的に実施する事業です。

本計画においても、今後求められる市民後見人の活用も含めた法人後見を推進することを踏まえ、本市における実情を考慮し、当該事業を実施する団体数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
法人後見実施団体数	2 団体	2 団体	2 団体	2 団体

○意思疎通支援事業*

【見込み量に関する考え方】

意思疎通支援事業は、障害や難病のため、意思疎通を図ることが難しい障害者等に対して、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とコミュニケーションの相手との意思疎通を支援する人の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施する事業です。

本市では、必要に応じて、手話通訳者・要約筆記者の派遣や市役所の障害福祉課窓口における手話通訳者の設置等、障害者の意思疎通が円滑にできるように取り組んできました。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、手話通訳者・要約筆記者の派遣回数と手話通訳者設置事業の設置者数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者・要約筆記者の 派遣回数	361 回/年	400 回/年	430 回/年	460 回/年
手話通訳者設置事業の 設置者数	1 人/日	1 人/日	1 人/日	1 人/日

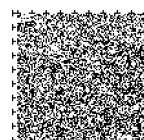
○日常生活用具給付等事業

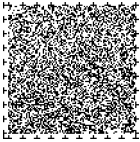
【見込み量に関する考え方】

日常生活用具給付等事業は、障害者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的に実施する事業です。

本計画においても、日常生活の便宜が図られるよう、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、給付件数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付件数	483 件/年	500 件/年	510 件/年	520 件/年





○手話奉仕員養成研修事業

【見込み量に関する考え方】

手話奉仕員養成研修事業は、手話で日常会話を行うのに必要な技術を習得した者を養成し、意思疎通が難しい障害者等が自立して日常生活又は社会生活を送れるようにすることを最終的な目的に実施する事業です。

本市では、現在、事業を実施していませんが、今後、求められる意思疎通支援の充実が図られるよう、実施に向けた検討を進めます。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業の実施回数	(検討)	(検討)	(企画立案)	1 回/年

○移動支援事業*

【見込み量に関する考え方】

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を通じ、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施する事業です。本事業については、障害者アンケート調査や障害者ヒアリング調査において、利用ニーズが高いサービスとなっています。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、利用件数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用件数	3,464 件/年	3,550 件/年	3,600 件/年	3,650 件/年

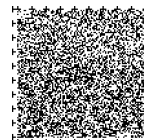
○地域活動支援センター機能強化事業

【見込み量に関する考え方】

地域活動支援センター機能強化事業は、地域の実情に応じて、創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進等を実施する地域活動支援センターの機能を充実し、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、障害者に対する地域生活支援の促進を図るため、本市における実情を考慮し、地域活動支援センター数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター (Ⅰ型)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
地域活動支援センター (Ⅲ型)	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所



(2) 任意事業

○福祉ホーム

【見込み量に関する考え方】

福祉ホームは、住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室やその他設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的に実施する事業です。ただし、対象者や入居期間が限られているため、現在は県内数力所の法人のみで提供されています。

本計画においても、障害者の地域生活を支援するため、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、利用者数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	1 人/年	1 人/年	1 人/年	1 人/年

○訪問入浴サービス

【見込み量に関する考え方】

訪問入浴サービスは、身体障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、居宅訪問により入浴サービスを提供することで、身体障害者の身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図ることを目的に実施する事業です。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、重度の障害のある方の動向を考慮し、利用者数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	21 人/年	21 人/年	21 人/年	21 人/年

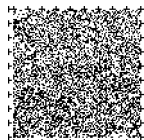
○生活訓練等

【見込み量に関する考え方】

生活訓練等は、障害者が日常生活を円滑に送れるよう、必要な訓練や指導等を行うことを目的に実施する事業です。

本計画においては、過去の実績を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、実施事業所数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施事業所数	—	1 か所	1 か所	1 か所



○日中一時支援事業

【見込み量に関する考え方】

日中一時支援事業は、障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族のレスパイトケア*を目的に実施する事業です。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、利用件数（延べ）を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用件数（延べ）	3,834 件/年	4,000 件/年	4,050 件/年	4,100 件/年

○巡回支援専門員整備

【見込み量に関する考え方】

巡回支援専門員整備は、発達障害等に関する知識を有する専門員が保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設職員や親に対して、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図ることを目的としています。また、保育所等訪問支援*等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることも事業の目的となっています。

本計画においても、過去の実績を踏まえた上で、利用回数を見込みました。

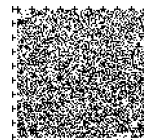
区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用回数	70 件/年	70 件/年	75 件/年	80 件/年

○社会参加促進事業

【見込み量に関する考え方】

地域の要望に応じて、本市が独自に実施している社会参加促進のための各事業については、過去の実績を踏まえた上で、レクリエーション活動等の支援回数や点字・声の広報等の発行回数を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
レクリエーション活動等 支援(ふれあい交流会)	3 回/年	3 回/年	3 回/年	3 回/年
レクリエーション活動等 支援(スポーツ交流会)	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年
点字・声の広報等の発行	24 回/年	24 回/年	24 回/年	24 回/年



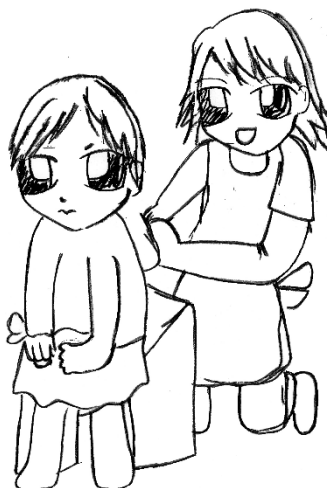
○障害者虐待防止対策支援事業

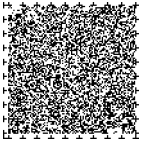
【見込み量に関する考え方】

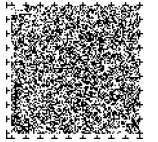
障害者虐待防止対策支援事業は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者の福祉・医療・司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的に実施しています。

本計画においても、下表の通り、連携協力体制の整備や障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、普及啓発に努めていきます。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
研修・ミニ勉強会等の 開催回数	2 回/年	6 回/年	6 回/年	6 回/年

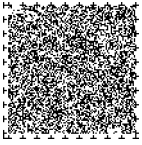


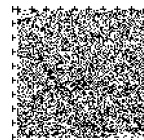




第 8 章

障害児福祉計画にかかる 成果目標及び見込み量の設定





第8章

障害児福祉計画にかかる 成果目標及び見込み量の設定

第1節

障害児福祉計画における成果目標

平成 30 年度に施行される改正「児童福祉法」では、障害児に対する支援の提供体制を計画的に確保することを目的として、自治体において障害児福祉計画を策定することが義務づけられました。障害児支援の提供体制については、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが、重要とされています。

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 国の第 1 期障害児福祉計画の基本指針（以下、基本指針）では、重層的な地域支援体制の構築について、以下の成果目標が求められています。

【平成 32 年度末における成果目標】（基本指針より）

- 各市町村に少なくとも 1 か所以上の児童発達支援センターを設置すること。
- すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

本市では、既に児童発達支援センターが 2 か所設置されており、また、これらの児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援のサービスも提供しています。今後についても、引き続き、児童発達支援センターを地域における障害児に対する支援の中核的な拠点として位置づけていきます。

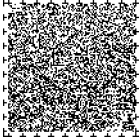
- (2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援*事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

基本指針では、重症心身障害児の支援体制について、以下の成果目標が求められています。

【平成 32 年度末における成果目標】（基本指針より）

- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保すること。

本市では、既に重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が 1 か所設置されており、重症心身障害児に対する支援体制が整備されています。今後についても、本市と事業所との連携を強化し、重症心身障害児の支援の充実を図っていきます。



(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

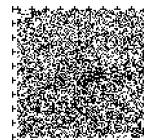
基本指針では、医療的ケア児に対する支援体制について、以下の成果目標が求められています。

【平成 30 年度末における成果目標】（基本指針より）

○各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること。

本市では、神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業等と連携を行い、小児等在宅医療推進事業を実施しています。今後、推進事業において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関が連携を図るための協議等を行います。





第2節 障害児福祉サービスの見込み量

(1) 障害児通所給付サービス

○児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

【見込み量に関する考え方】

児童発達支援については、過去の実績に加えて、未就学の障害児の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、現状、市内にサービス提供事業者がないこと等から利用実績がない状況を踏まえた見込みとなっています。

放課後等デイサービスについては、過去の実績に加えて、就学期の障害児の動向等を踏まえた上でサービス量を見込みました。

保育所等訪問支援については、過去の実績に加えて、保育所や幼稚園、小学校等に在籍する障害児数の動向や保育所や幼稚園、特別支援学校等の設置状況を考慮しました。また、平成30年度の改正「児童福祉法」の施行に伴い、乳児院や児童養護施設の障害児もサービス対象となることも踏まえた上で、サービス量を見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	1,466 人日分/月 (167 人分/月)	2,100 人日分/月 (210 人分/月)	2,300 人日分/月 (230 人分/月)	2,500 人日分/月 (250 人分/月)
医療型 児童発達支援	0 人日分/月 (0 人分/月)	0 人日分/月 (0 人分/月)	0 人日分/月 (0 人分/月)	0 人日分/月 (0 人分/月)
放課後等 デイサービス	1,698 人日分/月 (245 人分/月)	2,485 人日分/月 (355 人分/月)	2,765 人日分/月 (395 人分/月)	3,045 人日分/月 (435 人分/月)
保育所等 訪問支援	4 人日分/月 (4 人分/月)	10 人日分/月 (5 人分/月)	20 人日分/月 (10 人分/月)	30 人日分/月 (15 人分/月)

(※) 平成 28 年度は実績値です。平成 30 年度から平成 32 年度は障害児福祉計画に基づく見込み値です。
(以下同様)

(2) 居宅訪問型児童発達支援*

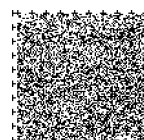
【見込み量に関する考え方】

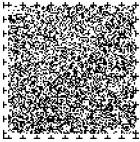
居宅訪問型児童発達支援は、外出することが非常に困難な重症心身障害児等の重度の障害児に対して、障害児の居宅を訪問し、発達支援を行うサービスであり、改正「児童福祉法」により、平成 30 年度から新たに創設されます。

サービス量については、重症心身障害児の動向等を踏まえた上で、見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型 児童発達支援	—	12 人日分/月 (3 人分/月)	12 人日分/月 (3 人分/月)	12 人日分/月 (3 人分/月)

(※) 居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年度から創設されるサービスのため、平成 28 年度の実績値はありません。





(3) 障害児相談支援

【見込み量に関する考え方】

障害児相談支援は、障害児福祉サービスを利用する障害児に対して、「指定特定相談支援事業者」及び「障害児相談支援事業者」の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するサービスです。

サービス量については、障害児福祉サービスを利用している障害児数の動向や相談支援専門員数の状況、セルフプラン率を踏まえた上で、本市における実情を考慮し、見込みました。

区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	244 人分/年	258 人分/年	267 人分/年	276 人分/年

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

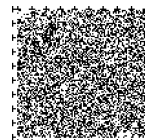
【見込み量に関する考え方】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、医療的ケア児が関連する分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要とされています。

本市においては、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関が連携を図るための協議等を行い、その中でコーディネーターとして相談支援専門員等を配置することを検討します。

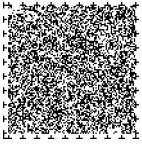
区 分	平成 28 年度 (参考)	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	—	1 人/年

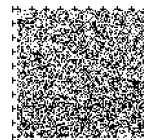




第 9 章

本計画の推進





第9章 本計画の推進

第1節 本計画の推進体制について

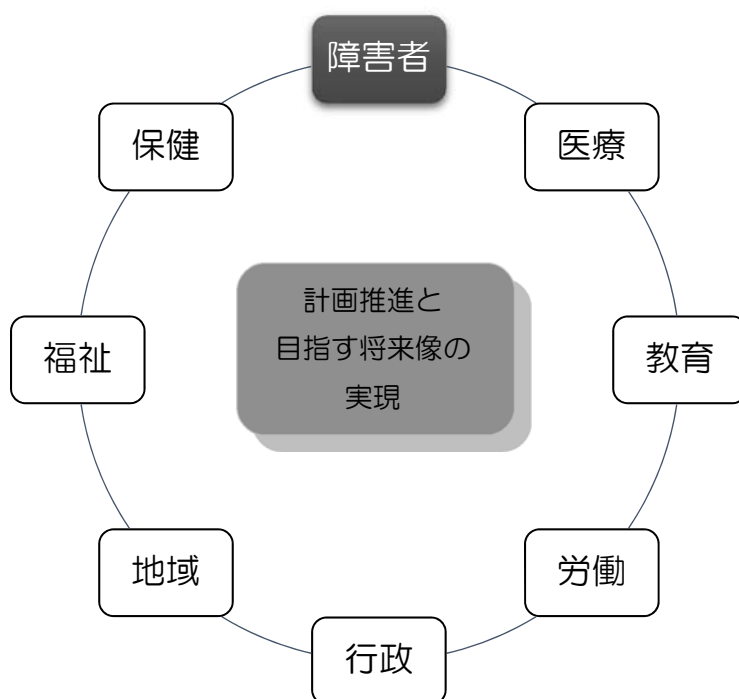
本計画の実現のためには、障害者本人やその家族、支援者、市民、本市を含めた行政等の関係者が本計画の中で掲げた目標を共有し、その達成に向けて連携することが重要になります。関係者が進捗状況を確認し、お互いに議論・検討した上で、工夫・改善を積み重ね、着実に実行する体制の整備が必要です。

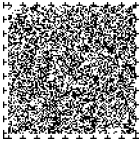
そのため、本市では、本計画を推進するとともに、その実施状況を評価する体制として、公募市民、学識経験者、障害者団体、福祉関係者、行政関係機関、自立支援協議会の代表者で構成される「推進委員会」を設置します。同推進委員会では、本計画に定める事項について取り組み状況の評価、検討を行い、必要に応じて計画の見直し等、計画の効果を高めるための対策を講じていきます。

また、庁内においては、関係課の課長級職員で構成される「推進調整会議」を設置し、障害分野に関係がある各課の連携を強化し、全庁的に本計画が推進されるよう、推進委員会と一体となって、進捗状況の課題、取り組み方針等について協議していきます。

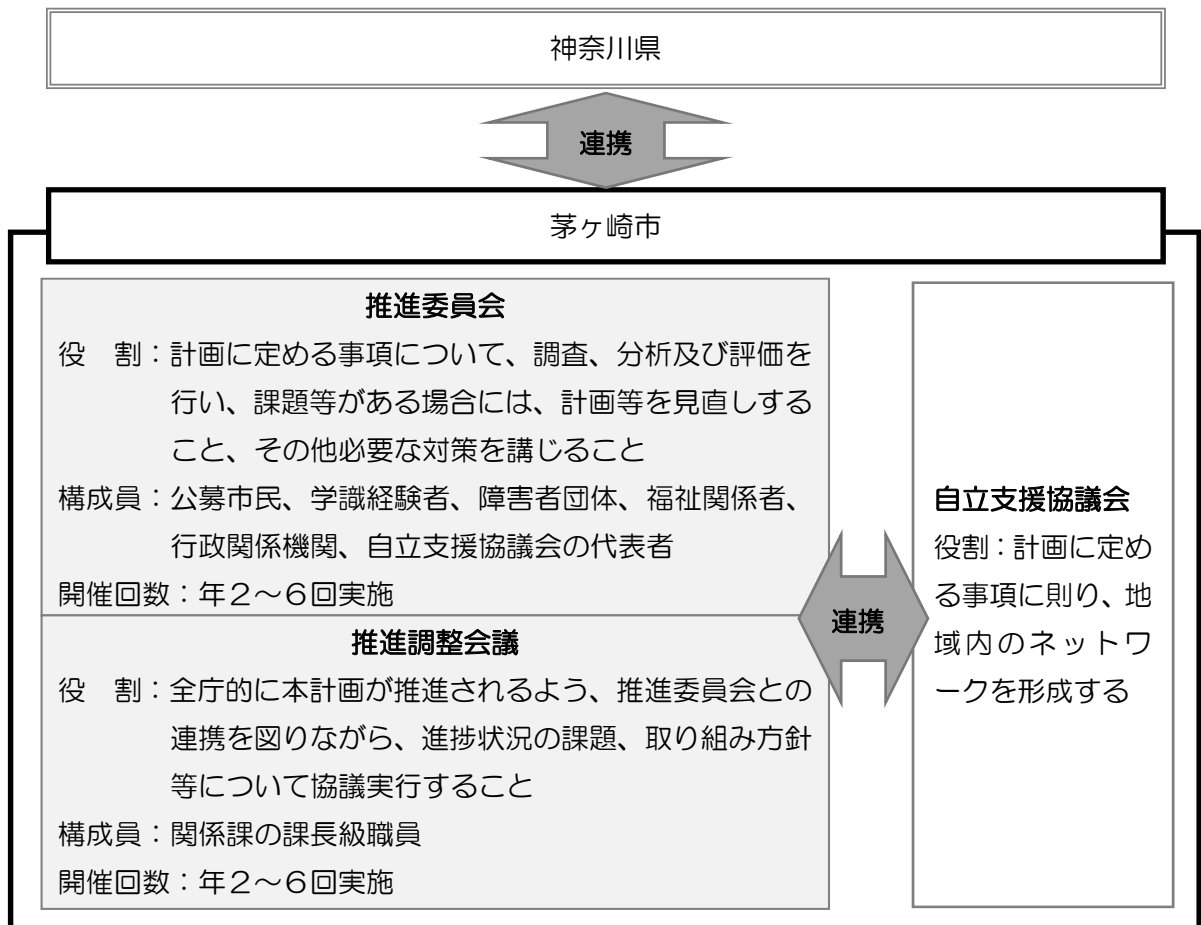
なお、本計画の推進に当たっては、自立支援協議会や神奈川県との連携を図ります。

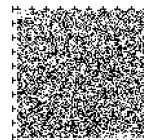
図表 38 多様な主体間の協働による計画の推進





図表 39 計画の推進体制





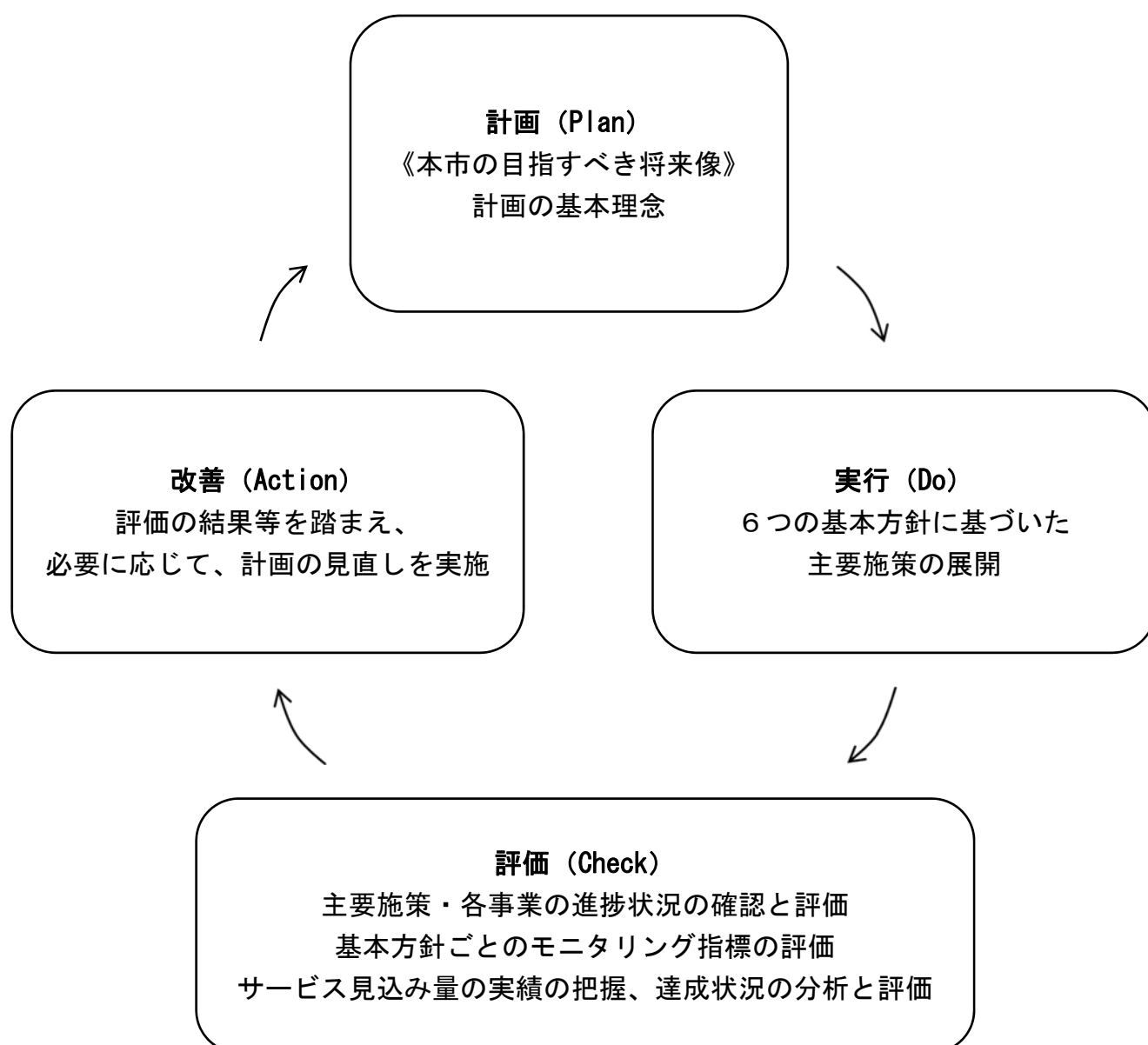
第2節 本計画の進捗管理について

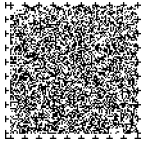
本計画については、年度ごとに進捗状況を管理し、その結果を推進調整会議で協議するとともに、推進委員会へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取り組みを確認します。

進捗状況の管理の過程においては、PDCA サイクル*に基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行っていきます。

各施策や各事業についての管理を行うほか、施策の基本方針ごとに各方針を代表するモニタリング指標を設定し、分かりやすい進捗状況報告を行います。なお、年度ごとの事業の進捗状況は、本市ホームページで公表します。

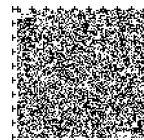
図表 40 本計画の進捗を管理するためのプロセス



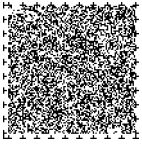


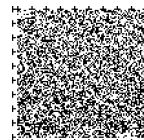
図表 41 基本方針ごとのモニタリング指標

基本方針	モニタリング指標		
	観 点		平成 32 年度の 数値
基本方針 1 身近な地域の 支援体制の強化	障害者とその家族が安心して生活できるよう、相談支援体制の強化を図ります。	相談支援事業所（4 か所）の年間相談件数	19,000 件/年
基本方針 2 障害者の健康を 支える体制の 強化	障害者のすこやかな生活を支援するため、適切な医療を受ける体制の充実を図ります。	重度障害者医療費助成事業の助成件数	152,002 件/年
基本方針 3 障害者の 生活基盤の 強化	障害者の住まいの場等のサービスの充実を図るため、共同生活援助（グループホーム）利用者への助成状況を明らかにします。	共同生活援助（グループホーム）利用者への家賃補助件数	150 件/年
基本方針 4 社会参加と 自己実現への 支援	障害者の様々な活動の場を確保するため、就労支援及び雇用を確保する体制を強化します。	就労訓練者数（庁内職場体験事業と店舗活用型就労支援事業における障害者の就労訓練者の人数）	23 人/年
基本方針 5 障害のある子ども の成長支援	障害のある子どもの療育を進めるため、障害福祉サービスにおける支援を行います。	放課後等デイサービスの利用者数	435 人分/月
基本方針 6 安全・安心の まちづくりの 推進	災害に備え、日頃から地域の中で支援を受けられる仕組みをつくるため、避難行動要支援者のうち、平常時に地域への情報提供に同意する方を増やします。	避難行動要支援者のうち、地域への情報提供に同意した方の割合（障害者及び高齢者）	65%



資料編





資料編

第1節 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会

(1) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則

平成 16 年 3 月 26 日

規則第 19 号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）に基づき設置された茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

（平成 28 年規則第 38 号・一部改正）

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

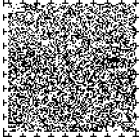
（平成 27 年規則第 27 号・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第27号）

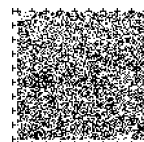
この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



(2) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会委員名簿

氏 名	所属団体等	選出区分
たきい まさこ 瀧井 正子	市民公募委員	市民
いしい いさお 石井 勇	市民公募委員	市民
といだ あいこ 戸井田 愛子	茅ヶ崎市身体障害者福祉協会の代表者	福祉団体の代表者
ますとう じゆん (※1) 増藤 純	茅ヶ崎手をつなぐ育成会の代表者	福祉団体の代表者
おぬま かすや (※2) 小沼 一弥		
こうの さち子 O高野 幸子	茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会の代表者	福祉団体の代表者
てらだ せいじ 寺田 青児	社会福祉法人翔の会の代表者	福祉団体の代表者
うえすぎ けい子 上杉 桂子	茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会の代表者	福祉団体の代表者
みつはし まさとし 三橋 正俊	茅ヶ崎市障害者地域作業所連絡会の代表者	福祉団体の代表者
なぐも けい子 南雲 恵子	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の代表者	福祉団体の代表者
かしま たえ子 鹿島 たえ子	茅ヶ崎ボランティア連絡会の代表者	福祉団体の代表者
うしお そうじ 潮 聡司	茅ヶ崎市障害者施設連絡会の代表者	福祉団体の代表者
まつなが とおる 松永 徹	茅ヶ崎市自立支援協議会の代表者	福祉団体の代表者
まつい のぶお ◎松為 信雄	文京学院大学客員教授	学識経験を有する者
	神奈川県立保健福祉大学名誉教授	
たなか ちはる (※3) 田中 千晴	神奈川県中央児童相談所の職員	関係行政機関の職員
いしかわ なるみ (※4) 石川 成美		
たなか ちはる (※5) 田中 千晴		
のぎま よしかず (※6) 野崎 義一	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所の職員	関係行政機関の職員
かとう えり 加藤 絵里	茅ヶ崎市社会福祉協議会の職員	関係行政機関の職員
	障害者生活支援センターの職員	
みやうち さとし 宮内 智	生活相談室とれいんの職員	関係行政機関の職員
すずき えいいち 鈴木 栄一	相談支援センターつみきの職員	関係行政機関の職員
せがわ なおと 瀬川 直人	地域生活支援センター元町の家の職員	関係行政機関の職員

◎は委員長、○は副委員長を表している。なお、順番は選出区分の順としている。敬称略

(※1) 任期は平成 28 年 10 月 14 日から。

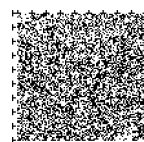
(※2) 任期は平成 28 年 7 月 31 日まで。

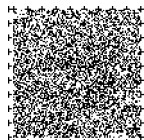
(※3) 任期は平成 29 年 5 月 22 日から。

(※4) 任期は平成 28 年 10 月 14 日から平成 29 年 5 月 21 日まで。

(※5) 任期は平成 28 年 9 月 30 日まで。

(※6) 任期は平成 29 年 3 月 31 日まで。





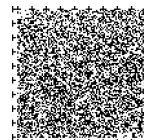
(3) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会の審議等の経過

【平成 27 年度】

回	開催日	内容
第1回	平成 27 年 7 月 31 日	当年度の委員会スケジュールについて 第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画について 「障害者の現状」と「各サービスの利用状況」について 障害者施策事業の実施状況について 自立支援協議会の実施状況について
第2回	平成 27 年 11 月 10 日	施設見学 第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画モニタリング指標の 進捗（4～9 月実績）について

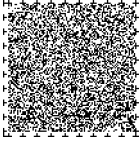
【平成 28 年度】

回	開催日	内容
第1回	平成 28 年 10 月 14 日	当年度の委員会スケジュールについて 障害者施策に関わる法施行の主な内容について 「障害者の現状」と「各サービスの利用状況」について 第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画におけるモニタリン グ指標について 第4期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画における障害者施策 事業の実施状況について 障害者アンケート調査と障害者ヒアリング調査について
第2回	平成 28 年 12 月 21 日	計画策定スケジュールについて アンケート調査の実施方法と調査項目について 市民向けアンケート調査の実施方法と調査項目について ヒアリング調査の実施方法について
第3回	平成 29 年 1 月 30 日	アンケート調査の実施方法について アンケート調査の調査項目と調査票について 市民向けアンケート調査の調査票について ヒアリング調査の実施方法と確認事項について



【平成 29 年度】

回	開催日	内容
第 1 回	平成 29 年 5 月 22 日	諮問 当年度の委員会スケジュールについて アンケート調査の結果報告について ヒアリング調査の結果報告について 市民向けアンケートの結果報告について アンケート調査とヒアリング調査の結果について
第 2 回	平成 29 年 6 月 26 日	「障害者の現状」と「各サービスの利用状況」について 第 4 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画におけるモニタリング指標と障害者施策事業の実施状況について アンケート調査・ヒアリング調査の結果等を踏まえた計画課題について 第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画骨子案について
第 3 回	平成 29 年 8 月 21 日	第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（素案）について 第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画における施策事業について
第 4 回	平成 29 年 10 月 4 日	第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（素案）について 答申について
第 5 回	平成 30 年 3 月 9 日	第 5 期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画について



第2節 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議

(1) 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（以下「障害者計画」という。）を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策体系の整理及び整合を図るため、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、「障害者計画」の策定、変更にかかわる諸施策の総合的調整をはかる。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は、障害福祉課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

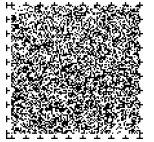
第7条 調整会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月13日から施行する。



附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

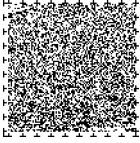
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

総務部市民自治推進課長 企画部秘書広報課長 市民安全部防災対策課長 市民安全部安全対策課長 経済部雇用労働課長 文化生涯学習部文化生涯学習課長 文化生涯学習部スポーツ推進課長 福祉部福祉政策課長 福祉部高齢福祉介護課長 福祉部高齢福祉介護課介護保険担当課長 こども育成部こども育成相談課長 都市部都市政策課長 都市部建築指導課長 建設部公園緑地課長 建設部道路管理課長 建設部道路建設課長 建設部建築課長 保健所保健予防課長 保健所健康増進課長 市立病院事務局病院総務課長 教育委員会教育推進部学校教育指導課長 教育委員会教育推進部社会教育課長



第3節 茅ヶ崎市自立支援協議会

(1) 茅ヶ崎市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号）（以下「法」という。）第 89 条の3の規定に基づき、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児の地域生活を支援するため、茅ヶ崎市及び関係機関（以下「関係機関等」という。）が、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ることを目的に、茅ヶ崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(代表者会議)

第2条 協議会に代表者会議を置く。

(代表者会議の構成)

第3条 代表者会議は、別表第1に掲げる関係機関等から推薦された者及び第8条に規定する部会長で構成する。茅ヶ崎市の委員は、障害福祉主管課長をもって充てる。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(代表者会議の役員)

第4条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出されるものとする。

3 副会長は、委員の互選により選出されるものとする。

4 会長は、協議会及び代表者会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(代表者会議の開催)

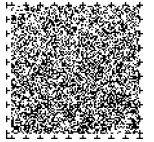
第5条 代表者会議は、必要に応じて会長が招集し、進行を担う。

(部会)

第6条 協議会に、障害福祉に係る課題の抽出、情報共有、事例の検討等を行うために部会を置く。

(部会の構成)

第7条 部会は、別表第2に掲げる関係機関等から推薦された者で構成する。



- 2 部会員の任期は2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会員は、再任することができる。

（部会の役員）

第8条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の互選により選出されるものとする。
- 3 副部会長は、部会員の互選により選出されるものとする。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会を代表し代表者会議に出席する。
- 7 部会員は、関係機関等の実務担当者で組織し、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

（部会の招集）

第9条 部会は、部会長が招集し、進行を担う。

（部会の庶務）

第10条 部会の庶務は、茅ヶ崎市が委託する相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）が担当する。

（ワーキンググループ）

第11条 特定の課題ごとに意見交換の場を設け、必要に応じて調査を実施し、情報共有を重ねるために、部会によりワーキンググループを設置する。

（ワーキンググループの構成）

第12条 ワーキンググループは、特定の課題について情報共有を行うために必要な関係機関等の実務担当者で構成する。

- 2 ワーキンググループの開催期間は、部会により決定する。

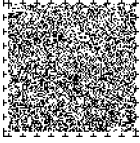
（運営会議）

第13条 運営会議は、次の内容を実施するために設ける。

- （1）代表者会議、部会、ワーキンググループにおける課題を整理し、総合的な進捗管理。
- （2）協議会の運営スケジュールの作成、管理。
- （3）相談支援体制の強化。

（運営会議の構成）

第14条 運営会議は、茅ヶ崎市の障害福祉主管課及び相談支援事業者並びに会長、部会長で構成する。



（守秘義務）

第 15 条 協議会の構成員は、知り得た個人情報了他に漏らしてはならない。

（事務局）

第 16 条 協議会の事務局は、茅ヶ崎市の障害福祉主管課が担当する。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

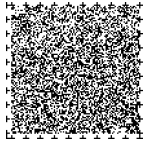
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

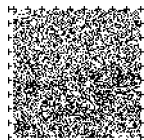
茅ヶ崎・寒川居宅事業所連絡会 茅ヶ崎・寒川ホーム連絡会 茅ヶ崎市障害者施設連絡会 茅ヶ崎市地域作業所連絡会 茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会 茅ヶ崎市委託相談支援事業所 湘南地域就労援助センター 藤沢公共職業安定所 神奈川県中央児童相談所 茅ヶ崎養護学校 そだちの支援部会 社会参加部会 地域生活支援部会 就労支援部会 地域生活支援拠点整備部会 茅ヶ崎市身体障害者福祉協会 茅ヶ崎手をつなぐ育成会 茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 松の実家族会 茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会

別表第 2（第 7 条関係）

けやきの森病院 茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 茅ヶ崎・寒川居宅事業所連絡会 茅ヶ崎・寒川ホーム連絡会 茅ヶ崎市障害者施設連絡会 茅ヶ崎市地域作業所連絡会 茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会 茅ヶ崎市・寒川町相談支援事業所連絡会 湘南地域就労援助センター 藤沢公共職業安定所 神奈川県中央児童相談所 神奈川県障害者雇用促進センター 茅ヶ崎養護学校 茅ヶ崎市立病院地域医療連携室 茅ヶ崎市保健所地域保健課 茅ヶ崎市保健所保健予



防課 茅ヶ崎市保健所健康増進課 茅ヶ崎市産業振興課 茅ヶ崎市雇用労働課 茅ヶ崎市こども
育成相談課 茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課 茅ヶ崎市障害福祉課 湘南ふくしネットワ
ークオンブズマン 福祉相談室連絡会議 茅ヶ崎手をつなぐ育成会 茅ヶ崎市肢体不自由児者父母
の会 松の実家族会 茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会 茅ヶ崎商工会議所 障害のある方 障害
のある方の保護者 株式会社マザー湘南



第4節 障害者アンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

障害のある方を対象に、障害の状況や日常生活での困りごと、施策に対する意見や要望等を伺い、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的として障害者アンケート調査を実施しました。

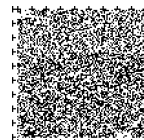
(2) 調査方法

実施期間	平成 29 年 2 月 20 日～3 月 10 日
配布・回収方法	・身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児については、各対象の方に、郵送による発送・回収を実施。 ・発達障害者・高次脳機能障害者及び難病の方については、関係団体や相談支援事業所、地域活動支援センター、茅ヶ崎保健福祉事務所に配布を依頼し、各対象の方から郵送による回収を実施。

(3) 調査票の配布数及び回収数

配布数：1,300件、回収数：574件（44.2%）

調査票区分	対象者 (基準日：平成 29 年 1 月 1 日時点)	配布数	回収数
身体障害	市内在住で身体障害者手帳を所持する 18 歳以上の方から無作為抽出	500 件	268 件 (53.6%)
知的障害	市内在住で療育手帳を所持する 18 歳以上の方から無作為抽出	200 件	97 件 (48.5%)
精神障害	市内在住で精神障害者保健福祉手帳を所持する 18 歳以上の方から無作為抽出	200 件	95 件 (47.5%)
障害児	市内在住で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、1 つ以上所持する 18 歳未満の方、または、福祉サービスの支給決定を受けており、障害者手帳を所持していない 18 歳未満の方から無作為抽出	200 件	87 件 (43.5%)
発達障害・ 高次脳機能障害	市内在住、在勤・在学等で発達障害あるいは高次脳機能障害の診断を受けており、障害者手帳を所持していない方	100 件	18 件 (18.0%)
難病	市内在住、在勤・在学等で難病（332 疾患）の診断を受けており、障害者手帳を所持していない方	100 件	9 件 (9.0%)



第5節 市民向けアンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

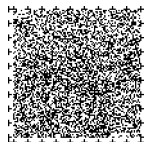
市民の方々の障害及び障害者施策に対する認識を把握し、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、市民向けに障害のある方への理解に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法

実施期間	平成 29 年 3 月～4 月
配布・回収方法	・市役所本庁舎内の障害のある方の就労を支援するお店「Cafe. COM (カフェ ドット コム)」に来店した市民の方にアンケートを直接配布し、直接回収を実施。

(3) 調査票の回答者数

- ・回答者数：55 人（男性：19 人、女性：36 人）



第6節 障害者ヒアリング調査の実施概要

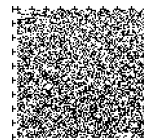
(1) 調査の目的

当事者の方を中心に、障害者施策に対するニーズや課題、期待する支援等を把握し、本計画を策定するための基礎資料とすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査実施日程及び対象

日時	ヒアリング対象	参加人数
平成 29 年 1 月 24 日 (火) 14:00~16:00	精神障害	当事者 3 人、支援者 1 人、委員 1 人、事務局 3 人
平成 29 年 1 月 25 日 (水) 10:00~12:00	身体障害 (肢体不自由)	当事者 4 人、支援者 1 人、委員 3 人、事務局 5 人
平成 29 年 2 月 2 日 (木) 14:00~16:00	高次脳機能障害	当事者 2 人、支援員 1 人、委員 2 人、事務局 2 人
平成 29 年 2 月 3 日 (金) 14:00~16:00	内部障害(ぼうこう・直腸)	当事者 3 人、委員 3 人、事務局 1 人
平成 29 年 2 月 6 日 (月) 10:00~11:45	発達障害 (成人)	当事者の家族 2 人、委員 3 人、事務局 1 人
平成 29 年 2 月 6 日 (月) 10:00~12:00	肢体不自由児 重症心身障害児	当事者 8 人、委員 3 人、事務局 1 人
平成 29 年 2 月 8 日 (水) 10:00~12:00	発達障害 (児童)	当事者の家族 9 人、委員 3 人、事務局 3 人
平成 29 年 2 月 13 日 (月) 14:00~16:00	聴覚障害	当事者 3 人、委員 3 人、事務局 1 人、 (手話通訳者 2 人)
平成 29 年 2 月 16 日 (木) 10:00~12:00	聴覚障害 (中途)	当事者 2 人、委員 3 人、事務局 2 人 (要約筆記者 4 人)
平成 29 年 2 月 17 日 (金) 10:00~12:00	視覚障害	当事者 4 人、支援者 2 人、委員 3 人、事務局 2 人
平成 29 年 2 月 19 日 (日) 10:00~12:00	内部障害 (腎臓)	当事者 3 人、委員 3 人、事務局 1 人
平成 29 年 2 月 19 日 (日) 10:00~12:00	知的障害	当事者 6 人、委員 2 人、事務局 2 人
平成 29 年 3 月 7 日 (火) 13:45~14:45 平成 29 年 3 月 8 日 (水) 14:00~15:00 平成 29 年 3 月 14 日 (火) 14:25~15:55 平成 29 年 3 月 23 日 (木) 13:55~14:55	難病	当事者 4 人、当事者の家族 4 人、支援者 1 人、 事務局 3 人

※全体のヒアリング対象者 63 人 (当事者 42 人・当事者の家族 15 人・支援者 6 人)



第7節 パブリックコメント実施概要

「第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

— ご協力ありがとうございました。 —

1 募集期間 平成29年11月24日（金）～ 平成29年12月26日（火）

2 意見の件数 31件

3 意見提出者数 5人

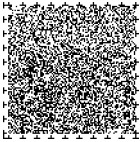
4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	1人	0人	2人	2人

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数
1	第1章「本計画の概要」に関する意見	1件
2	第2章「本市の障害者の現状」に関する意見	1件
3	第3章「前計画の振り返り」に関する意見	6件
4	第4章「本計画において取り組むべき課題」に関する意見	1件
5	第6章「施策の具体的な展開」に関する意見	10件
6	第7章「障害福祉計画にかかる数値目標及び見込み量の設定」に関する意見	1件
7	第9章「本計画の推進」に関する意見	5件
8	資料編に関する意見	1件
9	パブリックコメントに関する意見	4件
10	その他に関する意見	1件
	合計	31件

■ = 一部修正を加えた項目

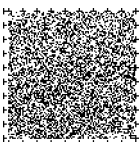


修正部分の対照表

修正後	修正前
11 ページ (1) 身体障害者手帳所持者数の推移 (略) <u>手帳所持者数は、増加傾向にあります。この要因としては高齢に伴う心身の変化により手帳取得される方が増えていることが挙げられます。</u>	11 ページ (1) 身体障害者手帳所持者数の推移 (略) _____ _____ _____
修正後	修正前
15 ページ (1) 療育手帳所持者数の推移 (略) <u>手帳所持者数は、増加傾向にあります。この要因としては障害の早期発見・支援体制の充実等により、手帳取得される方が増えていることが挙げられます。</u>	15 ページ (1) 療育手帳所持者数の推移 (略) _____ _____ _____
修正後	修正前
18 ページ (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (略) <u>手帳所持者数は、増加傾向にあります。この要因としては社会情勢等により精神的な疾病を患う方が増加していることにより、手帳取得される方が増えていることが挙げられます。</u>	18 ページ (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (略) _____ _____ _____
修正後	修正前
139 ページ <u>自発的活動支援</u> <u>障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としている。</u> <u>事業内容としては、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援、その他形式支援である。</u>	126 ページ _____ _____ _____ _____ _____ _____

(※1)「修正後」は本計画、「修正前」は第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画(素案)を指しています。「修正前」に本文の記載がないのは、「修正前」の段階では文章がなかったためです。

(※2)パブリックコメントの募集期間中に、第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画(素案)に対し、本市在住の方等から頂いたご意見・ご提案の内容を障害福祉課で検討し、必要に応じて、本計画に文章の追加等を行いました。

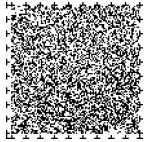


第8節

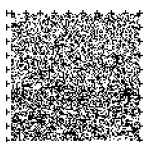
用語解説

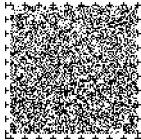
あ行	
安心まごころ収集	ごみ（資源物）を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な障害者（身体障害者のうち、在宅で肢体不自由の障害の程度が1級もしくは2級の方）や高齢者の世帯を対象にごみ（資源物）の戸別収集（無料）を行う事業のこと。また、世帯の方に声掛けして、ごみ（資源物）を収集することで、安否の確認も同時に行う。
意思決定支援	自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活等において自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人自らによる意思決定を支援し、また、それが難しい場合には支援者等が本人の意思の確認や意思及び選好の推定を行い、本人にとって最善の利益となるような決定がなされるよう支援をすること。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通に支障がある障害者等に対し、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業の1つ。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業の1つ。
インクルーシブ教育	障害の有無に関わらず、すべての子どもが、個々のニーズを踏まえた上で、同じ場でともに学ぶ教育のこと。
NPO （民間非営利組織）	Non Profit Organizationの略称。継続的・自発的に社会貢献活動を行う非営利民間組織（団体）の総称。NPOのうち、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した団体はNPO法人という。
か行	
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。なお、福祉分野においては、住民・地域・事業者・NPO・行政等の様々な主体が力を合わせて福祉活動を展開すること。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むことに支障のない障害者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活に関する相談や助言といった生活全般に関わる支援を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

居宅訪問型 児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービス。児童福祉法における障害児支援サービスの1つ。
ケアマネジメント	障害者やその家族等の支援ニーズに対応するため、保健・医療・福祉サービス等の社会資源を効果的に組合せ、当事者にとって最適な援助がなされるよう各種の調整や支援および計画作成を行うこと。
ケアマネジャー	介護保険制度において、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設等との連絡調整等を行う専門職のこと。「介護支援専門員」という呼称もある。
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者に対して、サービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービスの利用に関する意向等を確認し、同計画の見直しを実施するサービス。
権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難な障害者等について、援助者が本人の代理として、権利の行使やニーズに対応するサービス等の獲得を行うこと。
高次脳機能障害	頭部外傷や脳血管障害等により、脳が損傷され、それに伴い生じる障害のこと。具体的には、記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害等がある。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動が困難であって、常時介護を要する方に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の援護を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
合理的配慮	障害者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁に対し、提供者にとって過度な負担とならない範囲で、その障壁を取り除くために行われる配慮・便宜のこと。
さ行	
サービス等利用計画	障害者のニーズ等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する計画。
サピエ	視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方に対して、様々な情報を点字、音声データで提供するネットワークのこと。
CMS	Content Management System（コンテンツ・マネジメント・システム）の略。Web サイトの入力フォームを用いて、ページの作成や更新、削除、承認等の作業ができるよう支援するシステムの総称。
施設入所支援	施設に入所する障害者について、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。

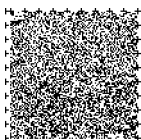


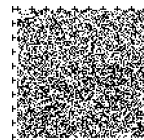
児童発達支援	障害児に対して児童発達支援センター等において、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス。児童福祉法における障害児支援サービスの1つ。
児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。
児童福祉法	昭和22年に制定された、児童の福祉を保障する法律のこと。乳幼児の保健の改善、母体の保護、未熟児の養育、障害児の育成医療や、児童福祉施設の設置について、行政が行うことを定めている。 また、平成30年4月には、居宅訪問型児童発達支援の新サービスの創設や国の基本指針に即した障害児福祉計画の策定等を追記した改正「児童福祉法」が施行される。
自発的活動支援	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としている。 事業内容としては、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援、その他形式支援である。
市民後見人	自治体等が行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。
市民まなび講座	市民が、学びたいものをメニューの中から選び、市職員が出向き、市の仕事や施策内容について話しをする茅ヶ崎市独自の事業。分野別に豊富なメニューを用意している。
社会福祉協議会	地域の課題解決と住民生活の向上を目指した福祉活動を推進する、営利を目的としない民間組織のこと。
重症心身障害者	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している人のこと。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者に、居宅介護や他の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスであり、障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等、常時介護を要する障害者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
就労移行支援	就労を希望する障害者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。



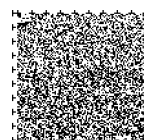


就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービス。児童福祉法における障害児支援サービスの1つ。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行）の略称。 主な内容は、障害者虐待を定義（1 養護者、2 障害者福祉施設従事者等、3 使用者による障害者虐待）するとともに、障害者の虐待禁止規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定めたものである。 なお、虐待防止スキームは、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じて本法律、児童福祉法または高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者には本法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用する。
障害者権利条約	障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定した人権条約である。平成18年に国連総会で採択された。日本は、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立による国内法の整備が進んだこと等から、平成26年1月に批准した。

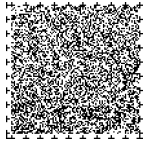




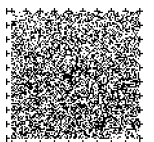
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月 19 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行）の略称。 すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。 主な内容としては、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取り組み等が挙げられる。
障害者週間	国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成 16 年 6 月に改正された障害者基本法において 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間と定められた。 なお、12 月 9 日は昭和 50 年に国際連合「障害者の権利宣言」が採択された日である。
障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 24 年 6 月 20 日成立、平成 25 年 4 月 1 日施行）の略称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に制定された。 主な特徴としては、障害者の範囲の拡大（難病等の追加）や、障害支援区分の創設、障害者に対する支援の拡大やサービス基盤の計画的整備等が挙げられる。 また、平成 30 年 4 月には、障害者の望む地域生活の支援として、既存の障害福祉サービスの一部改正や新サービスの創設、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等を追記した改正「障害者総合支援法」が施行される。
自立訓練 （機能訓練）	障害者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言等の支援を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。
自立訓練 （生活訓練）	障害者が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等の支援を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。

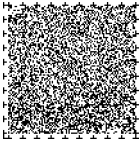


自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等の課題の有無や体調の変化、通院の有無等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。
人権擁護委員会	人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する民間のボランティア（任期3年）で、全国の市町村に設置されている。委員は、地域において自由人権思想に関する啓発を中心として人権擁護に必要な活動を行っている。
生活介護	常に介護を必要とする方に対して、主に昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行なうサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、都道府県知事が交付するもの。本人の申請に基づいて交付され、手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級がある。
成年後見制度	判断能力が不十分な方が、契約手続き等で不利益を受けることを防ぐための制度。具体的には、契約締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、誤った判断に基づいた契約を取り消すことができるような仕組みがある。
ソーシャル・インクルージョン	障害の有無や障害種別に関わらず、地域を構成するすべての人々を地域社会の中で包み込み、支え合うという考え方。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画等を作成する専門職のこと。
た行	
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害児者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行うサービス。

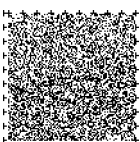


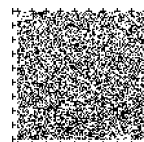
地域活動支援センター	障害者を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のこと。
地域就労援助センター	各機関と協力し、障害者の就労に向けた企業開拓、就労を希望する障害者への就労支援、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じた就労定着支援等を行う機関のこと。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの支援を行うサービス。
地域包括支援センター	高齢者や家族の立場に立って在宅介護などに関する総合的な相談に応じるとともに、必要な保健、福祉サービスが受けられるように、行政やサービス提供事業者などとの連絡調整を行う機関。平成 18 年度の介護保険法の改正で制定された。
tvkデータ放送	本市がテレビ神奈川（tvk）「自治体データ放送」サービスを利用して、防災・気象情報くらしの情報を配信するサービス。防災行政用無線の内容を文字情報で確認することができる。
テレドーム	電話 1 回線で多くの人に同時に音声情報を提供することができる電話情報サービス。0180-99-4591 に電話すると防災行政無線の内容を電話で聴くことができる（有料）。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護等、必要な援助を適切かつ効果的に行うサービスである。障害者総合支援法における障害福祉サービスの 1 つ。
特定疾患医療給付	難病のうち国・県が指定した疾患（特定疾患）について、治療の確立と患者の負担軽減のため行われている医療給付のこと。
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的としている。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校のこと。
な行	
内部障害	内臓機能の障害であり、心臓・呼吸器・じん臓機能・ぼうこう、または直腸機能・小腸・肝臓機能・免疫機能の障害がある。 障害のある臓器のみならず、全身の機能低下を伴うことにより、疲れやすい状態にあり、長時間立つことや重い荷物を持つこと等の身体的な負担を伴う行動が制限される場合もある。



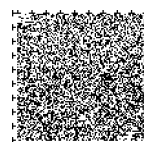


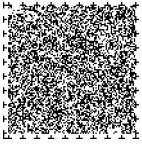
難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾患のことであり、長期にわたって生活面に支障をきたすことがある。 また、日によって症状の変動が激しいことや症状が外部から分かりにくい、改善と悪化を繰り返すといった特徴がみられる場合もある。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、障害の有無に関わらず、誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方のこと。
は行	
発達障害	脳機能障害であり、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群）、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等がある。 人間関係を構築することやコミュニケーションを行うことが苦手な一方、優れた能力が発揮される場合もあり、周囲からは理解されにくい障害である。
バリアフリー	障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっている（心のバリアフリー）。
ピアカウンセリング	障害者が自らの体験に基づいて、同じ障害者の相談に応じ問題解決を図ること。障害者から相談を受ける当事者のことをピアカウンセラーという。ピアとは「同士（仲間）」との意味を表す。
ピクトグラム	物事や行動について、言葉や文字ではなく、図やマーク等で表示する絵文字、絵単語のことであり、視覚記号の1つである。
PDCAサイクル	プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法及び茅ヶ崎市地域防災計画の定めにより、避難行動要支援者に対し、避難の支援や安否の確認等の措置を行うための基礎となる名簿のこと。
ふれあい補助員	学校の通常級担当の介助員。下肢障害を含む特別な配慮を必要とする児童・生徒を介助するために市独自に配置している。
ヘルプマーク	援助や配慮を必要としていることが外見では分かりにくい（義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人等）が、援助や配慮が必要な事を周囲に知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークのこと。

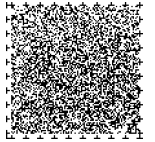




保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス。児童福祉法における障害児支援サービスの1つ。
放課後等 デイサービス	通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービス。児童福祉法における障害児支援サービスの1つ。
防災行政用無線	本市が市内各所に設置した防災用屋外放送設備のこと。茅ヶ崎市地域防災計画に定める災害時の非常通信手段として使用するほか、平常時には光化学スモッグ注意報等の発表・解除、行方不明者等の搜索等の場合に使用している。
防災ラジオ	ポケットベルと同じ周波数帯を活用し、防災行政用無線の内容を聴くことができる、独自の防災ラジオのこと。本市の防災情報伝達体制のさらなる強化に向けて、市民や市内事業所へ販売されている。
ま行	
メール配信サービス	本計画においては、防災行政用無線の緊急情報や本市からのお知らせ等を、パソコンや携帯電話、スマートフォン等にメール配信するサービスを指す。なお、利用する際には、各自がメールアドレスを取得した上で、本市ホームページから事前に登録することが必要である。
や行	
ユニバーサル デザイン	障害の有無や年齢等に関わらず、すべての人が使いやすいように考慮し、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間等をデザインする考え方のこと。
ら行	
療育手帳	知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、県知事が交付するもの。
療養介護	医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービスである。障害者総合支援法における障害福祉サービスの1つ。
レスパイトケア	在宅で障害を持つ家族の介護に当たっている家族の休息や、リフレッシュのための支援策。







第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画

平成30年（2018年）3月発行 第1刷 300部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 福祉部障害福祉課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-82-5157

Eメール shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード

